

令和3年9月 議会関係日程表

令和3年8月31日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
8	17	火		
	18	水		12:00 一般質問締切日
	19	木		9:30 議会運営委員会
	20	金		
	21	土		
	22	日		
	23	月		
	24	火		
	25	水		
	26	木		
	27	金		
	28	土		
	29	日		
	30	月		
	31	火	本 会 議	9:30 9月定例会開会（議案の上程）
9	1	水	休 会	
	2	木	休 会	
	3	金	本 会 議	9:00 一般質問
	4	土	休 日	
	5	日	休 日	
	6	月	休 会	
	7	火	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会（一般会計決算審議）
	8	水	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会（一般会計決算審議）
	9	木	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会
	10	金	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会
	11	土	休 日	
	12	日	休 日	
	13	月	休 会	
	14	火	休 会	
	15	水	休 会	
		16	木	本 会 議

会期17日間

第 1 号

(8 月 3 1 日)

議 事 日 程

令和3年 8月31日
午前 9時30分 開会
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第11号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第12号 株式会社長門牧場第55回決算について
- 日程第 5 報告第13号 株式会社長門牧場第56回事業計画について
- 日程第 6 発委第 1号 長和町議会会議規則の一部を改正する規則について
(委員会提出)
- 日程第 7 報告第14号 令和2年度長和町学校教育振興基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第 8 報告第15号 令和2年度長和町交通安全対策基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第 9 報告第16号 令和2年度長和町共済等推進基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第10 報告第17号 令和2年度長和町地域福祉基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第11 報告第18号 令和2年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第12 報告第19号 令和2年度長和町奨学基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第13 報告第20号 令和2年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第14 報告第21号 令和2年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用
報告について
(町長提出)
- 日程第15 報告第22号 令和2年度長和町振興公社振興基金の運用報告について
(町長提出)
- 日程第16 議案第46号 令和2年度長和町一般会計決算の認定について
(町長提出)

- 日程第 1 7 議案第 4 7 号 令和 2 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 4 8 号 令和 2 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 4 9 号 令和 2 年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 5 0 号 令和 2 年度長和町介護保険特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 5 1 号 令和 2 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 5 2 号 令和 2 年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 5 3 号 令和 2 年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 5 4 号 令和 2 年度長和町上水道事業会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 5 5 号 令和 2 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 6 決算審査報告
- 日程第 2 7 報告第 2 3 号 令和 2 年度健全化判断比率について
(町長提出)
- 日程第 2 8 報告第 2 4 号 令和 2 年度資金不足比率について
(町長提出)
- 日程第 2 9 令和 2 年度健全化判断比率及び令和 2 年度資金不足比率の審査報告
- 日程第 3 0 議案第 5 6 号 長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例について
(町長提出)
- 日程第 3 1 議案第 5 7 号 令和 3 年度長和町一般会計補正予算（第 5 号）について
(町長提出)
- 日程第 3 2 議案第 5 8 号 令和 3 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算

(第1号)について

(町長提出)

日程第33 議案第59号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

日程第34 議案第60号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

日程第35 議案第61号 令和3年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

日程第36 議案第62号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

日程第37 議案第63号 令和3年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

日程第38 議案第64号 令和3年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)について

(町長提出)

日程第39 議案第65号 長和町過疎地域持続的発展計画について

(町長提出)

日程第40 報告第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の締結について

(町長提出)

日程第41 陳情第6号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情

日程第42 陳情第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情

日程第43 意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

(議員提出)

日程第44 委員会付託について

散 会

令和3年長和町議会9月定例会（第1号）

令和3年8月31日 午前 9時30分開会

出席議員（9名）

1番	佐藤恵一	議員	2番	渡辺久人	議員
3番	田福光規	議員	4番	羽田公夫	議員
5番	伊藤栄雄	議員	7番	柳澤貞司	議員
8番	小川純夫	議員	9番	宮沢清治	議員
10番	森田公明	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
総務課長	城内秀樹	君	企画財政課長	藤田健司	君
建設水道課長	龍野正広	君	こども・健康推進課長	長井剛	君
町民福祉課長	藤田孝	君	情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君
産業振興課長	宮阪和幸	君	教育課長	中原良雄	君
文化財担当課長	大竹幸恵	君	総務課長補佐	小林義明	君
代表監査委員	依田典仁	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和3年長和町議会第3回定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、3番、田福光規議員、8番、小川純夫議員の両議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。

会期につきましては、8月19日開催の議会運営委員会において、別紙のとおり決定しておりますので、議会事務局長より報告いたします。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） おはようございます。それでは、議会の日程を申し上げます。

お手元の議案書1ページを御覧ください。

8月19日に開催されました議会運営委員会において会期が決定いたしました。

本日、9月定例会の開会となります。

9月3日、一般質問が5名の議員の方からでございます。

9月7日、総務経済常任委員会、一般会計決算審査、9月8日、社会文教常任委員会、一般会計決算審査、9月9日、総務経済常任委員会、9月10日、社会文教常任委員会をそれぞれ開催いたします。

9月16日、議会再開、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は17日間となりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日8月31日から9月16日までの17日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日から9月16日までの17日間と決定いたしました。

○議長（森田公明君）　ここで報告いたします。

本定例会に提出された案件は、報告第11号から第24号までの報告案14件、発委第1号　長和町議会会議規則の一部改正案1件、議案第46号から議案第55号までの令和2年度決算認定案10件、議案第56号条例案1件、議案第57号から議案第64号までの令和3年度補正予算案8件、議案第65号　長和町過疎地域持続的発展計画に関する案1件、議案第66号契約案1件、陳情第6号から7号までの陳情2件、意見書案1件、合計39件であります。

これより会議に入ります。

◎日程第3　報告第11号　例月出納検査結果報告

○議長（森田公明君）　日程第3　報告第11号　例月出納検査について、依田典仁代表監査委員から報告を求めます。

依田代表監査委員。

○代表監査委員（依田典仁君）それでは、おはようございます。

議案書の3－1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第11号

令和3年8月31日

長和町長　羽田健一郎様

長和町議会議長　森田公明様

長和町監査委員　依田典仁

〃　柳澤貞司

例月出納検査結果報告（令和3年度7月分）

令和3年8月23日、7月分の例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、次のページの3－2から3－8ページを御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君）　報告を終わります。

◎日程第4　報告第12号　株式会社長門牧場第55回決算について

◎日程第5　報告第13号　株式会社長門牧場第56回事業計画について

○議長（森田公明君）　次に、日程第4　報告第12号及び日程第5　報告第13号は関連がありますので、一括して議題とします。

報告第12号　株式会社長門牧場第55回決算について及び報告第13号　株式会社長門牧場第56回事業計画について報告を求めます。

宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） おはようございます。

それでは、報告第12号 株式会社長門牧場の第55回決算、それと報告第13号 第56回の長門牧場の事業計画について報告のほうをさせていただきます。

議案書の4-1ページをお願いいたします。

報告第12号 株式会社長門牧場第55回決算の関係ですが、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの決算につきまして、地方自治法の規定により報告をさせていただきます。

4-2ページから4-3ページをお願いいたします。

営業の概況の関係ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令に伴います酪農部を除く臨時休業や、あと夏休み、お盆の帰省自粛をはじめとした人の移動の抑制により来場者が激減したため、大きな影響を受けてしております。

このような状況の中で、最初に営業の概況についてですが、まず、売上高の状況について説明をさせていただきます。

令和2年度の売上高につきましては、約5億4,200万円で、前年度と比べ約2,100万円の減収となっております。

酪農部門につきましては、新型コロナウイルスの影響で、乳製品の製造量が減少したことから内部取引量が減って外部出荷が増加しております。

営業部門は、通信販売部門が順調に伸びましたが、卸販売が減少したため、ほぼ昨年並みの売上げとなっております。

レストラン、売店部門につきましては、5月の連休と8月の夏期シーズンの休業による減収の影響が大きく、7月9月10月、この間につきましては、GoToトラベルによる恩恵のほうは受けたわけでございますが、年間売上げとしましては、約2,500万円減少をしております。

営業利益、あと当期純利益の関係では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響によりまして、最終の純損失は、約3,670万円となっており、昨年度に比べて約400万円の減となっております。

4-4ページの会社の概況から4-14ページの監査役の報告書につきましては、それぞれ御確認のほうをお願いしたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案書の5-1ページをお願いいたします。

報告第13号の関係です。長門牧場第56回事業計画の関係につきまして報告のほうをさせていただきます。

5-2ページをお願いいたします。

売上目標といたしましては、4億4,600万円とさせていただきます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、酪農関係や地代収入を除く売上高は、約3億4,500万円となっております。令和3年度につきましては、3月から7月のレストハウスの売上げは、新型コロナウイルスの感染拡大前に比べて回復はしており

ますが、8月の長雨の影響で減少のほうをしております。

卸売販売につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響で、感染拡大前の状況には回復のほうはしていませんが、巣籠もり需要などの関係によりまして、通信販売での売上げが順調に推移のほうをしております。

令和3年度の売上高は、新型コロナウイルスの感染拡大の状況にもよりますが、新型コロナウイルス感染拡大前の売上高のほうを見込んでおります。

また、活動計画の関係では、レストランにおきましては、自家産の短角牛を使ったメニューの評判がいいということでもありますので、短角牛の飼育頭数を増やして乳肉複合経営にシフトのほうをしていきたいと考えております。

このほかに、昨年度から進めております健康をテーマにしたブランド戦略を進めていくほか、ECサイトを活用した個人宅配の強化とか、SNSを通じた情報発信のほうを強化して宣伝や販売促進のほうを強化してまいりたいということがございます。より一層長和町の農業、あと観光の拠点として町の内外から一層親しまれる牧場としていきたいと思っておりますので御支援等よろしくお願ひしたいと思ひます。

報告については、以上で終わりとさせていただきます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第6 発委第1号 長和町議会会議規則の一部を改正する規則について

（委員会提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第6 発委第1号 長和町議会会議規則の一部を改正する規則についてを上程いたします。

上程されました議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

小川純夫議員。

○8番（小川純夫君） おはようございます。それでは、ページでいきますと6—1ページをお開きいただきます。

発委第1号としまして、本議会の会議規則の一部を改正するというものであります。

この発委と発議と、委と議とこれ2つあるんですけども、発委のほうは、委員会提出でありますので、本議会で提案を委員会には付託しないというものであります。発議のほうは、委員会付託があり得るというものであります。今回は、発委でお願いをしたいということでもあります。

内容につきましては、6—3に新旧対照表がありますが、主として制定以来、時代に合わない、いろんな規則の変更が推移があるわけでありまして、今回、必要最小限の欠席のための届出の内容、さらには請願書の記載事項の内容等について、まずは手始めに気づいたところから変更をお願いするものでありまして、まだまだあちこちに直さなくちゃいけない点は、条例等も含めましてあるわけでありまして、また後刻、十分検討して提案をしてまいりたいと思ひます。今回は、欠

席の届出という点、あるいは請願書の内容等についての発委であります。何とぞよろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。ただいま御説明がありましたように、発委第1号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、発委第1号は、本日、審議することに決定いたしました。

日程第6 発委第1号 長和町議会会議規則の一部を改正する条例についてを審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより発委第1号を採決いたします。発委第1号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 報告第14号 令和2年度長和町学校教育振興基金の運用報告について
(町長提出)

◎日程第 8 報告第15号 令和2年度長和町交通安全対策基金の運用報告について
(町長提出)

◎日程第 9 報告第16号 令和2年度長和町共済等推進基金の運用報告について
(町長提出)

◎日程第10 報告第17号 令和2年度長和町地域福祉基金の運用報告について
(町長提出)

◎日程第11 報告第18号 令和2年度長和町福祉医療費資金貸付基金の運用報告について
(町長提出)

◎日程第12 報告第19号 令和2年度長和町奨学基金の運用報告について
(町長提出)

◎日程第13 報告第20号 令和2年度長和町国民健康保険事業基金の運用報告について

- (町長提出)
- ◎日程第14 報告第21号 令和2年度長和町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用報告について
(町長提出)
- ◎日程第15 報告第22号 令和2年度長和町振興公社振興基金の運用報告について
(町長提出)
- ◎日程第16 議案第46号 令和2年度長和町一般会計決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第17 議案第47号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第18 議案第48号 令和2年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第19 議案第49号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第20 議案第50号 令和2年度長和町介護保険特別会計決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第21 議案第51号 令和2年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第22 議案第52号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第23 議案第53号 令和2年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第24 議案第54号 令和2年度長和町上水道事業会計決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第25 議案第55号 令和2年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定について
(町長提出)
- ◎日程第26 決算審査報告

- ◎日程第27 報告第23号 令和2年度健全化判断比率について
(町長提出)
- ◎日程第28 報告第24号 令和2年度資金不足比率について
(町長提出)
- ◎日程第29 令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の審査報告
- ◎日程第30 議案第56号 長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例について
(町長提出)
- ◎日程第31 議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算(第5号)について
(町長提出)
- ◎日程第32 議案第58号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)について
(町長提出)
- ◎日程第33 議案第59号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- ◎日程第34 議案第60号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- ◎日程第35 議案第61号 令和3年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- ◎日程第36 議案第62号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- ◎日程第37 議案第63号 令和3年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- ◎日程第38 議案第64号 令和3年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)について
(町長提出)
- ◎日程第39 議案第65号 長和町過疎地域持続的発展計画について
(町長提出)
- ◎日程第40 報告第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢

田 2 建設工事請負契約の締結について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第7 報告第14号 令和2年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから、日程第40 議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業 沢田・沢田2建設工事請負契約の締結についてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに長和町議会9月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員全員の皆さんの出席を賜り、開会できますことに心より感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今年の盆は、停滞する前線の影響で全国的な大雨となり、県内でも岡谷市では、母子3人が土石流に巻き込まれお亡くなりになられるという痛ましい災禍に見舞われました。

全国でも九州地方を中心に複数の死者が出るなど、大変な災害となってしまっております。被害に遭われた皆様には改めてお見舞いを申し上げるとともに、早期の復旧を願っておるところでございます。

長和町でも数日間にわたって、大量の雨が降り、雨量は一昨年、甚大な被害をもたらした台風19号を超える雨量となりました。町も災害対策本部を設置し、対応に当たりましたが、住民の皆様の迅速な避難、消防団や議会議員の皆さん、自治会や自主防災の皆様をはじめ、多くの関係者の皆さんの御協力により、人的な被害や住宅等家屋の被害を未然に防ぐことができました。それぞれの立場で御協力をいただいた皆様に対し、改めて感謝を申し上げるところでございます。

これからは、台風シーズンとなります。引き続き、豪雨災害に備えて、コロナ対策に対応した準備をしっかりと行ってまいりたいと考えております。新型コロナウイルス感染が再拡大する中で、7月23日に開幕した東京オリンピックは、17日間の大会期間を終え8月8日に幕を閉じました。

今月24日から東京パラリンピックが開催され、現在も熱戦が繰り広げられております。史上初めての1年延期となった大会は、緊急事態宣言下での開催を強いられましたが、前回から5年の歳月、大半の会場は無観客という異例の状況でしたが、それを乗り越えた選手たちが見せる懸命なプレーには心を揺さぶられるものがありました。東京オリンピックでは、日本は史上最多の27個の金メダルを獲得し、銀14、銅17を合わせた総数58個でも過去最高の獲得数となりました。

しかしながら、一方では、日に日に感染が増え、第5波に歯止めがかからない状況が続き、現在では爆発的に感染者が増えてしまう状況となっております。様々な犠牲を払って強硬開催された五輪には賛否もあり、当初掲げた復興五輪の理念も発信できたかは甚だ疑問に思いますが、そんな中でも救いだったのは、多くの選手たちが試合後のインタビューで開催への感謝の思いを口にしたことや、支えてくれた人々の心に寄り添ってプレーしたことなどを語ったことでした。このことは、スポーツの大きな価値として多くの皆さんの心に刻まれたことと思います。

上田圏域での新型コロナウイルス感染症の陽性者の状況は、7月上旬までは落ち着いた状態で推移をしておりましたが、7月中旬頃から次第に再拡大の傾向が見え始め、第5波と呼ばれる全国の感染者と足並みをそろえるように7月下旬には、今までにない速さで感染拡大の広がりを見せ、その後、より感染力の強いデルタ株への置き換わりが進み、8月のお盆を過ぎる頃には爆発的な感染状況となってしまいました。3回目となる緊急事態宣言や宣言地域の拡大、期間の延長、爆発的な感染拡大を受けて現在、県内また町内におきましても飲食、観光関連産業を中心に極めて厳しい経済状況にあると認識をしております。

国では昨年度、2度にわたる補正予算により感染拡大の防止と景気の下支えを行っており、当町でもこれに呼応して対策を進めてまいりました。

感染拡大を防ぎながら、経済を再生していくという難しい局面が当面続くと考えております。国の速やかな政策の実施を期待し、当町といたしましても全国の感染状況や国、県の対応を注視しながら、適時必要な対策を進めてまいりたいと考えております。

感染対策の切り札と言われておりますワクチン接種につきましても順調に進んでおまして、7月中に65歳以上の町民の皆様への集団接種が終わり、8月18日から16歳以上の町民を対象としたワクチン集団接種が始まりました。9月19日が2回目の接種の最終日となり、一通りワクチンの集団接種が終了となります。今後は、12歳から15歳までの皆様の接種を進めていきます。ワクチン不足などが騒がれておりますが、当町では予定どおりに供給を受けることができ、御協力いただいた皆様に深く感謝を申し上げる次第であります。

爆発的な感染拡大を受けて、上田圏域での感染警戒レベルは、レベル5で特別警報2となっており、県では、医療特別警報も発出される事態となっております。町内でも8月に入り、3件の感染が確認をされている状況です。町民の皆様には、これまでどおり基本的な感染防止対策を徹底し、不要不急の外出は控え、人との接触機会をできるだけ少なくし大切な命を守っていただきますようお願いをいたします。

また、感染症の拡大に伴い憂慮されますことは、感染者やその家族、最前線で対処する医療関係者に対する偏見などがあります。このような人権侵害は、新型コロナウイルス感染症に対して過度な不安やおそれから、過剰な行動につながってしまうものと考えられます。町といたしましては、こういったことが起きないように引き続き啓発に努めてまいりますので、町民の皆様、お一人お一人が正しい知識を持って人権侵害につながらない行動をお願いをいたします。

今議会は、令和2年度決算について認定をいただく議会でもありますので、昨年度の各事業の実績を基に所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

まず、総務課に関係する事業では、公共交通の確保について公共交通審議会の答申を基に、新しい交通体制を関係機関との調整を進め、合併特例交付金により巡回ワゴン車5台を購入し、昨年10月1日から、新公共交通体制での運行を開始をいたしました。今後もより利用しやすい運行を心がけてまいります。

また、巡回バスの愛称をながわごんとし、愛着と親しみを持ってもらえるよう、女子美術大学の学生に長和町らしいラッピングデザインとロゴマークを考案してもらい、ラッピングをして運行しております。

防災対策の関係では、消防団と資機材の充実や、平成26年度から組織化の取組を始めた自主防災組織は25団体、49区で設置されておりますが、今後も防災士の育成などによって積極的に推進し、住民の災害に対する意識向上を図ってまいります。

町税の関係であります。令和2年度の町税収入額は、約7億5,300万円と前年度比0.8%の減となりました。また、収納率の点では全体で97.6%と前年より0.1%減と若干ダウンする状況になりましたが、引き続き、適切な収納に努めてまいりたいと考えております。

次に、企画財政課に関係する部分ですが、町の令和2年度一般会計歳出決算額は、およそ73億9,900万円でありまして、実質収支で1億8,900万円余りの黒字決算となりました。しかしながら、これは6億円を超える財政調整基金などの取崩しを行って事業の実施に充てた結果であり、令和2年度中の利子と合わせた全体でおよそ1億4,600万円の基金積立てを行っておりますが、少子高齢化の進行等に加え、新型コロナウイルス感染症による社会情勢の変化により、今後も大変厳しい財政運営が続くと思われま。一層の創意工夫に富んだ取組に努めてまいりたいというふうに考えております。

移住に関しましては、さらに空き家バンク制度を充実させるとともに、長期滞在する利用者数も増えている田舎暮らし体験住宅を活用して町の魅力を発信し、移住につなげていけるよう期待をしていたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響による利用停止によって、利用者は減少してしまいました。また、加えて町営住宅の適切な管理や宅地分譲によって、定住者の増加を図り、人口減少に歯止めをかけてまいりたいと考えております。

このほか、まち・ひと・しごと創生総合戦略などに基づく事業の推進もさらに効果的な取組を図り、長和町の活性化に努めてまいります。

次に、情報広報課の関係では、令和元年度より進めておりましたケーブルテレビネットワーク光化促進事業について、町内全域の伝送路幹線網の光ファイバーケーブル敷設とテレビ送受信センター機器の設置、各御家庭までの引込線の敷設、切替え工事が令和2年度で完了をいたしました。これにより、BS4K放送をはじめとする高品質放送や安定したインターネットサービスの提供基盤が整いました。

町民福祉課の関係では、各係とも関係機関等と連携を図りながら適正に事業を実施をいたしました。

その中で、窓口係では、戸籍等事務について常に適正な事務処理を行ってまいりました。

福祉係では、町の地域福祉に関する基本的な方向性等を盛り込んだ長和町地域福祉計画等に沿って、障がい福祉、地域福祉等の推進を図ってまいりました。

また、新型コロナウイルス感染対策関連事業として特別定額給付金の実施、新型コロナウイルス

感染症対応地方臨時交付金を活用して、地域の福祉事業所へ支援として事業所給付金、事業所物資調達補助金を実施をしました。

高齢者支援係では、高齢者の総合相談窓口として、高齢者等からの多岐にわたる相談に対応をしました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの高齢者関連事業が中止となったことで、高齢者の閉じ籠もり、生活不活発による健康悪化に対する対策として訪問活動、介護予防番組等の作成を行い、コロナ禍であっても高齢者の課題把握、介護予防等に取り組みました。

保険係では、4つの特別会計の適正な運営を行いながら、関係者の協力を得て介護保険では第8期介護保険事業計画の策定、国民健康保険では、県統一保険税を見据えての保険税の改定を行いました。

今後も住民の皆様、そして高齢者、障害者やその家族からの相談や要望、また住民の皆様の生活に直接関わる各事業を通じ、住み慣れた地域長和町で安心、安全に生活できるよう努めてまいります。

次に、こども・健康推進課の関係でございます。

保育園の園児数につきましては、ながと、和田両保育園合わせまして135名の園児が元気に保育園生活を送りました。

昨年に引き続き、保育の無償化制度により全ての3歳から5歳児と、0歳から2歳児の住民税非課税世帯は保育料が無料となっております。また、副食費については無償化の対象外とされておりましたが、町独自の子育て支援策としての副食費も無償としておるところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、4月、5月の登園自粛をはじめ、各種行事の開催に大きな影響がありましたが、しっかりと感染対策を取り、幸いにも感染事例はありませんでした。

子育て支援関係では、保育園と同様に子育て支援センターの利用や各種事業において影響がございましたが、感染対策を徹底し、こちらについても感染者の確認はございませんでした。

また、新型コロナウイルス感染症関連事業といたしましては、臨時子育て応援金及び子育て世帯へ臨時特別給付金の支給、このほか加湿空気清浄機など備品や非接触型体温計などの衛生用品を保育園及び子育て支援センターに整備、活用をいたしました。

通常の子育て支援事業につきましては、例年どおり実施となっております。

健康づくり関係ですが、本来の事業に加えて新たに新型コロナウイルス感染症対策への対応が必要となり、このことが健診の受診者数をはじめ、各種事業に大きな影を落とす結果となりました。この対策には全力で取り組み、コロナ接種に向けての準備につきましても万全を期すなど町民の感染防止に力を注いだところでございます。

また、町独自の取組として65歳以上のインフルエンザワクチンの負担金をゼロにし、感染の防止に努めました。

次に、産業振興課でございます。

道の駅大型農畜産物直売所マルシェ黒耀につきましては、平成29年から長和町道の駅エリア活性化推進事業として進められてきましたが、附帯施設であります下屋や足湯施設とともに令和2年6月13日にオープンをいたしました。来場者数、売上額ともに順調に推移をしております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により観光業、飲食業やこれらに関連する卸小売業に影響が続いている状況にあります。この状況への対応として、地方創生臨時交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業を実施をいたしました。

長野県と市町村とが連携して、休業要請に応じた事業所に1事業所当たり30万円を支給する県・市町村連携新型コロナウイルス感染拡大防止協力企業特別支援事業や売上げが減少している町内事業者等への事業継続を支援するため、事業継続給付金事業を2回にわたり実施をいたしました。

このほかに、地域内の店舗や事業者等への経済対策、地域住民の家計の生活支援のため、町民1人当たり1万円の長和の里地域いきいき券を配布する「みんなで応援！長和の里地域いきいき券配布事業」などの事業を商工会と連携しながら実施をいたしました。

引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大による経済への深刻な影響が続いていることから、商工会や観光協会等と連携しながら、さらなる対策を講じていきたいと考えております。

次に、建設水道課の関係でございます。

国の交付金事業である社会資本整備総合交付金事業により道路改良や道路側溝改良など5事業を実施をいたしました。また、単独事業としては地域の要望に応え、道路側溝改良工事に当たってまいりました。

災害復旧事業に関しましては、補助災害事業の繰越事業に合わせ16か所を行い、町単独災害事業も16か所復旧事業を行いました。

土木施設災害復旧費では、3億2,201万円の繰越明許費を合わせまして3億9,802万円を執行し、そのうち令和3年度へ7億3,566万円を繰越明許費、6,314万円を事故繰越とさせていただきます。

また、農業用施設の災害復旧費では、8,500万円を補正をさせていただき、元年度の繰越額11億6,629万円を追加し、21億3,636万円を執行をいたしました。町内外どこの業者も仕事量が限界を超しており、入札の不調となり工事箇所が数多くあり、3年度へ7億3,566万円を繰越明許費として、6,314万円を事故繰越とさせていただきます。

2年目が過ぎ、国庫補助最終年度の3年目となりますので、一日も早い復旧を目指して工事の発注、施工管理に努めてまいりますので、引き続き御協力をいただきたいと思います。

上下水道関係では、上下水道事業と公営企業法適用となりましたので、健全な経営に努め、経営基盤の強化を図ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

また、別荘関係につきましては、引き続き町営別荘地の適正な管理運営に努めるとともに、公約でありました別荘地マスタープランの提言書が出されたことにより、これに沿った経営改善に向けた経営委員会での検討を進めてまいります。

次に、教育課に関する部分であります。学校関係におきましては、令和2年度新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休校、また分散登校を実施いたしました。休校中には担任による家庭訪問、児童の状況確認、課題を配布するなどの対応を行いました。

コロナ対策として学校における諸行事の見直し、空気清浄機など備品購入、衛生用品の整備を図りました。

また、GIGAスクール対応、ICT教育の推進のため、各小学校の児童・教師に端末機を導入いたしました。教職員研修を実施し、今後授業での活用、家庭学習での利用を進めるなど有効活用を図ってまいりたいと考えております。

古町コミュニティ施設建設事業につきましては、住民の皆様の御意見を考慮しながら事業を進めてまいりました。令和3年度古町公民館の撤去工事、古町コミュニティ施設の着工など本格的な工事が始まりましたが、現在埋蔵文化財の発掘調査を急ピッチで進めているところであります。引き続き住民の皆様へ説明をし、御理解を得ながら進めてまいりたいと考えております。

文化財の関係では、史跡星糞峠黒曜石原産地遺跡保存整備事業での中核となる事業であります。野外展示施設の建設工事が令和3年度のオープンに向けて無事竣工し、7月19日に竣工記念式典を執り行いました。

また、平成30年度に「星降る中部高地の縄文世界」として認定されました日本遺産の関係につきましては、長野県と山梨県の14市町村等で構成します甲信縄文文化発信・活性化協議会におきまして、各種事業が進められておるところでございます。歴史遺産を生かした国際交流事業の関係につきましては、第3期長和町青少年黒曜石大使は新型コロナウイルス感染拡大に伴い、残念ながら渡英は延期となってしまいました。来るべき渡英に備え研修を行っております。

以上、令和2年度における各課の実施事業の実績を基に述べさせていただきました。

続きまして、令和2年度決算における町の財政指標について説明をさせていただきます。

まず、実質公債費比率であります。今回は11.6%となり、前年度の11.1%から0.5ポイント増加しました。

次に、将来負担比率についてであります。前年度の73.3%から1.5ポイント増の74.8%となりました。

これは、地方債の現在高や債務負担行為に基づく支出予定額が増えていることと、充当可能な財源とされる基金残高の減少が主な要因と考えられます。

ただ、実質公債費比率、将来負担比率ともに前年度と比較して上がっておりますが、財政健全化を図る基準を下回っておりますので、令和2年度決算における財政健全化の状況は全て健全な状況であると言えますことを報告をするところでございます。

なお、健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、本議会に報告案件として提出させていただいております。後ほど、担当課長より説明をさせていただきますのでよろしくお願いを申し上げます。

それでは次に、条例制定案1件、補正予算案8件につきまして、順次説明をさせていただきます。

最初に、議案第56号 長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例の制定について、御説明を申し上げます。

金銭物品等の寄附募集に関する条例は、合併前の旧町村で制定されて以来36年余りが経過し、現在判断調査すべき案件がなく、形式的な手続となっていることから、条例本来の目的が達成されたため廃止をお願いするものであります。

これに伴いまして、長和町手数料条例の別表に定められておりました、これに係ります事務手数料を削らせていただくというものであります。

続きまして、補正予算関係の議案について順次説明を申し上げます。

最初に、議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第5号）につきまして、主な内容を説明をさせていただきます。

歳出につきまして、議会費においては音声設備に関わる入札差金の減額による補正を、総務費においては長和町功労者表彰記念品等のほか、大門自治会補助金及び起業支援補助金の増額補正、情報管理費では、Wi-Fiステーション光回線使用料などの補正を計上をさせていただきました。

民生費におきましては、障がい児通所支援費等の補正、事業費確定に伴う後期高齢者医療負担金の減額補正のほか、後期高齢者医療特別会計繰出金及び介護保険特別会計への繰出金の補正などを計上させていただきました。

衛生費におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関連した経費に伴う補正を、農林水産業費においては、農業費では契約実績に伴う事業費の補正、林業費では補助事業の内示や確定などに係る補正を計上をさせていただきました。

商工費におきましては、道の駅に設置要望のあったATMに関する事業費の補正のほか、合併特例交付金の土木費からやすらぎの湯施設改修工事へ組み替える補正、たかやまスキー場の改修工事に係る事業規模を縮小して補正を計上をさせていただきました。

土木費におきましては、道路修繕工事、古町コミュニティ整備事業による古町公民館西側の取付道路の設計委託等に関わる経費を補正計上をさせていただきました。

教育費におきましては、GIGAスクール教材、小学校におけるコロナウイルス感染症対策に係る経費、和田宿なが井敷地内の立木伐採、古町コミュニティ施設に関わる発掘経費などを、保健体育費においては事業経費の組替えに伴う補正を計上をさせていただきました。

災害復旧費におきましては、土砂撤去に伴う重機の借り上げ料を、新たに確認された補助対象外である災害箇所に係る測量設計、監理工事費等に森林環境譲与税を活用して実施する補正を、増工分に伴う設計監理と工事費の経費をそれぞれ計上をさせていただきました。

これらのほかに、4月の人事異動に伴う人件費の補正も計上をさせていただいております。

次に、歳入につきまして、主な内容を説明をさせていただきます。

地方特例交付金並びに普通交付税の交付額の確定を受け、増額補正を計上するとともに、財政調整基金繰入金の減額補正を計上をさせていただいたほか、国県補助金では、歳出の補正予算で計上

をさせていただきました各事業の事業費に伴い、それぞれ補正を計上をさせていただきました。

また、令和2年度決算に伴う繰越金に係る補正及び臨時財政対策債の発行額確定を受けての増額補正、補助災害復旧事業費の増額も計上をさせていただいております。

以上、一般会計全体で1,704万2,000円の増額をお願いするものであり、補正後の予算総額は62億9,000万円であります。

続きまして、議案第58号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）から議案第64号 令和3年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）までの特別会計等の補正予算について御説明を申し上げます。

これらの補正予算につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金の補正が共通をしております。

主だった補正といたしまして、国民健康保険特別会計においては令和2年度の普通交付金の精算に伴う雑入及び償還金、医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金の決定による補正、後期高齢者医療特別会計におきましては、保険料及び広域連合納付金の補正、介護保険特別会計におきましては保険料及び保険給付費に関する国庫支払基金の決定等による補正、また令和2年度の実績による国庫支払基金への償還金の補正、公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算においては、人件費に伴う補正などを計上をさせていただきました。

次に、議案第65号 長和町過疎地域持続的発展計画について説明を申し上げます。

先般、議会全員協議会におきまして御協議をいただきました案件でございますが、御案内のように平成12年4月に施行されました旧過疎法、過疎地域自立促進特別措置法がこの3月をもって失効となり、新たに過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上の実現を理念とする過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年3月議員立法により可決、成立し、この4月に施行されました。私も県の町村会長として、また全国過疎連盟の理事として携わったわけですが、特別措置法が成立した際は、安堵で胸をなで下ろしたところでございました。

町ではこれを受け、これまで過疎地域自立促進特別措置法と同様、過疎地域の要件を満たすこととなったことから、長和町過疎地域持続的発展計画（案）を作成し、パブリックコメントによる住民の皆様からの意見募集並びに県への事前協議、正式協議を経まして同意をいただきましたことから、今回この計画を議会へ上程をしてお諮りをするものでございます。

続きまして、議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の締結についてにつきましては、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めらるものでございます。

以上、本定例会に提案させていただきました議案について概要を説明させていただきました。

詳細につきましては、御審議の際、それぞれ担当者より説明を申し上げますので原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君）提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時31分です。10時40分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時40分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第7 報告第14号 令和2年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから、日程第25 議案第55号 令和2年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定についてまでを一括して議題とします。

まず、日程第7 報告第14号 令和2年度長和町学校教育振興基金の運用報告についてから日程第15 報告第22号 令和2年度長和町振興公社振興基金の運用報告についてまで、会計管理者より説明を求めます。

上野会計管理者。

○会計管理者（上野公一君） 8—1ページからお願いいたします。

それでは、報告第14号からの特目基金の関係をお願いしたいと思います。

地方自治法241条の第5項の規定によりまして基金の運用報告をするものでありますが、基金のうち、特定の目的を定めてある基金について定めておる規定でございます。

内容につきましては、監査委員さんに審査をいただき、8月23日に意見書を頂いているところでございます。

では、8—2ページからお願いいたします。お開きください。

まず、長和町学校教育振興基金1,250万円の基金でございます。運用益を小学校図書等の充実の費用に充てるということで、2年度は2万6,000円の運用益がありまして、一般会計へ計上しております。

次に、9—1、交通安全対策基金の運用報告でございます。9—2ページを御覧いただきまして、こちらは100万円の基金ですが、2年度は2,000円の運用益がございました。

おめくりいただきまして、10—1ページ、長和町共済等推進基金の運用報告でございます。10—2ページを御覧ください。

長和町共済等推進基金523万9,430円の基金でございますが、これは農業者等が加入することの事業の推進あるいは、地場産業活性化施策の推進等に充てるという規定になっておりまして、2年度は1万1,000円の運用益がございました。

続きまして、11—2ページへお願いいたします。長和町地域福祉基金でございますが、1億9,746万9,000円の基金でございますが、2年度は41万6,000円の運用益がございまして、福祉施策の充実強化に充てられております。

続きまして、12—2ページ、福祉医療費資金貸付基金の運用でございます。こちらは貸付用の基金ですが50万円の基金でございまして、2年度中の貸付けはなかったということで50万円の

残高でございます。

それから、奨学金の運用報告でございますが、13—2ページを御覧ください。現在1億2,000万円の基金でございます。下の表の一番下でございますが、2年度は46名の方から返済があり、現在83名の方に貸付けを行っております。

貸付期間中の方は19名ということになっております。

現金そのものの残高といたしましては、一番右下にありますように4,878万7,000円の残高となっております。

続きまして、国民健康保険基金の運用報告でございます。14—2をお開きいただきまして、国民健康保険特別会計の財政調整基金的な基金でありまして、2年度中は1,400万円の決算積立てを行いました。2年度末現在高は1億3,208万3,624円となっております。

それから同じく国民健康保険の高額医療費の資金貸付基金の運用報告であります。15—2ページを御覧いただきたいと思っております。

これも300万円の基金を持っておりまして、2年度中は貸付け等がありませんでしたので、残高も300万円のままでございます。

最後に、長和町振興公社振興基金の運用報告でございます。16—2ページになります。基金としての1億円のうち、令和3年度までの期限で9,500万円を貸し付けておりますので、2年度末の残高は500万円というふうになっております。

以上、9つの基金につきまして御説明申し上げました。大変失礼いたしました。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

次に、日程第16 議案第46号 令和2年度長和町一般会計決算の認定についてから日程第23 議案第53号 令和2年度長和町和田財産区特別会計決算の認定についてまで会計管理者より概要説明を求めます。

上野会計管理者。

○会計管理者（上野公一君） それでは、大変失礼いたしました。概要報告のほうに移らせていただきたいと思います。それでは、お手元の議案書の今度は7—1ページへお戻りいただきたいと思います。

それでは、令和2年度の決算概要につきまして御説明を申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、7—2ページをお開きください。第1表といたしまして、一般会計、特別会計全ての会計につきまして、歳入歳出を一覧表にまとめてございます。

まず、表の一番上の行ですが、一般会計につきましては、令和2年度では、新型コロナウイルスの感染防止、経済支援に伴う交付金事業や、繰越事業の台風19号の災害復旧事業、こちらが本格化したので、前年度と比較して、大分増額となった決算の状況となっております。

歳出決算額では、前年度より11億5,800万円多い73億9,993万円余りの決算となっております。

一方、それ以降の特別会計につきましては、おおむね前年と比べて、減少傾向になっております。決算額となっております。

それぞれ御覧いただければと思いますが、表の一番下で、一般会計、水道等を除いた特別会計合わせまして93億6,186万円余りの歳出決算額となっております。

続きまして、おめくりいただいた7-3、7-4ページでございますが、一般会計についての歳入と歳出でございます。

まず、7-3、第2表の歳入でございますが、令和2年度より新設になったものは、款6の法人地方税交付金、また7款の自動車取得税交付金は、逆に廃目となっております。

以下、構成比の大きい科目のみ申し上げさせていただきます。

まず、款の1、町税につきましては7億5,264万円ほどの金額となりました。構成比では9.7%となっております。

次に、款の10地方交付税ですが、令和2年度28億4,416万円余りということで、構成比では、36.8%と一番大きなウエイトを占めている状況でございます。

次に、款の14国庫支出金でございますが、前年に比べまして、10億円以上の増となっております。2年度は、新型コロナウイルスの特別定額給付金交付事業や臨時交付金など、国からの補助金が増額になったことが主な要因でございます。

それから、款の18の繰入金でございますが、台風19号関連の災害復旧費とそれに対応するために基金の繰入れがそれぞれ7,100万円ほど増額になっております。

最後に款の21町債でございますが、令和元年度の道の駅エリア再整備活性化事業のような大型事業が完了しましたので9,270万円余りの減額となっております。

表の一番下、歳入合計収入済額で77億2,340万円余りの決算となりました。

続きまして、7-4、第3表、こちらは歳出でございます。

前年と比べまして大きく増額となっておりますのは、総務費、民生費、商工費、災害復旧費となります。

款の2総務費では、令和2年度より行政事務包括業務委託事業がスタートし、1億9,000万円ほど増額になっております。

款の3民生費では、新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の特別定額給付金事業やグループホーム和田の建設工事に伴い、6億4,400万円ほど増額になっております。

款の6商工費もこちらもコロナ関係で経済対策事業の実施、また、鷹山スキー場の設備改修工事などで3億5,700万円余りの増額になっております。

款の10災害復旧費は一昨年、台風19号災害による災害復旧で農業、林業、土木各施設の合計で5億3,700万円ほどの増額となっております。

また、減額となっておりますものにつきましては、元年度で事業が完了したことによる減額が主な原因となっております。

全体で、一般会計の支出額は73億9,993万円ほどになりました。また、翌年の繰越額は16億813万円ほどと大変大きな繰越額となりましたが、これは、古町コミュニティ施設建設事業と台風19号災害による災害復旧費の繰越しが多くを占めております。

それと、その隣、不用額でございますけれども、こちらも1億1,900万円ほどございます。この不用額については、次の年への繰越金も含めた見込んだ中での不用額としてありますので、御承知いただければというふうに思います。

次に7-5、7-6ページがこちらは特別会計に関わります収入状況と執行状況でありまして、参考として財産区の状況も載せてございます。それぞれ御覧いただければと思いますが、まずは、7-5、第4表の中ほどに特別会計の合計額がありますが、収入済みは20億3,800万円余り、前年度比で4.7%ほど減少しております。

そして、7-6ページ、第5表、歳出でございますが、同じく中ほどに特別会計全体の支出総額がございますが、19億6,192万円の前年度対比で5.4%減となっております。

続きまして、7-7ページ、第6表になります。決算積立額の一覧表ということで、これは表の一番下の行、地方自治法233条の規定、それから地方財政法も関係してくるわけでございますが、一般会計で1億4,000万円、国民健康保険で1,400万円、介護保険で1,000万円、観光施設特別会計で1,200万円をそれぞれ決算を御認定いただいた後に、積立てをするところでございます。

それでは、次の7-8ページへ移りまして、7表、収入未済額でございます。

まず、上段にあります上の表ですが、一般会計分でございます。

1の町税から始まりまして、分担金・負担金、使用料・手数料、財産収入、諸収入合わせまして、2年度のトータルでは2,380万円ほどでございます。前年度対比では4.8%の増となっております。令和元年度から続く新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動の低迷も影響しているようでございます。

また、不納欠損額につきましては127万円の前年とほぼ同額でございます。

続きまして、その下段の表が特別会計でございます。2の国保会計から14の観光施設特別会計まで、2年度のトータルでは1億2,726万円ほどの収入未済となっております。

次は、7-9ページをお願いいたします。

第8表の町税の収入状況でございます。町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税に分けまして、金額と収入率をお示ししてございますが、一番下の合計欄、御覧いただきますと、現年・滞納分を合せまして、2年度の収納率は97.6%、その隣、元年度と比べまして97.7%ということですので、収入としては、若干、下降した状況となっております。

また、7-10ページ、第9表でございますが、こちらは、国民健康保険税と後期高齢者保険、介護保険料の収入状況でございます。

まず、国民健康保険につきましては、合計の欄、現年と滞納を合わせた2年度の収納率は93.

1%でした。前年度も93.1%でしたので、収納率は変わっておりません。

中段の後期高齢者医療、保険料につきましては99.8%、その下、下段の介護保険料については98.9%という収入率になっております。

最後に7-11ページ、第10表、年度末の基金の動向になります。

初めに、一般会計の基金でございますが、一番上の財政調整基金では、決算積立てや年度中の利子等の積立てを行いました。が、災害復旧等の財源に充てたため、4億5,659万円ほど取り崩しましたので、15億9,000万円余りの残高となっております。

次に、表の中の4番目でございます。

有線放送施設改善基金につきましては、ケーブルテレビの光化促進事業の財源として4,788万円余りを充ててございます。

また、6番の公共施設整備基金では、高齢者生活支援センターや長門老人福祉センターなどの公共施設の修繕工事に1,993万円余りを充てております。

19番の新町一帯感醸成基金では、依田窪病院への負担金などに1億1,761万円余り、また28番のふるさと納税基金では、寄附額が年々増加を伸びておまして、基金残高は1,850万円ほどの増加となりました。

また、昨年度新設されました38番、一番下、森林環境譲与税基金につきましては、1,000万円余りを新町の町単の林業施設の災害復旧費に充てております。

その他の基金におきましても、利子と積立金の変動がございますが、それぞれ御覧の表のとおりとなっております。

その下に特別会計ありますけれども、その前に一般会計の合計だけ申し上げます。一般会計基金の残高の合計は前年比5億1,000万円減の33億4,507万4,155円となっております。

続きまして、その下から始まる表でございますが、特別会計の基金の動向でございます。

まず、初めに国保事業基金でございますが、決算積立で1,400万円を積立で1億3,500万円ほどの残高となっております。

観光施設特別会計につきましては、直営別荘地の管理運営に充てるため取り崩しを行いましたので2,809万円ほどの残高、また、介護保険につきましては、決算積立で500万円を積立で、基金残高は625万円ほどとなっております。

最後に、参考ですが、和田財産区につきましては6,043万円ほどの基金残高となっております。

以上、雑駁ではございますが、一般会計、水道、下水道を除いた特別会計の決算の概要説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 次に、日程第24 議案第54号 令和2年度長和町上水道事業会計決算の認定についてから日程第25 議案第55号 令和2年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定についてまでの概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、7—12ページを御覧ください。

令和2年度公営企業会計決算概要書の説明をさせていただきます。

令和2年度損益計算書、水道事業費用2億6,266万5,000円、水道事業収益2億7,693万4,000円でございます。当年度純利益が1,426万9,000円の黒字となりました。この要因につきましては、令和元年度の料金改正に伴い、調定金額の増額と維持管理費を押さえたことによります。

続きまして、令和2年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計の決算概要を説明させていただきます。7—14ページを御覧ください。

令和2年度損益計算書、下水道事業費用4億6,144万9,000円、下水道事業収益5億1,367万5,000円。当年度純利益5,222万6,000円の黒字となりました。この要因としましては、維持管理費を押さえた結果によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 以上で、決算の概要説明を終わります。

ここで、日程第26 決算審査報告について、依田典仁代表監査委員より報告を求めます。

依田代表監査委員。

○代表監査委員（依田典仁君） それでは、失礼いたします。資料の17ページをお開きいただきたいと思っております。

そこにお示しのとおりでございますが、事業決算審査報告、7月6日に収納状況審査、また、13日に事業現場監査、19日に基金運用状況審査で7月20日から28日にわたりまして、一般会計、特別会計、公営企業会計ということで、審査をさせていただきました。一般会計、特別会計につきましては、歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び証書類、公営企業会計については、決算報告書、財務諸表、決算附属書類及び証書類を審査した結果、経理は収支ともに適正であるものと認めさせていただきましたので、御報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

次に、各課より令和2年度各課の主要事業の実績について説明を求めます。

最初に、総務課関係について説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、町政白書に基づきまして、説明をさせていただきますので、町政白書のほうを御用意いただきたいと思っております。

白書をおめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

総務係の関係でございますけれども、まず職員数につきましては、下のほうに職員数の推移を記載してございますが、令和3年4月1日現在、90名となっておりますので、めくっていただいて、

5 ページのほうには国家公務員給与との比較をしたラスパイレス指数がございしますが、ラスパイレス指数は97.8%という状況でございます。

6 ページになります。

選挙につきましては、昨年度は、町の大門・長久保・古町の各財産区議員の選挙がございました。無投票ではありましたが、印刷製本費等の支出がございました。

7 ページに行きまして、町営バス等につきましては、合併特例交付金により、巡回ワゴン車を5台購入し、昨年10月1日から新公共交通体制での運行を開始したところでございます。

巡回バスの愛称を「ながわごん」とし、愛着と親しみを持って利用促進となるよう、ワゴン車に女子美術大学の学生に制作していただいた、長和町らしいラッピングデザインとロゴマークを施しました。

9 ページになりますが、国際交流事業の関係でございしますが、3期生となる長和町青少年黒耀石大使7名については、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大のため、予定しておりましたオランダ・英国渡航を1年間延期することとしました。事前研修につきましても、県内の感染状況を見ながら、限定的に集会形式で行いましたが、オンラインでの活動が中心となりました。

続いて、11ページからの危機管理の関係でございします。消防団の関係ですけれども、団員数の確保が問題となっておりますが、消防団の士気向上のため、福利厚生の見直しや備品の整備を行いました。

12ページの自主防災組織での関係では、令和2年度で新たに4団体が組織されまして、令和2年度末までに25団体、49区の自主防災組織が設置されております。

今後も町民の災害に対する啓発を行うとともに、積極的に組織の立ち上げを推進していきたいと考えています。

14ページになります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、昨年8月28日に初めて、町内での感染者が確認されて以降、2年度は5人の感染が確認されております。現在まで続く、この未曾有の事態に町では新型コロナウイルス感染症対策本部を設置、学校の休校や各種イベントの中止、延期など3密を避け、マスクや手洗い、消毒の徹底を呼びかけるなど、新しい生活様式の普及、啓発を行いました。

今後の情勢は不透明ではありますが、情報収集及び感染状況を注視し、住民への情報提供に努め、感染拡大防止に取り組んでいきたいと考えております。

15ページからは税務の関係でございします。

町税の収入が7億5,300万円ほどと、前年に比較して600万円ほどの減、徴収率も全体で97.6%と0.1%の減になりました。新型コロナウイルスの影響もありますが、引き続き県等と連携を取りながら、徴収に取り組んでまいりたいと思います。

最後に、21ページからの3つの支所の関係でございします。大門支所をはじめ、いずれの支所も

町民にとって身近な存在として、町民の相談や住民票等の発行、財産関連の業務を行っておりますので、引き続き利用者の目線に立ち、丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

23ページの和田支所においては、3階の旧議場に冷暖房設置工事を行い、通年を通して、快適な利用が可能となりました。

次の24ページの長久保支所につきましては、利用頻度の高い講堂前のトイレを改修し、利用者の負担軽減及び感染対策、避難所機能を向上することができました。

以上でございます。総務課の関係について説明を終わります。

○議長（森田公明君） 次に、企画財政課関係について説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは引き続き、企画財政課関係でございますけども、白書の26ページから44ページとなります。

まず、まちづくり政策係からでございますが、26ページから29ページとなります。

広域的な移住、交流事業などを通して長和町の魅力の発信に努め、空き家バンクの充実を図り、移住・定住につながるよう努めてまいったわけでございます。

平成30年度から利用を開始いたしました田舎暮らし体験住宅につきましては、前年度は19件、87人の方に御利用いただいたわけでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、利用を停止した期間もございまして、3件の14名の利用となっております。

空き家バンクの関係につきましては、徐々にではありますが実績もできまして、令和2年度につきましては、60件の問合せがあり、前年度に比べて多くなっていることから関心も高まってきていると思っております。

なお、売買賃貸契約成立につきましては、6件という状況でございました。引き続き体験住宅の活用、空き家バンクの登録、情報提供、契約と併せまして利用促進と移住につながるよう、今後も鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

信州・長和町地域おこし協力隊につきましては、令和2年度末では、6人の隊員の皆さんがそれぞれのミッションと自身の定住に向けて活動をしてございます。

本年の6月末には、1名の隊員の任期が満了となっておりますが、それぞれ町の皆さんとの関わりを持って積極的な活動を継続しているところでございます。

その他、引き続き、住民の方の自主的なまちづくり活動への補助ですとか、各種計画の見直しなど、住みよいまちづくりに向けて努めてまいりたいと考えてございます。

次に、30ページから33ページまでの財政係の関係でございます。

町の令和2年度一般会計決算における歳出総額につきましては、73億9,900万円余りということで、前年度に比べておよそ11億5,700万円、18.6%の増額となっております。

実質収支につきましては、1億8,902万3,000円となりましたが、歳入における地方交付税の割合が36.8%ということで、依然として自主財源に乏しい状況でございます。また、財

政調整基金4億5,659万4,000円を含みます6億5,900万円ほどの基金の取崩しを行い、財政運営をしてまいったところでございます。

性質別歳出につきましては、前年度に比べて物件費、公債費、繰出金、投資的経費でございます普通建設事業費が縮減となり、人件費、維持補修費、扶助費、補助費等、積立金、投資的経費でございます災害復旧事業費などが増加してございます。

少子高齢化の進行、新型コロナウイルス感染症によります社会情勢の変化等によりまして、今後も大変厳しい財政運営が続くと思われるため、予定している事業の見直しや優先順位の高い事業など厳選等によりまして基金の取崩し、これらの抑制を図り、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、34ページから36ページまでの管財係の関係でございます。

財産管理につきましては、引き続き、庁舎管理の効率化、維持管理費の縮減に努めてまいります。

電気料金につきましては、法人特別割引契約プランにマルシェ黒耀を追加いたしまして、減額に努めてまいっているところでございます。

経年劣化した事務機器や公用車につきましても、計画的に更新を図ってまいりたいと考えているところでございます。

また、町として活用していない町有地につきまして、払下げや貸付等の推進をしてまいりたいと考えております。

ふるさと納税につきましては、令和元年から寄附の受入れや、返礼品の送付などを業者に委託してございます。延べで1,998人から合計で2,621万5,000円ほどの寄附がございました。

また、旧和田中学校の跡地利用につきまして、検討委員会から答申をさせていただきまして、町事業での利用提案を各課へ募ったわけでございますが、具体的な利活用の希望がございまして、一般公募をとということで検討したわけでございます。新型コロナウイルス感染症の影響によりますところの移動制限などを考慮し、募集ができなかったわけでございます。

今後につきましては、答申内容に沿った利用ができるように十分に再度検討して事務を進めていきたいと考えているところでございます。

国から求められております公共施設の個別施設計画につきましては、策定済みであります学校施設、公営住宅を除いた279棟の施設につきまして、劣化調査やヒアリングを実施し、中・長期計画となります個別施設計画の策定を行ったところでございます。

36ページからの、町営住宅の関係につきましては、185戸の町営・公営住宅の入退去や維持補修など適切な管理、運営に努めてまいりました。

今後につきましても、使用料の滞納対策も含めまして適切な管理を行ってまいりたいと考えているところでございます。

37ページの広域行政につきましては、令和4年度までの上田地域広域連合広域計画第5次とな

るわけですが、これに基づきまして、38ページの表にあります事務事業に共同で取り組んでいるところがございます。

40ページの統計調査につきましては、指定統計調査でございます学校基本調査、工業統計調査、国勢調査を実施いたしました。

また、令和3年度で実施をいたします経済センサスの事前準備といたしまして、調査区設定等の事務を行ったところがございます。

最後に41ページからになりますが、地方創生関係についてでございます。

長和町における地方創生は、平成27年12月に「長和町まち・ひと・しごと総合戦略」を策定し、進めてきたところがございますが、令和2年度から5年間は、第2期となる総合戦略の期間に入っております。第2期において取り組む施策につきましては、町内の子育て支援センターを利用する保護者、平成31年に成人式を迎えた若者、別荘オーナー、議会、商工会や社会福祉協議会など関係する各団体の皆様と意見交換をいたしまして、これらの結果を踏まえ、協議会において総合的に検討した上で、意見募集に付し、策定を行ったわけでございます。

総合戦略に記載されました事業を中心に、国の地方創生推進交付金並びに地方創生拠点整備交付金等も活用しながら、地方創生推進協議会において、PDCAサイクルによる効果検証を確実にを行い、地方創生を進めていきたいと考えているところがございます。

アートをテーマにした構想事業につきましては、女子美術大学と長和町との包括連携協定の締結を実現させるための環境整備のほか、これまでに町から提出されたアイデアの実現、地域資源を生かした企画の提案、具体的な連携事業の検討のための材料の洗い出しを行い、このような活動から生まれた作品を多くの皆さんに知っていただくことを目的として活用いたしました。

令和2年度におきましては、町内巡回バスのラッピングやロゴデザイン制作、認知症サポーター養成講座受講者向けのオリジナルキーホルダーのデザインの制作、子どもや若い世代に長和町の民話を知っていただきますため、前年度に企画された民話をテーマとしたクリアファイルを長門小学校、和田小学校、依田窪南部中学校の児童生徒に配布するなど、この事業が町民の皆様にとってより身近なものとなったと考えているところがございます。

企画財政課につきましては以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（森田公明君） 次に、情報広報課及び会計課関係について説明を求めます。

上野情報広報課長兼会計管理者。

○会計管理者（上野公一君） それでは私のほうから、情報広報課と会計課のほうについて御説明させていただきます。

まず、46ページからの情報広報課関係について御説明申し上げます。

まず初めに、広報の関係でございますが、毎月第1火曜日に区長様宛に発送し、全戸に配布をいただいているところがございます。平均しますと、1月当たり31ページほどの広報紙となっておりますが、担当者が作成したデジタル原稿をそのまま印刷することで、印刷経費の削減を図っ

ておりますし、毎月開催する広報委員会において記事の内容やレイアウトなどを精査しております。

また、令和2年度からは、より多くの人に広報紙を御覧いただけるよう、町ホームページへの掲載に加え、スマートフォンアプリ、マチイロアプリやマイ広報紙などでデジタル配信を行い、町のPRに努めてまいりました。

おめくりいただきまして、47から48ページの情報システム関係でございます。

庁舎内のネットワークシステムも更新してから年数が経過しており、機器の故障リスクが増加しております。さらに、国の進めるデジタル社会の構築に合わせた次期システムの構築も進めていかなければなりません。

ますます複雑化する情報ネットワーク業務に対応するため、専門知識を有する人材の確保と役場職員全体のICTスキルの向上が急務となっております。

続きまして、49ページからのケーブルテレビ関係でございます。

2年度末のケーブルテレビの加入者は2,520件、インターネットは662件の加入となっております。テレビ加入者においては減少傾向、インターネット加入者については現状維持といった状況でございます。

ケーブルネットワーク光化促進事業につきましては、令和2年度で完了し、町内全域の幹線網、各御家庭までの引込線敷設、切替工事、全てが完了いたしました。また、ケーブルテレビの民営化に当たり、委託先としていた丸子テレビ放送株式会社との協議を重ねてまいったわけですが、委託条件等で折り合いがつかなかったため、町のケーブルテレビ管理運営審議会にもお諮りいたしまして白紙撤回とさせていただきました。今後は、自主放送番組の制作業務を委託しております長和町振興公社を委託先として協議を進めてまいります。

情報広報課については以上でございます。

次に、会計課になりますが少し飛びます。240ページをお願いしたいと思います。

240ページ、会計課では、一般会計、特別会計及び一部事務組合関係の出納事務、また、財産区を含めた基金管理、運用、有価証券等の管理を行っております。

出納事務では、歳入伝票が1万1,360件、また、歳出伝票は2万6,355件の処理を行いました。今後も、規則や法令に従い適切な事務処理を行うとともに、さらに職員への周知を行い、誤りがないよう会計事務を執行してまいりたいと思っております。

また、個人番号の漏洩等もないように十分に注意を払ってまいります。

今後の課題といたしましては、昨今の電子決済システムの普及に伴い、公金の支払いについてオンライン決済の要望が高まっております。キャッシュレス収納に向けても調査、研究を進めてまいりたいと思っております。

会計課につきましては、以上でございます。

○議長（森田公明君） 次に、町民福祉課関係について説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうから町民福祉関係をお願いいたします。町民福祉課の一般会計と4つの特別会計について、説明をさせていただきます。

最初に、白書52ページからの窓口係、窓口の説明をさせていただきます。

52ページからの窓口係、窓口では、戸籍並びに住民基本台帳事務等について、常に適正、迅速な事務処理を行っております。所管の法務局の現地指導や助言を受けながら、また、研修会への参加、係内での情報共有等により職員の資質向上に努めております。

52ページ下段から53ページにかけまして、事業とその成果ということで事務処理状況等を記載しております。

54ページ、今後につきましても、法改正や事務処理が複雑なケースも多くなってきておりまして、関係機関と連携を取りながら適正な事務処理を行ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、55ページ、国民年金関係ですが、年金事務につきましても、日本年金機構が行っております。町は各種届出の受理等の窓口業務を担当しておりまして、今後も年金事務所と連携し、適正な事務に努めてまいりたいというふうに思っております。事業とその成果ということでは、被保険者数等を記載しておりますので、御覧をいただければなというふうに思っております。

次に、56ページ、福祉係の関係でございます。福祉を取り巻く社会状況から、様々な課題や支援に的確に対応していく必要があるというふうに考えております。

事業とその成果につきましても、57ページから66ページに記載をしており、主なものについて説明をさせていただきます。

57ページ、障がい者福祉施策の推進ということで、現在、地域福祉計画、障がい者基本計画等に沿って、障がい者福祉施策の推進を行っております。同じく、57ページから59ページには、関係機関との連携状況を記載しております。

民生児童委員さん、社会福祉協議会等の関係者、関係機関と連携を図りながら地域福祉の向上に努めているところでございます。

18歳までの子どもに係る医療費の窓口完全無料化や、母子・父子家庭、障がい者等への福祉医療給付事業につきましては、60ページ⑦の福祉医療給付事業に記載をさせていただきました。医療費の自己負担分を助成することによりまして、早期適切な療養の促進と経済的負担の軽減を図っております。

障がい福祉関連施策のうち、障がい者等へのサービス提供状況につきましては、61ページ⑧障害者自立支援給付費から64ページ⑩障害者程度区分認定関係事務に記載のとおりでございます。

障がいのある方の自己決定を尊重しながら、相談支援事業所の担当者が作成をしていただいておりますサービス等利用計画により、サービスの決定、提供を行っているところでございます。

66ページの、新型コロナウイルス感染対策関連事業としまして、⑮特別定額給付金につきましては、国の全額補助事業とし、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を目的として、一律1人10万円を給付いたしました。

実績としましては、5,919名に総額5億9,190万円を給付したところでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しての事業としましては、⑨新型コロナウイルス感染対策福祉サービス事業所給付金事業では、コロナ禍の中、日常生活に必要な福祉サービスを継続的に提供していただいております28事業所に20万円の給付を、同じく⑩の新型コロナウイルス感染症対策福祉サービス事業所物資調達補助金では、感染対策に必要な物資購入の補助として3事業設置者に20万円をそれぞれ補助いたしております。

67ページ、今後の対策につきましては、地域住民の皆様とも協働し、地域福祉課題の解決に取り組む、地域福祉の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、68ページ、高齢者支援についてですが、①の高齢化率は、令和2年10月1日現在、42.1%という状況でございます。

2025年に団塊の世代が75歳以上となることから、後期高齢者の増、高齢者のみ世帯の増、要介護認定者の増加が見込まれている中、高齢者支援係では、高齢者の総合相談窓口として、高齢者やその家族からの多岐にわたる相談に対応をしているところでございます。

69ページからの、事業とその成果の①に相談業務事業について記載をしております。令和2年度の年間相談延べ件数が2,580件となっており、昨年度と比較しても増加の状況でございます。

次に、72ページの下段より記載をしております一般介護予防事業については、介護予防、重度化予防の事業を積極的に実施しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響で事業を延期、中止等せざるを得ない中、65歳以上を対象とした、73ページに記載の元気アップ教室、はつらつ運動教室等の介護予防に積極的に取り組んでまいりました。その結果、元気アップ教室の集中コースでは、参加者全員に下肢筋力の向上が確認され、身体的機能の向上により気持ち的によい効果が出現をしており、少しずつではありますが、介護予防の成果は出ているものではないかというふうに思っています。

福祉のところでも触れましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業としまして、75ページ下段からは、社協への委託事業として、新型コロナウイルス感染症の影響による高齢者の閉じ籠り、生活不活発による健康悪化が懸念されたところから、独居高齢者宅への訪問活動を行い、安否の確認、生活状況の把握、感染予防啓発等を目的とした、高齢者生活見守り支援事業を実施いたしました。訪問総件数は、1,480件という実績となっております。

また、高齢者等が自宅でも介護予防ができる取組としまして、高齢者健康維持支援事業としまして、依田窪病院等の協力を得ながら介護予防のための運動番組の制作、放送、パンフレットの作成、配布を行い、コロナ禍でも積極的に介護予防に取り組みました。現在でも、運動番組についてはゆいねっと等で放送をさせていただいているところでございます。

76ページ、今後の対策としましては、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう地域の関係者が連携し、包括的、かつ、継続的に必要な支援を今後も行っていく必要があるというふうに考えております。

次に、79ページからですが、生活環境のまず、環境衛生事業につきましては、空き家、EV充電器、犬・猫、河川水質検査、住宅太陽光発電システム設置補助、大桜墓地公園、上田地域広域連合の関連では、清浄園、依田窪斎場と多岐にわたり適正に事業を実施しており、事業の成果につきましては、80ページから82ページにわたり記載をしておりますので御覧をいただき、今後についても適正な事務処理を進めてまいりたいと思っております。

次に、84ページからの、清掃・塵芥処理事業としましては、一般廃棄物処理関連事業、不法投棄、丸子クリーンセンター、生ごみ堆肥化処理施設、汚泥再生処理センターについて、こちらも多岐にわたり事業を実施させていただきました。

その中で86ページ下段から次のページにかけましては、一般廃棄物処理の状況ですが、町民の皆様のご協力を得ながらごみの分別、リサイクル等に努めており、可燃ごみの処理量につきましては、令和2年度は945トン、対前年度比46トンの減、同じく87ページには、生ごみの処理量として、令和2年度は64.6トンの収集を行い、生ごみ堆肥化施設において、堆肥にしたものは町民の皆様へ無料で配布をさせていただきました。

最近では、無記名ごみや分別のされていないごみの排出により回収ができない事例、課題等もあり、今以上に分別方法や出し方を周知させていただきながら、今後ごみの減量化に向け、様々な対策を講じていかなければならないというふうに認識をしております。

また、生ごみ堆肥化処理施設、汚泥再生処理センターについては、89ページ、⑥に生ごみ堆肥化処理施設、⑦に汚泥再生処理センター施設の維持管理費、委託料等を掲載させていただいております。

今後も、施設の安定的稼働のために管理委託先への継続的な指導、管理を徹底してまいりたいというふうに思っております。

次に、90ページからの、公園管理事業では、いこいの丘公園、水明の里公園の管理等、91ページ、花と緑のまちづくり費では、ポケット公園等の花壇整備、道路河川等の環境整備を実施いたしました。

事業とその成果につきましては、90ページ、91ページ、92ページから94ページにそれぞれ記載しております。

今後につきましては、高齢化等による花壇整備の担い手不足、不法投棄、ごみの投げ捨て対策等の課題もありますが、引き続き、適正な管理ができるよう対応していきたいというふうに考えております。

94ページからの防犯、96ページからの交通安全につきましては、それぞれ94ページから95ページにかけて刑法犯罪種別認知件数、97ページに事故発生状況を記載しております。今後も、警察、防犯協会、交通安全協会、地域との連携等により、また、地域の実情を把握しながら積極的な啓発と必要な対策を行い、安全・安心なまちづくりを目指してまいりたいというふうに思っております。

一般会計最後の98ページ、企業センターですが、心身の理由、または世帯の実情等により、就業能力機会が限られている方に就労の場、技能習得の場として、定員30名に対して、令和2年度末で27名の方に御利用をいただいております。

事業とその成果ですが、取引企業につきましては、町内外12社の事業所のお世話になっております。加工収入は、利用者様の賃金となりますが、加工収入は1,119万9,000円となりました。

令和2年度加工収入、利用者賃金等の詳細につきましては、99ページを御覧ください。企業センターでは、障がいをお持ちの方の利用者が令和2年度末現在、13名の利用者、全体の約48%を占めておまして、個別の支援計画を作成するなど障がいをお持ちの方への支援の充実も図っております。

今後も、利用者ができる仕事を安定的に確保することが課題となりますが、引き続き利用者の立場に立った事業運営を図ってまいりたいというふうに心がけております。

次に、特別会計に移らさせていただきます。少し飛びまして246ページ。

最初に、国民健康保険特別会計ですが、現在、県も財政運営の責任主体に加わりまして国民健康保険を運営しております。

事業とその成果につきましては、247ページから250ページの各表を御覧いただきたいというふうに思っております。247ページの①の被保険者加入状況ですが、下段のウ、年度別推移でもわかりますように、国保加入世帯、被保険者数ともに年々減少傾向でございます。

これは、人口減少と年齢到達によります後期高齢者医療保険への影響というふうに考えております。

248ページの②医療費の状況を見ますと、給付費全体での伸び率は、前年度比104.96%で5億5,300万円余りとなっており、1人当たり医療費については、令和2年速報値では41万541円となっております。

今後についても、国、県等の関係機関からの情報収集に努め、町民皆様への情報提供を行いながら適正な事務処理を行ってまいります。

また、県統一保険税を見据え、令和2年度に国保税率等について検討を行い、資産割額を段階的に廃止し、賦課方式を3方式にする方針により令和3年度からの保険税の改定を行ったところでございます。

今後も、国保事業の納付税を確実に納められるよう、また、県統一保険税を見据えて国保税率等の検討を実施してまいりたいというふうに思っております。

次に、252ページ、国民健康保険歯科診療所事業特別会計です。

令和2年度の患者数が1,067人、診療報酬が1,346万1,000円余りという状況で、白書の年度別来患者数及び診療報酬額の表でもわかりますように、昨年度同様に来患者数、診療報酬は増加をしております。これは診療日、診療時間等の充実の成果であり、地域医療の重要な拠点

となっております。

今後も、委託先でございますながと歯科診療所と連携を取りながら適正な運営を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、254ページからの後期高齢者医療特別会計でございます。

町は保険料の徴収、各種申請書等の受付など、長野県後期高齢者医療広域連合への橋渡し役的役割を担っております。

令和2年度末の被保険者数は1,373人となっております。保険料の徴収についても非常に高い収納率を維持しており、今後も県の広域連合と連携を取りながら適正な事務に努めてまいりたいというふうに思っております。

最後に、256ページ、介護保険特別会計でございます。

現在、介護保険制度は制度創設後広く住民に浸透し、高齢者やその家族の安心を支える仕組みとしてなくてはならない制度でございます。また、令和2年度は第7期介護保険事業計画の最終年度でございました。

事業とその成果ということで、介護保険第1号被保険者は2,475名、認定者数は、要支援が129名、要介護が396名、合計で525名で、前年度と比較をいたしまして24名の減でございます。認定率は21.2%と、県内でもトップというふうになっております。

介護別で見ますと、要介護1で増加しているものの、要介護3から5で微増、要支援と介護2で減少をしております。認定者数等の推移は256ページ、認定数一覧を御覧をいただければと思っております。

介護保険給付費につきましては、257ページ、令和元年度より3,608万9,000円余りの減となり、総額で9億5,831万8,400円となっております。特に居宅介護サービス費では対前年度比90.7%、施設介護サービス費では対前年度比98.5%となっており、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用の制限等も、また、介護予防等の成果も、多少あったのではないかとこのように考えております。

今後につきましても、令和2年度に作成をいたしました第8期介護保険事業計画等に基づき、介護サービスを必要とする方が安心して利用し続けることができるよう介護保険特別会計の安定的運用を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 次に、こども・健康推進課関係について説明を求めます。

長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、こども・健康推進課の主要事業実績につきまして御説明いたします。

白書のほうでは、100ページを御覧をいただきたいと思います。少し戻るようになります。

最初に、保育園関係でございます。

現状ということで、平成26年度から令和2年度までの園児数の推移でございます。前年度と比較しまして和田保育園では7人の減、ながと保育園は1人増ということでございます。

下段の表は0歳児から5歳児までの園児数及び保育士数の実績となります。年度末における和田保育園の園児数は17人、ながと保育園は118人、合計で135人の園児をお預かりをいたしました。

101ページですけれども、年齢別の園児数と職員数でございます。

続きまして、102ページ、事業とその成果を御覧いただきたいと思っております。

保育料につきましては、現年度分の収入済額677万7,090円、未納額は10万9,200円となっております。

以下、110ページにかけましては、保育時間別の利用状況、保育園の行事、活動、施設の状況、そして課題、今後の対策、運営等について記載をしておりますので御覧いただきたいと思っております。

特に、108ページでございます。

新型コロナウイルス感染症対策についてでございますが、登園自粛と感染対策についての状況でございます。

4月、5月の登園自粛をはじめ各種行事の開催に大きな影響がありましたが、しっかりとした感染対策を取りまして、幸いにも感染事例はございませんでした。

次に、子育て支援関係について申し上げます。

111ページを御覧をいただきたいと思っております。

最初に、現状と問題点でございます。

子育て支援センターにつきましては、利用者の利便性を図るために毎月第1土曜日の午前中に開所をいたしました。

保育料につきましては、昨年に引き続き保育の無償化制度によりまして、全ての3歳から5歳児と、それから0歳から2歳児の住民税非課税の世帯は無料ということになっております。

また、副食費についても無償化の対象外とされておりましたが、町では独自の子育て支援策として副食費も無償とするなど、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めておるところでございます。

続きまして、事業とその成果でございますが、児童手当の支給実績、112ページ下段から114ページには、子育て支援センターの運営関係で相談件数、月別利用者数、イベント開催実績を掲載してございます。

続きまして、115ページには、子育て支援に係る事業を、また、地方創生事業関係では子育て応援ごみ袋支給事業、子育て応援給付金の支給を行っております。

実績につきましては記載のとおりでございます。

新型コロナウイルス感染症関連事業については、116ページでございます。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業として、加湿空気清浄機など備品、そして非接触型体温計などの衛生用品を保育園及び子育て支援センターに整備、購入、活用をいたしました。

臨時子育て応援金につきましては、対象377世帯に1,040万5,000円を、また子育て世帯への臨時特別給付金としまして、対象335世帯に対し571万円を支給したところでございます。

今後の対策につきましては記載のとおりでございます。

最後に、健康づくり関係でございます。

117ページからとなります。

本来の事業に加えまして、新たに新型コロナウイルス感染症対策への対応が必要となり、健診の受診者数をはじめ各種事業にも大きな影響を受けたところでございます。

対策につきましては全力で取り組むとともに、ワクチン接種に向けての準備についても対応を進めたところでございます。

まず、現状と問題点でございますが、健康で充実した人生を送るために、生涯を通じた健康づくりを地域全体で取り組んでいけるよう進めております。

②からは、人口動態、子育て関係、そして特定健診の受診率や特定保健指導実施率の推移、国保健康ポイント事業、そして精神保健関係などについて記載をしております。

各事業の実績とその成果につきましては、121ページから記載をしておりますので御覧をいただきたいと思っております。

この中で、特に122ページをお開きをいただきたいと思っておりますが、予防接種の関係では、新型コロナウイルス感染症対策としまして町独自で65歳以上の町民のインフルエンザワクチンを無料ということでしたところでございます。

また、126ページの④ですが、長野県地域発元気づくり支援金活用事業によりまして、若い世代を対象に筋肉量の測定と減塩事業を実施をいたしました。

128ページの新型コロナウイルス感染症拡大防止事業実績は、先ほど総務からもありましたように記載のとおりでございます。

また、129ページの今後の対策につきましても御覧のとおりでございますので御覧をいただきたいと思っております。

以上、こども・健康推進課関係の説明を終わります。

○議長（森田公明君） 次に、産業振興課関係について説明を求めます。

宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは、産業振興課関係の令和2年度決算概要について説明のほうさせていただきます。

最初に、農政係の関係ですが、白書の132ページをお願いいたします。

長和町の基幹作物につきましては、水稻、小麦、大豆、そばでありまして、米の生産調整に基づく経営所得安定対策によります転作田への作付が多い状況となっております。

また、長和町は中山間地域を多く抱えているという現状から、農業者の高齢化や後継者不足によ

り農業へ従事する方の減少や農業離れが進んでいる傾向にありまして、遊休農地などが増加している状況にあります。このような状況の中で、地域の農業の未来設計図でもあります「人・農地プラン」に基づき、集落営農の組織化や担い手農家・新規就農者の育成や支援を行うことにより担い手農家の体質強化を図り、地域農業の受皿となり地域ぐるみで営農を補完し合う体制づくりを推進しているところでございます。

事業概要の関係ですが、135ページをお願いいたします。

②のア、米の生産調整の関係ですが、米の生産目標数量1,321トン、226.2ヘクタールに対しまして、実績が1,293.6トン、221.5ヘクタールとなりまして、転作などにより生産目標を超過する達成率となりました。

136ページをお願いいたします。

イの経営所得安定策の関係です。

87件の認定農業者、集落営農組織、販売農家の方々に対しまして国から約5,970万円の交付金が交付されております。

④の中山間地域等直接支払事業につきましては、令和2年度から令和6年度までの5年間にかかる5期対策につきまして12集落と協定を締結し、約2,320万円が交付されておりまして、約120ヘクタールの中山間地域の農用地を守る取組が行われたところでございます。

137ページをお願いいたします。

⑤の有害鳥獣駆除対策の関係ですが、獣害柵の資材提供を行って進めているところでありますけど、設置距離につきましては令和2年度までに約100キロメートルとなりまして、町内全域の耕作地につきましておおむね設置されている状況となっております。

ページ飛びますが、143ページをお願いいたします。

今後の対策の関係ですが、優良農地の確保と有効利用を推進していくため、遊休農地化の解消に向け、関係各機関と連携して「人・農地プラン」の基本計画に基づき担い手農家への利用集積を推進していきたいと考えております。また、「人・農地プラン」の経営体や認定農業者の支援、育成を行いまして、農業経営の安定化を図っていきたいと考えております。

中山間地域等直接支払交付金事業につきましては令和2年度から5期対策が始まっておりますので、引き続き中山間農用地を守る取組を行う集落の支援のほうを行っていきたいと考えております。

また、米に係る政策につきましては、国は平成30年度より生産目標数量の配分を廃止しまして、生産受給者や集荷業者・団体が需要に応じた生産を行うこととなっております。町の農業再生協議会では、各農業者の皆様が目安値をお示しして需要に応じた適正生産を行うよう努めるとともに、一定の条件を満たす農業者の皆様に対しまして予算の範囲内で価格を補償する制度を新設しております。

平成30年度と令和元年度におきましてはこの制度を適用することはありませんでしたが、令和2年産米につきましては悪天候の関係で収穫量が落ち込んでしまったということで、町農業再生協

議会を通じまして、主食用米を適正生産、出荷している販売農家の皆様方に対し補償を行っております。令和3年産米につきましてはJAの概算金の状況や国、県の動向を注視しまして、農業者の皆様に不利益が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、特産品開発係の関係です。

145ページをお願いいたします。

最初に、グリーンツーリズムの関係ですが、町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の関係で、交流人口の増大推進、このためにパンフレットやホームページなどによって広報宣伝活動を行っているところでありますが、受け入れてくださる方々や受入団体の皆様の高齢化により体験学習が難しいという状況が生じてきております。事業の在り方、見直しなどを含めて関係各団体の皆様と協議を行ってまいりたいと考えております。

また、令和2年度につきましては新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けまして、体験学習などの受入れを行うことができない状況となってしまいました。新型コロナウイルス感染拡大につきましてはなかなか先を見通すことが難しい状況ではありますが、新型コロナウイルス感染症の収束後の事業展開についても検討をしてまいりたいと考えております。

次に、農産物直売所の関係をお願いいたします。

146ページになりますが、よろしくをお願いいたします。

道の駅大型農畜産物直売所のマルシェ黒耀につきましては、平成29年から長和町道の駅エリア活性化推進事業として事業が進められてきましたが、下屋と足湯の施設とともに昨年6月13日にオープンしてございまして、来場者数、売上額ともに順調に推移しているところでございます。

和田宿ステーションの関係につきましては、令和元年度に売場の拡張などの改修工事を行いまし、昨年、令和2年4月25日にリニューアルオープンをしたところでございます。

マルシェ黒耀につきましては、指定管理者であります株式会社マルメロエイトや生産者組合事務局などと町が一丸となって、農業振興に係る施策を実施するとともに、道の駅エリアとして集客力を高めることによって、長和町の情報発信、また新たな産業の振興などに取り組んでいきたいと考えております。

次に、特産品の販売強化の関係をお願いいたします。

150ページになりますが、よろしくをお願いいたします。

特産品の販売強化の関係につきましては、平成28年度から組織されましたキャンペーン隊によりまして物品販売やキャンペーンを行ってまいりました。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、多くのイベントなどが中止となってしまったため思ったような活動を行うことが困難な状況となってしまいました。今後は、このコロナ禍においてどのような宣伝方法を行えば販売促進につながるかなどを検討していきたいと考えております。

次に、林務係の関係をお願いいたします。

154ページからになりますが、お願いいたします。

最初に、現状と問題点の関係ですが、③の獣害対策の関係です。

猟友会やワナの会の皆様に積極的に取り組んでいただいたことによりまして、ニホンジカやイノシシによる農作物の被害は減少傾向にあります。しかし、駆除に従事される方々の高齢化が深刻な問題となってきたため、新規従事者の確保が課題となっております。

④番の松くい虫防除の関係ですが、従来の伐倒薫蒸処理に加えまして、樹種転換事業も実施しておりまして、今後も継続していく予定でございます。

事業とその成果の関係ですが、有害鳥獣駆除対策事業につきましては①の関係です。ニホンジカにつきましては1,011頭、これは前年と比べて11頭の増加、イノシシにつきましては22頭で、前年度に比べて減少となっております。事業費としましては約182万4,000円となっております。

④の松くい虫防除の関係ですが、621立米の被害木の伐倒・集積・薫蒸処理を実施しております。

次に、155ページをお願いいたします。

⑫番ですが、台風19号災害の関係です。

この災害の林道災害復旧事業の関係ですが、令和元年度からの繰越事業も含めまして約1億1,500万円の事業費となっております。林道関係の災害復旧事業につきましては、令和2年度までほぼ復旧事業のほうは完了をしております。

今後の対策の関係ですが、156ページをお願いいたします。

⑤番です。松くい虫の防除対策の関係ですが、これにつきましては被害に遭っていない地区への拡散を防ぐために、標高の高い場所を優先的に、被害木の発見、早期薫蒸を実施していきたいと考えております。

次に、商工観光係の関係になりますが、157ページをお願いいたします。

最初に、商工振興事業の関係ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、観光業、飲食業、あと、これに関係する卸・小売業に影響が続いている状況にあります。この対応としまして、地方創生臨時交付金を活用して新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業のほうを実施しております。

事業とその成果の関係で、①番ですが、長野県と市町村とが連携しまして、休業要請に応じた事業所に1事業所当たり30万円を支給する県・市町村連携新型コロナウイルス感染拡大防止協力企業特別支援事業のほうを実施しております。この事業につきましては、77事業所に対して2,310万円の支給をしております。

158ページをお願いいたします。

③と④の関係になりますが、売上げが減少している町内事業者などの事業継続を支援するということで事業継続給付金事業を2回にわたり実施しまして、158ページから159ページに、表が

ありますが、この内容のとおり支給のほうを行っております。

新型コロナウイルス感染症拡大による経済への影響がまだ続いているということで、これからも商工会などと連携して、さらなる経済対策のほうを講じていくということで考えさせていただいております。

次に、観光振興事業の関係をお願いいたします。

162ページをお願いいたします。

観光事業につきましても、宿泊業を中心に、商工関係事業と同様に新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けておりました。町としましては観光協会と一体となって観光業に対する緊急経済対策事業のほうを実施しております。実施した事業につきましては163ページからになりますので、また御覧いただきたいと思います。

今後の対策ということですが、新型コロナウイルスの感染対策につきましては、まだ観光業へ深刻な影響が続いているということで、観光協会、また産業関係ですので商工会などと連携して、さらなる施策のほうを検討していきたいと考えております。

次に、温泉とスキー場の関係をお願いいたします。

165ページをお願いいたします。

現状と問題点の①の関係です。

新型コロナウイルスの感染症拡大の影響で、ブランシュたかやまスキー場におきましては利用客が激減してしまいました。あと、温泉施設についても、休業や人の往来の自粛ということで入館者が大幅に減ってきているという状況になっております。町としても引き続き支援していく必要があると考えております。

次に、④番の関係です。たかやまスキー場のあり方検討委員会の関係です。

新たに会社を設立してスキー場運営を行う公設民営の方式につきまして専門部会のほうから提言され、了承のほうがされております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、新会社の設立時期につきましては令和3年度中ということになりますので、これらの関係につきまして引き続き対応を行っていききたいと考えております。

今後の対策ということで、166ページをお願いいたします。

⑤番ですが、今の、スキー場のあり方の関係ですけど、公設民営の考え方については変更しないで、新会社の関係につきまして専門部会等で協議して、令和3年度中の設立を目指していきたいと考えているところであります。

産業振興課の関係につきましては以上です。

○議長（森田公明君） ただいま12時5分です。ここで13時5分まで昼食のため休憩といたします。

休 憩 午後 0時05分

再 開 午後 1時05分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

建設水道課関係について、説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、建設水道関係になります。白書の168ページからになりますので、よろしく願いいたします。

建設耕地係の建設関係ですが、社会資本整備総合事業交付金を活用し、各区、各自治会からの要望箇所の整備、改良を5か所行い、7,295万2,000円の事業を行いました。単独事業が2か所、1,109万9,000円の事業を行いました。

補助災害復旧事業としまして16か所、2億2,446万6,000円の事業費、単独災害事業16か所、926万2,000円の事業を行いました。

維持修繕工事では、町内各所において老朽化及び凍上が原因と見られる舗装、水路の傷みが見受けられ、地域からの要望や緊急を要する工事が年々多く寄せられております。維持修繕事業は38か所で1,856万1,988円の事業を行いました。

次に、173ページからの建設事務所道路・河川関係事業ですが、国・県道関係では、工事、設計測量業務合わせまして35か所、9億9,492万5,800円の工事となっております。河川、砂防関係では、工事測量設計業務合わせ25か所、12億7,819万2,300円の事業費となっております。

181ページの耕地関係ですが、圃場整備をした水路は30年以上経過しているため、ひび割れ及び側壁の倒壊等、老朽化が目立ってきております。

災害復旧事業の国庫補助分では、39か所で3,625万6,000円の工事費となっております。町単分では62か所で1,773万8,158円の事業費となっております。その他、町単工事では、14件で1,247万1,802円の事業費でございました。

183ページの多面的機能支払事業では、令和元年度から令和5年度までの5年間で協定機関とし、自治会活動組織が協定に基づき、農地・農業用水等の資源を守る取組を行っております。

続きまして、262ページの観光施設事業特別会計でございます。

平成29年度より学者村別荘地の管理事務所により、町営別荘地全体を掌握する管理センターに位置づけ、別荘係も常駐することにより、オーナー様への対応の迅速化、事務処理と管理業務の連携強化を図っております。

263ページで、令和元年10月の台風19号による大規模な災害が発生、この台風災害での教訓を生かし、景観整備事業と併せた立木の伐採、また、中部電力とともに別荘地内の倒木による停電を事前に予防するために電線にかかる立木の伐採作業を進めております。

町長公約による策定を進めていた「長和町別荘地マスタープラン」については、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、策定委員会の開催等を見合わせる状況にもありましたが、令和3年3月に

完成し、策定委員会より町長へ提言をいたしました。

今後の対策としましては、解約者の増加により町営別荘地の経営はますます厳しい状況になると予想されております。町全体の別荘地マスタープランを大目標としながら、直営別荘地経営委員会での活発な協議、検討はもちろんのこと、地主である古町、長久保、大門財産区や東信森林管理署とも協議を進め、将来にわたって安定した維持管理を行ってまいります。

270ページを御覧ください。事業会計（上水道事業会計）でございます。

（現状と問題点）

水道事業を取り巻く環境を改善するため、令和元年10月施行の改正水道法では、経営基盤強化、施設台帳の整備を令和4年9月末までに策定するよう国から求められています。そのため、まずは施設台帳の電子化の整備を行い、適切な資産管理、資産状況の把握を進めなければなりません。

（事業とその成果）

水道使用料で令和元年料金改定を実施し、今年度調定額は1億6,694万8,087円と前年より107万8,999円増加いたしました。

次に、公共下水道事業及び排水処理施設事業会計でございます。

令和2年度の経営状況は、一般会計から繰入れにより黒字決算となりました。しかしながら、起債の償還や大型工事に際して慢性的に現金が不足しており、資本費平準化債の借入れや一般会計からの繰入れをもらうなど、慎重に運営を行ってきました。現在、起債の償還がピークを迎えつつあり、今後、施設修繕費の増大も見込まれるため、自主財源の確保について対策をする必要があると思います。

今後の対策で、人口減少や節水型機器の普及により使用水量及び使用料金の減少傾向は続くと予想され、維持管理費の節減に一層努め、健全経営を目指してまいります。

建設水道課関係につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 次に、教育課のうち学校教育係、社会教育係及び人権男女共同参画係関係について説明を求めます。

中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） それでは、教育課関係の決算概要について説明させていただきます。

町政白書につきましては186ページからになりますので、よろしく申し上げます。

私からは、教育委員会事務局、学校教育係、社会教育係、人権男女共同参画係の決算概要について説明させていただき、文化財関係につきましては、大竹文化財担当課長より説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初に、教育委員会事務局ですが、高等学校などの通学に関わる費用の保護者の負担軽減のために実施しております高等学校通学費等補助につきましては、引き続き、実施させていただきました。実施内容につきましては、187ページの表のとおりでございます。実績でありますけれども、令和2年度における助成件数は全部で130人、総支給額1,009万2,800円となっております。

す。

次に、奨学金の貸付けにつきましては、高等学校及び高等専門学校の生徒は月額2万5,000円、大学、短期大学及び専修学校の学生は月額4万円を無利子で貸付けしているところでございます。令和2年度におきましては9名の方への貸与を決定しております。

続きまして、188ページをお願いいたします。

平成30年より小中学校の給食費無償化を実施しております。これは、町内に住所を有する児童生徒の給食費を無償化するものであります。小中学校の給食費無償化に伴う決算額につきましては、給食材料費分として支出してございます。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の関係でございまして。

令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、政府からの要請を受けまして、4月10日から4月24日まで小学校は臨時休校となりました。その後、休校の延長要請が4月24日から5月6日まで、再要請が5月6日から5月31日までありました。この間、5月18日から5月29日までは分散登校を行いました。臨時休校中は、担任の先生の家庭訪問などにより児童の状況確認、課題の配布を行ったところであります。

また、補助金を活用いたしまして、換気用大型扇風機、空気清浄機を購入したほか、各種衛生用品の整備を行いました。

次に、GIGAスクールの関係でありますけれども、GIGAスクール対応、また、ICT教育の推進といたしまして、1人1台端末整備、ネットワーク環境の整備を行いました。端末機につきましては、クロームブックというものでありまして、長門小学校167台、和田小学校57台を導入したもので、ネットワーク環境整備も合わせ、総事業費は約1,182万円で行いました。

今後、引き続き、研修を実施いたしまして、有効活用に向けてまいりたいと考えております。

次に、小学校の関係でありますけれども、白書は191ページからになります。

各小学校とも学校教育目標、教育理念に基づきまして学校運営が行われました。特に、令和2年度におきましては、先ほども申し上げたとおり、コロナ感染拡大防止のため臨時休校となりました。また、感染対策のため、学校行事の延期や中止、また、縮小を余儀なくされました。

今後、感染対策に万全を期し、学校運営を図ってまいりたいと考えているところであります。

なお、児童数でありますけれども、令和2年度は令和元年度と比べまして、長門小学校では4名減の169名、和田小学校は6名減の50名でありました。

次に、中学校の関係でありますけれども、白書は201ページからになります。

新生依田窪南部中学校として4年が経過いたしました。生徒たちは、毎日の生活を明るく送ることができました。学校行事や地域連携に向けて依田窪南部中学校のスタイルが確立しつつあり、地域と協力した活動に取り組みました。

なお、生徒数でありますけれども、令和元年度と比べまして14名減の210名であります。

次に、社会教育関係をお願いいたします。白書は221ページからになります。

社会教育関係の大きな行事であります総合文化祭、また、町民運動会はコロナウイルスの感染拡大によりやむを得ず中止といたしました。

また、公民館関係の講座等につきましては、14講座予定しておりましたが、そのうち4講座が休止となり、開催できた講座についても活動が制限されたものもございました。

講座の状況につきましては222ページに、また、社会体育関係の事業につきましては223ページに記載させていただいておりますので、後ほど、御覧いただければと思います。

コロナ禍の状況の中、各種事業について全般的な見直しが必要になってきていると感じておるところであります。

次に、児童館の関係であります。白書は226ページからになります。

令和2年度の児童クラブの登録者数は長門児童クラブで88名、和田児童クラブで13名でありました。

年間で延べ8,200人ほど利用いただいておりますが、コロナ感染拡大防止策を講じまして、また、様々な工夫を凝らして運営を行ってまいりました。

しかし、近年、さらなる安全、安心を確保するとともに、配慮の必要な児童も増えてきており、支援体制の充実が求められております。

次に、人権教育の関係であります。白書231ページからになります。

人権が尊重される社会の実現のため、人権教育、人権啓発を中心とした取組を実施してまいりました。しかし、コロナ禍を受け、毎年実施している差別をなくす町民集会は従来の集会方式を中止といたしまして、事前に収録した講演をケーブルテレビにて放送させていただきました。講師は、筑波大学教授で元女子柔道選手の山口香さんをお願いさせていただきました。

次に、男女共同参画の関係であります。白書は235ページであります。

取組といたしましては、県の人権男女共同参画課と協力いたしまして、活動案内への周知活動を実施いたしました。

今後は、国・県の計画が更新されたことに伴いまして町の計画も更新し、積極的な取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、図書館の関係であります。白書は236ページからになります。

上田地域図書館情報ネットワーク構成図書館（通称エコール）に加盟しており、自館分も含め、総蔵書数が99万9,900冊となっております。この図書を相互に貸し借りできるようになっておりますが、他の図書館との貸し借りが少ないのでPRに努めてまいりたいと考えております。

続きまして、特別会計であります。白書260ページをお願いいたします。

教育委員会の特別会計につきましては、同和地区住宅新築資金等貸付特別会計を所管しております。この会計につきましては、全ての貸付事業を終了しており、また、償還金についても、昨年度末をもって全ての返済期限を迎えたものであります。

滞納している債務者のうち、町との協議に応じて分割返済を約束している方については、納付書

や口座振替により納入を行っていただきました。

引き続き、返済に向けて取り組むとともに、回収が不可能と判断せざるを得ない場合に備えまして関係機関、専門家とも相談しながら、対策を講じてまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（森田公明君） 次に、教育課文化財係関係について、説明を求めます。

大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） よろしくお願いたします。

白書 2 1 3 ページにお戻りいただきたいと思ひます。

文化財の関係は中山道、そして、黒耀石を含む文化財全般の保存活用と整備、そして、博物館等の文化施設の運営、国際交流事業、埋蔵文化財の調査という大柱な柱で進めております。

事業内容につきましては、2 1 4 ページから白書に沿って御報告いたします。

まず、施設の関係ですが、原始・古代ロマン体験館、黒耀石体験ミュージアムの運営状況ですが、昨年の施設利用者は元年度比で 4 0 % の利用率でした。これは、新型コロナの影響ということなんです、幾つか分析していきますと、団体のキャンセルがほとんど多かったです、逆に日本遺産の事業の関係で個人客が伸びて 4 0 % にとどまったということです。ロマン館のほうは縄文ブームで、逆に入館者数が 2 倍に膨れておりますので、個人客の来館が記念品等のグッズの売上増につながっているという状況でした。

2 1 5 ページになりますが、まず、一応活用の新たな施設の整備事業ですが、鷹山の星糞峠に星くそ館が令和 2 年、無事竣工いたしました。この竣工に当たりましては、平成 2 8 年から 5 か年の事業として取り組んできたものですが、総事業費——発掘も含めてですが 3 億 7, 3 9 9 万 8, 0 0 0 円。この金額は、計画当初に全員協議会で議会の皆様に御報告しておりました金額に、災害の影響を受けた 5 0 0 万円がプラスとなりましたが、おおむね当初の計画どおりの金額で事業を達成することができました。

今後、新たな町の財産として、教育地域振興の柱として有効活用していきたいというふうに考えております。

次に、黒耀石の活用事業の関係ですが、2 1 6 ページを御覧ください。

毎年行っております黒耀石のふるさと祭り、第 1 6 回目となりますが、例年 1, 0 0 0 人ほどの利用者があったわけですが、今回は、コロナの影響下ということで、道の駅に場所を変えて広い範囲を対象として、このイベントを実施しました。その結果、7 0 0 人近く来ていただきましたので、今後も、コロナ禍でもたくさんの人に長和町が愛されるようなイベントの方法を工夫していきたいというふうに改めて思った次第です。

同じページになりますが、歴史遺産を生かした国際交流事業。

この事業につきましては、総務課のほうから報告がありましたが、令和 2 年度はオランダ経由のイギリス渡航を中止しております。しかし、研修は続けておりますので、この 3 期生の年齢が募集

枠の年齢を超えても研修の成果を発揮できる場を設定して、イギリスに連れていきたいというふう
に考えております。

次に、217ページです。

埋蔵文化財の調査の関係ですが、町内の遺跡分布調査、これについては、和田地区の青原地区周
辺、そして、姫木平のキャンプ場の発掘調査がございました。姫木平では1万8,000年前の旧
石器時代のキャンプ場を発見するといったことがありまして、こういった調査の成果を今後の町の
魅力として活用するような方法を探っていきたいと思っております。

次に、続きまして、中山道の関係ですが、中山道の伝統建造物等の利用率は、元年度比から比べ
ますと50%という利用率でした。

中山道自体は個人の方の利用が多いんですけども、11月過ぎにはG o T o トラベルのツアー
などがありまして、50%にとどまっているということです。

道を歩く方たちはコロナの環境下だったんですが、逆に、変わらずそういう姿を見かけたという
こともございました。

次に218ページ、最後のページになりますが、文化財全般としましては、中山道をはじめとし
て町の指定文化財計4件の修繕等がございました。そして、長和の里歴史館ですが、文書館として
の機能を持っております。そこでは、明治から昭和初期の年代の行政文書を現在整理してありま
すが、7,800を超える行政文書の収納整理が完了いたしました。まだ、行政文書等、何か所かに
散逸しておりますので、続けてその保全を図っていきたいと思います。

文化財は以上ですが、今後とも質の高い歴史遺産を活用する方法、そして、文化財だけではなか
なか難しいマンパワーの問題がありますので、様々な機関との連携体制を構築していくというこ
とが、令和2年度の事業の課題として我々が認識したところであります。

以上です。

○議長（森田公明君） 次に、議会事務局関係について説明を求めます。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） 議会事務局関係であります。白書の242ページをお願いいたしま
す。

現状であります。令和2年度中、議員定数に欠員が生じましたが、補欠選挙は行わず、現在9
名で議会運営を行っております。

コロナ禍の中、議会運営におきましても消毒、換気、アクリル板設置、傍聴人数制限、傍聴室の
設置等、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、開催している状況であります。

また、問題点であります。議場の広さからするとソーシャルディスタンスに無理が生じている
状況が伺える状況でございます。

次に、事業とその成果であります。

定例会、臨時会の開催であります。昨年度は定例会が4回、臨時会を1回開催しております。

審議されました案件につきましては、令和2年中合計154件でございます。

次に、243ページを御覧いただきたいと思えます。

視察・研修の実施であります、新型コロナウイルス蔓延防止のため、両委員会とも中止となっております。

続きまして、各種団体との懇談会の開催についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、議会において予定をしていた町民と議会との懇談会を見送り、少人数で行えるよう配慮し、町内の各種団体との懇談会を開催いたしました。長和町商工会、株式会社マルメロエイトと行ったところでございます。

また、議会だよりモニター制度についてでございますが、議会だよりの企画、編集等に対する町民の意見や要望を聴取し、一層の充実を図るため、長和町議会だよりモニターを設置し、17名の方に委嘱を行い、議会だよりについて評価、意見等をお願いしており、出された意見等を参考に分かりやすく、読みやすい議会だよりの発行を行っている状況でございます。

続きまして、白書244ページを御覧いただきたいと思えますが、監査の関係についてでございます。

事業とその成果であります、例月出納検査につきましては毎月実施をしております。令和2年度実施事業現場監査は7月9日、決算審査につきましては、7月21日から28日までの5日間実施をいたしました。その他監査計画に基づき、各種監査等を実施いたしました。

議会事務局につきましては、以上でございます。

○議長（森田公明君） 以上で、説明を終わります。

これより、ただいま説明のありました基金運用報告、決算概要説明及び各課の主要事業の実績について質疑を行います。

なお、今定例会に上程されました令和2年度決算認定案、条例案、令和3年度補正予算案、過疎地域持続的発展計画案については、全て委員会への付託を予定しておりますので、総括的、大綱的なものについての質疑をお願いいたします。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第27 報告第23号及び日程第28 報告第24号は関連がありますので、一括して議題とします。

報告第23号 令和2年度健全化判断比率について及び報告第24号 令和2年度資金不足比率についての報告を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、お願いいたします。

議案書の18—1ページをお願いいたします。

報告第23号 令和2年度健全化判断比率についてでございます。

1ページおめくりをいただきまして、18—2のページを御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定によりまして、報告をさせていただきます。

4つの指標のうち、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、赤字でないため「健全」ということでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、平成30年度から令和2年度の決算に基づく3か年平均で11.6%となりまして、前年度の11.1%から0.5ポイント増加してございます。これは、公債費の元利償還金の額が減少し、令和2年度単年度でございますが、実質公債費比率は11.40と、前年度よりも減少いたしましたけれども、平成29年度の10.11を上回っておりまして、3か年平均の実質公債費比率は高い数字にあることが要因ということで考えられるというところでございます。

今後も実質公債費比率は横ばいの傾向にあるため、起債の借入れ等につきましては、いわゆる地方交付税暫定措置のある有利な起債の借入れに努めるなど、実質公債費比率上昇の抑制に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、将来負担比率でございますが、将来負担比率は74.8%となりまして、前年度の73.3%から1.5ポイント増加いたしております。これにつきましては、将来負担額に対し、充当可能な財源である基金残高の減少が主な要因と考えられるところでございます。

実質公債費比率、将来負担比率について、ともに前年度と比較して上昇はしてございますけれども、財政健全化の判断比率、早期健全化基準を下回ってございますので、令和2年度決算における財政の状況は全て健全な状況にあるということが言えると思えます。

次に、19—1ページをお願いいたします。

報告第24号 令和2年度資金不足比率についてでございます。19—2ページを御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の第22条第1項の規定によりまして御報告をさせていただきます。

資金不足比率につきましては、公営企業の経営状況の深刻度を示すものでございまして、経営健全化基準は20%と定められておるわけでございますが、当町の公営企業会計では資金不足はないということの結果でございます。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 次に、日程第29 令和2年度健全化判断比率及び令和2年度資金不足比率の審査報告について、依田典仁代表監査委員より報告を求めます。

依田代表監査委員。

○代表監査委員（依田典仁君） それでは報告させていただきます。

議案書の18—3ページ、また19—3ページを御覧いただきたいと思えます。

令和2年度健全化判断比率及び資金不足比率の内容につきまして審査した結果、算定の基礎となる事項を記載した書類等関係書類、いずれも適正に作成されていると認められましたのでここに御報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

次に、日程第30 議案第56号 長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例についてを議題といたします。

担当課長より概要説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、お願いいたします。議案書の20—1ページを御覧いただきたいと思います。

議案第56号 長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例について、議会の議決をお願いするものでございます。制定条文は1枚めくっていただいた20—2ページになります。

金銭物品等の寄附募集に関する条例は、合併前の旧町村で制定されて以来36年余りが経過し、寄附に対する町民の意識も向上し、現在、判断、調査すべき案件がなく、形式的な手続になっていることから、条例本来の目的が達成されたため廃止をお願いするものでございます。

それに伴いまして、少しページめくっていただいて20—7ページの長和町手数料条例の新旧対照表の別表中の12、長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例に関する事務の手数料を削らせていただくというものでございます。

施行日は、令和3年10月1日からとしておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第31 議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の21ページになります。

1枚おめくりいただきまして、議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第5号）につきまして、御説明申し上げます。

歳入歳出の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,704万2,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ62億9,000万円とするものでございます。

4 ページを御覧ください。地方債の補正につきましては、臨時財政特例対策債は発行可能額の確定によりまして、4, 614万9, 000円を減額いたしまして1億3, 164万7, 000円となります。過疎対策事業債につきましては、事業費の変更などによりまして4, 850万円の減額。また、災害復旧事業債につきましては、災害復旧事業の増額に伴い110万円を増額補正するものでございます。

内容につきましては、9ページからとなります。

主な歳入につきましては、地方特例交付金が169万6, 000円の補正減。普通交付税につきましては、交付額の確定を受けまして3億6, 358万8, 000円を増額補正となりました。なお、今年度の普通交付税の額につきましては、26億8, 458万8, 000円となっております。

分担金、負担金でございますが、発掘本調査に伴う山の子学園負担金351万円の増額。国庫支出金におきましては、民生費関連では、補助対象者の増などにより176万9, 000円の増額。衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種並びに体制確保に関する負担金及び補助金の2, 993万4, 000円の増額。教育費では同様に、小学校における新型コロナウイルス対策の実施に伴う補助金として80万円の増額。

10ページへ参りまして、災害復旧費補助金でございますが、土木施設におきましては事故繰越の増工分に関わる補助金の814万8, 000円の増額。商工費では、たかやまスキー場の施設修繕事業に伴います国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業の不採択によります4, 000万円の減額と、観光協会において実施しておりますスポーツによる地域活性化推進事業の1, 100万円の増額となっております。

県支出金におけます民生費関連では、補助対象者の増により86万9, 000円の増額。農林水産業費関連でございますが、事業費の内示などによりまして、松くい虫防除事業補助金449万4, 000円のほかの増額、合併特例交付金では、除雪用重機購入事業からやすらぎの湯周辺整備事業への組替えとなっております。

11ページでございますが、財産区繰入金ですが、歴史的景観形成事業や大門自治会への事業補助の増などによりまして224万2, 000円の増額となっております。

財政調整基金繰入金であります。地方交付税の増額に伴い2億9, 345万8, 000円の減額といたしております。

繰越金でございますが、令和2年度決算に伴い902万2, 000円の増額となっております。

雑入でございますが、コロナウイルスによる黒耀石大使の渡英中止に伴い、参加個人負担金の減などによりまして35万5, 000円の減額となっております。

12ページの町債につきましては、先ほどの第2表、地方債補正で説明させていただきましたとおり、それぞれ補正するものでございます。

次に、歳出でございますが、13ページからとなります。

各項目に記載をされている人件費につきましては、本年度の4月の人事異動等により変更があったものの補正をさせていただいております。

議会費におきましては、音声設備購入事業の確定によりまして357万円の減額。

総務費におきましては、一般管理費では人件費の減額のほか、文化祭に合わせて実施してございます功労者表彰に係る経費の補正増。

14ページの財産管理費におきましては、大門地区の自治会への補助金190万円、長久保支所の建物修繕費29万7,000円の増額にて計上をさせていただいております。

15ページの企画費でございますが、地域おこし協力隊の事業費の組替えと起業支援補助金を99万9,000円増額させて計上させていただきました。賦課徴収費でございますが、画地条件調査業務委託ということで99万円を計上させていただいております。

16ページからの住民基本台帳費でございますが、事業費の組替えを実施してございます。情報管理費では、光回線使用料などの増額を、17ページにかけてのケーブルテレビ施設運営費では、大沢受信点などの敷地料の減額をそれぞれ計上いたしてございます。

民生費におきましては、18ページにかけまして、障がい福祉費では、対象者の1名増によります各事業の378万円増額を、老人福祉費では、それぞれの事業の確定によりますところの負担金等170万5,000円の減額を、在宅福祉費では、人事異動に伴う人件費などの繰出金で156万7,000円の増額を、19ページの児童福祉総務費では、前年度の精算に伴う返還金65万5,000円の増額、児童運営費では、転入による広域保育委託料128万2,000円の増額、なかと保育園の園庭改修工事完了に伴います343万3,000円の減額をそれぞれ計上してございます。

衛生費におきましては、21ページからの健康づくり費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る確保事業として職員人件費593万2,000円、体制の確保事業で186万3,000円、ワクチン接種事業で2,213万9,000円をそれぞれ増額計上いたしてございます。

22ページの環境衛生費でございますが、町内4か所にごございますEV充電器の保守業務委託の関係で50万7,000円の増額計上となっております。

農林水産業費におきましては、農業委員会費では、委託料等確定した事業に伴う69万7,000円の減額を、23ページにかけまして、農業振興費では、中山間地域直接支払事業に関する39万7,000円、農業機械施設導入事業237万9,000円をそれぞれ増額計上いたしてございます。農地費でございますが、多面的機能支払事業関連の減額が主なものとなっております。

24ページの林業振興費でございますが、松くい虫防除や有害鳥獣駆除など関わる補助の内示を受けまして1,865万2,000円の増額、造林費、治山費では、それぞれ事業の内示を受けての減額計上となっております。

25ページからの商工費の関係につきましては、商工振興費では、道の駅エリアATMの設置取下げによります経費348万円の減額、観光費では、観光協会で行うスポーツコミッション事

業につきまして、スポーツ庁の補助事業の採択になったもののほか1, 135万3, 000円の増額、やすらぎの湯温泉の管理費でございますが、合併特例交付金事業におけますところの入札差金に関わる予算の組替えによりまして283万5, 000円の増額。

26ページにかけまして、たかやまスキー場管理費では、今年度予定する修繕工事に関して観光庁の補助事業が不採択となったことに伴い、事業を縮小して実施するため、そのための予算の組替えをいたしまして7, 556万5, 000円の減額にてそれぞれ計上してございます。

土木費におきましては、追分1号線の側溝改修工事に伴い100万円の増額、合併特例交付金事業での事業費確定に伴いまして283万5, 000円の減額。

27ページへ参りまして、古町コミュニティ整備事業に伴う西側町道の道路拡幅に伴う設計監理委託210万円の増額などの補正を計上させていただいてございます。

教育費につきましては、事務局費では、GIGAスクールの教材ソフト208人分の使用料128万5, 000円の増額。

28ページにかけましての小学校管理費では、下水道修繕のほか、長門、和田両小学校におきまして補助事業を導入しての新型コロナウイルス感染症対策事業実施に伴い、それぞれ71万円の増額補正を計上してございます。公民館費でございますが、古町コミュニティ施設整備事業に関しまして、発掘により掘削に伴う基礎補強工事のための設計監理、工事費など1, 164万5, 000円の増額を、文化財保護費では、宮ノ上の天満宮の修繕補助に102万6, 000円を増額、中山道保存整備費では、和田宿のなが井敷地の立木伐採委託268万4, 000円を改めて増額。

29ページの埋蔵文化財発掘調査費では、山の子学園並びに古町コミュニティ施設整備事業に伴う発掘調査費210万8, 000円を増額してございます。保健体育費でございますが、町民運動会中止に伴いまして、新たに特別企画としてスポーツまちづくり講演会の実施に伴う予算を組替えまして10万4, 000円を減額し、それぞれ補正を計上してございます。

最後に、30ページからの災害復旧費でございますが、農業施設におきまして水路や頭首工の土砂撤去に伴う重機借上料を44万9, 000円増額、林業施設におきましては、新たに確認された補助対象外でございます災害箇所に係る測量、設計監理、工事の事業費につきまして、森林環境譲与税を活用いたしまして実施するため397万2, 000円の増額、土木施設災害では、増工分に伴う設計監理と災害復旧工事費の経費を1, 189万9, 000円を増額する補正予算をそれぞれ計上させていただきました。

詳細につきましては、委員会審議におきまして各担当者から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第32 議案第58号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてから、日程第34 議案第60号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括して議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、説明をさせていただきます。

まずは、議案書22ページの1枚目をお開きください。

議案第58号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ1,486万4,000円を追加をさせていただきますと、歳入歳出の総額をそれぞれ7億8,386万4,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、7ページをお開きください。

7ページ、歳入としまして款11項1目1繰越金でございますが、令和2年度繰越金の確定によりまして920万8,000円の増額補正となっております。

款12項4目5雑入につきましては、令和2年度の療養給付費の普通交付金の精算によりまして、国民健康保険団体連合会より返還金565万6,000円を歳入、雑入として受け入れまして、この後説明をさせていただきますけど、歳出の款9項1償還金及び還付加算金により県へ返還するための補正となっております。

次に、8ページ、歳出についてですけど、款3項1医療給付費分から項3介護納付金につきましては、国民健康保険事業納付金の決定によりまして、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分についてそれぞれ増減の補正となり、款3国民健康保険事業納付金合計で429万3,000円の減額補正となっております。

款6項2目1特定健康診査等事業費につきましては、健康づくり系の事業として実施しております健康ポイントカード作成を外注により印刷することから、事業予算額1万4,000円を消耗品費から印刷製本費へ財源を変更するものでございます。

款9項1目5保険給付費等交付金償還金につきましては、歳入で説明をさせていただきましたが、令和2年度療養給付費等の普通交付金の精算に伴う県への返還金のための増額補正となっております。

款10予備費につきましては、歳入歳出の補正により予備費を増額するものでございます。

続きまして、議案書23ページの1枚目をお開きください。

議案第59号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出からそれぞれ190万9,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8,8

09万1,000円とするものでございます。

補正内容につきましては、7ページをお開きください。

歳入としまして、款1項1目1特別徴収保険料、目2普通徴収保険料それぞれにつきましては、今までの調定実績と今後の見込みを勘案し合計で41万2,000円の増額。

款4項1目2保険基盤安定繰入金につきましては、保険料負担の緩和を図るための保険基盤安定繰入金として、これもやはり今までの実績と見込みを勘案しまして一般会計からの繰入れを1万9,000円減額するものでございます。

款5項1目1繰越金ですが、令和2年度の繰越金の確定による減額という形で計上をさせていただいています。

款6項2目1保険料還付金につきましては、広域連合より令和2年度保険料の還付分として16万円を増額補正するものでございます。

次に、8ページ、歳出の款2項1目1後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、先ほどの説明をさせていただきましたとおり、保険料保険基盤安定繰入金分を広域連合へ納付金としてするもので39万3,000円を増額するものでございます。

予備費につきましては、上記補正に伴う総額調整の補正となっております。

続きまして、議案書24ページの1枚目をお開きください。

議案第60号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ2,276万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ10億9,476万2,000円とするものでございます。

7ページ目をお開きください。

今回の補正につきましては、保険料の今後の見込み、令和2年度の介護保険給付費等の精算に伴う国、支払基金への償還金額の確定等に伴う補正と、あと、財源内訳の変更となっております。

歳入の款1項1目1第1号被保険者保険料につきましては、本算定によります今後の見込みを勘案しまして186万5,000円の増額。

款3国庫支出金、款4支払基金交付金につきましては、介護給付費の実績見込み等による各交付金の決定によりまして、485万1,000円と1,123万円の増額を計上させていただきました。

款8項1目4その他一般会計繰入金については、介護保険担当職員人件費分については4月の人事異動に伴います一般会計からの繰入分の増額、目5低所得者保険料軽減繰入金につきましては、実績見込み等によりまして減額補正となり、款8繰入金につきましては合計で156万7,000円の増額となっております。

次、8ページをお開きください。

款9繰越金につきましては、令和2年度の繰越金の確定による増額補正となっております。

次に、9ページからの歳出であります。款1項1目1一般管理費につきましては、人件費、先ほど申しあげましたとおり職員人件費の増額と介護認定システム等の更新作業委託として20万円の増額となっております。

次に、同じく9ページの款2保険給付費から、13ページ、款4地域支援事業費につきましては、歳入の補正に伴います財源内訳の変更となっております。

14ページ、款6項1目2償還金につきましては、令和2年度の介護給付費等の確定に伴い、国、支払基金への償還金が生じたので2,093万1,000円の増額となっております。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第35 議案第61号 令和3年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） それでは、議案書であります。25ページをお願いいたします。25ページ、1枚おめくりいただきたいと思っております。

議案第61号 令和3年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について、説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ63万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ598万5,000円とするものであります。

内容につきましては、7ページからになります。7ページが歳入、8ページが歳出でございます。

歳入につきましては、令和2年度決算に伴う剰余金を繰越金に計上いたしまして、歳出においては、同額を予備費に充当するものでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結します。

次に、日程第36 議案第62号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書26ページの1枚おめくりください。

議案第62号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ355万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億155万円とするものであります。

詳細につきましては、7ページを御覧ください。

歳入、款4繰越金項1繰越金目1繰越金節1繰越金で、355万円を増額補正するものでございます。

8ページを御覧ください。

歳出、款1総務費項1総務管理費目2別荘地総務管理費節18負担金補助及び交付金で、大型特殊免許取得補助13万6,000円、ふれあいの郷の管理人が除雪するための大型特殊免許がないためそれを取得するための補助でございます。9,593万3,000円に13万6,000円を増額するものでございます。残りの341万4,000円は予備費に充てるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第37 議案第63号 令和3年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） それでは、議案書の27ページになります。おめくりいただきまして、議案第63号 令和3年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）を説明させていただきます。

既定の歳入歳出予算の総額に252万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を622万9,000円とするものでございます。

内容につきましては、6ページをお願いいたします。

主に前年度繰越金の確定に伴いまして、予備費に充当する補正を行うものでございます。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第38 議案第64号 令和3年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

担当課長より概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長(龍野正広君) それでは、28ページをお開きください。その1ページを御覧ください。

令和3年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第1号)。

収益的収入及び支出の補正。収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものであります。

下水道事業費用4億7,907万3,000円に33万1,000円を増額補正し、4億7,940万4,000円。

第1項営業費用4億2,997万4,000円に33万1,000円を増額補正し、4億3,030万5,000円とするものであります。今回の補正は、人事異動によるものでございます。科目、職員給与と費691万9,000円に33万1,000円を増額補正し725万円にするものであります。

詳細につきましては、9ページ、補正予算実施計画明細書(第1号)の収益的支出の項1営業費用目5総係費節2手当32万4,000円と賞与引当金繰入額7,000円でございます。

説明は以上でございます。

○議長(森田公明君) 議案の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結します。

次に、日程第39 議案第65号 長和町過疎地域持続的発展計画についてを議題とします。

担当課長より説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長(藤田健司君) それでは、よろしくお願いたします。

議案書の29—1ページをお願いいたします。

議案第65号 長和町過疎地域持続的発展計画について御説明を申し上げます。

この関係でございますが、先般、議会全員協議会におきまして御協議をいただきました案件でございます。経過等につきましては、先ほど来の町長の提案理由の説明で申し上げたとおりでございます。

契約の対象期間でございますが、令和3年度から令和7年度までの5年間となります。町ではこの法律の施行を受けまして、これまでの過疎地域自立促進特別措置法と同様でございます過疎地域の要件を満たすこととなりましたので、今年度予定いたします過疎債に関わる各種事業についての過疎対策事業債一時申請に間に合うように長和町過疎地域持続的発展計画案を作成いたしまして、パブリックコメントによります住民の皆様からの意見募集、並びに県への事前協議、正式協議を実施してまいったところでございます。

県との協議も終了いたしまして、この8月の20日の日に県からの同意もいただきましたことから、今回この計画を議会へ上程しお諮りするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第40 議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の締結についてを議題とします。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願いいたします。

議案書の30—1ページをお願いいたします。

議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

この事業につきましては、令和元年10月の台風19号豪雨災害によりまして、頭首工が42メートルにわたり損壊の被害を受けました長久保沢田地区の災害復旧工事となります。

工事の概要でございますが、カーテンブロック290立方メートル、蛇籠273メートルなどでございます。

契約の目的につきましては、記載のとおり工事請負契約の締結でございます。契約の金額につきましては、7,388万7,000円でございます。契約の相手方ではありますが、株式会社安田組。契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

30—2ページの仮契約書を御覧ください。工期につきましては、令和4年3月の18日までとさせていただきます。

30—4ページでございますが、入札経過調書を添付させていただきます。8月18日に入札を行いまして、記載のとおり経過で落札したものでございます。落札率でございますが、99.9

8%となっております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

議案第66号 令和3年度 元災台風19号豪雨災害復旧事業沢田・沢田2建設工事請負契約の締結については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、議案第66号の契約締結案は、本日審議することに決定いたしました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第66号を採決いたします。

議案第66号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第41 陳情第6号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情

◎日程第42 陳情第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第41 陳情第6号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情、日程第42 陳情第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情を一括して上程いたします。

陳情第6号及び陳情第7号は、委員会付託を予定しております。陳情案について不明な点などございましたら、6日までに事務局へ申し出てください。

◎日程第43 意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

（議員提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第43 意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対

処し地方税財源の充実を求める意見書を上程いたします。

上程された議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。

渡辺久人議員。

○2番（渡辺久人君） それでは、意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について、御説明申し上げます。

議案書33-1ページから33-3ページであります。

この意見書は、会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものであります。

内容であります。新型コロナウイルス感染症はさらに感染力が強大な変異株が加わり、我が国は経済的、社会的に甚大な影響を受け、国民は日々不安な生活を送っております。このようなコロナ禍において、地方財政は来年度においても巨額な財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。地方自治体では、新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化、脱炭素社会の実現、さらに財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには地方財源の充実が不可欠であることから、国に対し令和4年度地方財政対策及び地方税制度改正に向け、議案書33-2ページにあります5項目について確実な実行を要望する意見書を提出するものであります。

提出先は、議案書33-3ページでございます。

議員皆様の賛同をお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

意見書案第4号については、最終日に審査いたします。

◎日程第44 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第44 委員会付託についてを議題とします。

本定例会に提出されました議案第46号から第55号までの令和2年度決算認定案10件、議案第56号の条例案1件、議案第57号から第64号までの令和3年度補正予算案8件、議案第65号 長和町過疎地域持続的発展計画案1件、陳情2件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、別表のとおり各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、9月3日に一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、一般質問につきましては午前9時から開会いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日予定していた会議は全て終了いたしました。
会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午後 2時19分

第 2 号

(9 月 3 日)

議 事 日 程

令和3年 9月 3日
午前 9時00分 開議
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問
散 会

令和3年長和町議会9月定例会（第2号）

令和3年9月3日 午前 9時00分開議

出席議員（9名）

1番	佐藤恵一	議員	2番	渡辺久人	議員
3番	田福光規	議員	4番	羽田公夫	議員
5番	伊藤栄雄	議員	7番	柳澤貞司	議員
8番	小川純夫	議員	9番	宮沢清治	議員
10番	森田公明	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
総務課長	城内秀樹	君	企画財政課長	藤田健司	君
建設水道課長	龍野正広	君	こども・健康推進課長	長井剛	君
町民福祉課長	藤田孝	君	情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君
産業振興課長	宮阪和幸	君	教育課長	中原良雄	君
文化財担当課長	大竹幸恵	君	総務課長補佐	小林義明	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	牛山美智子	君
------	-----	---	---------	-------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。
長和町議会第3回定例会を再開いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
-

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、本日5名の一般質問を行います。
2番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

- 2番（渡辺久人君） おはようございます。議長の許可を頂きましたので、通告に基づき質問を行ってまいります。

最初に、盛土箇所の確認、山間部の環境保全、防災についての質問です。

発生から本日でちょうど2か月になります。7月3日午前10時半頃、静岡県熱海市で大規模な土石流が発生しました。静岡県災害対策本部の発表では、8月31日現在、この土石流で128棟の建物が被害を受け住民26人が亡くなり、いまだ1名の方の行方が分かっていません。

静岡県熱海市では、この土石流災害の2日前の7月1日から雨が降り続いており、2日の午後には熱海市への土砂災害警戒情報が発令されていました。この時点で警戒レベル4で避難指示が出されなければなりませんでしたが、行政からの避難情報としては高齢者等避難が出されたのみでした。

土砂崩れの発生は標高約400メートルの集落を流れる2級河川の上流で、別の場所から持ち込んだ土砂などで地盤を形成した盛土と呼ばれる工事が行われ、この盛土部分に大量の水が含まれて土砂崩れが起こった事が判明しています。

また、この盛土があった地点から南西20から30メートルほどのところにメガソーラー施設があり、この地点の保水力が低下しこれら水が盛土側へ流れ込み土砂崩れを起こす起因になったのではないかという関連を指摘する声が出ております。行政も関連性を検証していく考えを示しています。

質問です。静岡県熱海市における土石流災害では盛土の崩落であることが確認され、国土交通大臣は7月6日、全国で同様の危険な箇所があるかどうか調査する方針を示しました。

また、今後の盛土の点検の参考となるよう整備済みのデジタルマップを利用した全国における概略的な盛土可能性箇所の抽出を行い、抽出した箇所について8月下旬をめどに関係省庁や地方公共団体に提供する予定としています。

国からのデジタルマップを利用した調査報告はあったのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 7月に発生をした静岡県熱海市の土石流災害は非常に痛ましい災害でございました。今、お話ございましたように、現在、亡くなられた方が26名、なお1名の方が行方不明ということで、被害に遭われて亡くなられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、一刻も早く行方不明者の方が見つかるよう願うところでございます。

この災害は盛土の崩落等が原因とされており、お話もございました近くのメガソーラー施設の関連性も指摘されていることから当町の状況についての御質問でございますが、詳細につきましては、順次、各担当課長からお答えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 御質問いただいた盛土の点検の参考となる国からのデジタルマップを利用した調査報告は、現在のところまだございませんので御承知いただきたいと思います。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 国からの報告はないとのことですが、長和町独自の盛土の調査は行ったのか。また、どのような方法で調査を行ったのか。結果はどうだったのか。

長和町のほとんどの沢は土砂災害警戒区域であります、特に警戒区域内及びその上流部で盛土は確認できたか。また、盛土は主にどのようなもので行われているのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 町では7月6日の国の方針を受け、長野県砂防課とともに緊急点検ということで調査を実施しております。

7月8日から町建設水道課により土砂災害警戒区域やその上部、その他盛土の流出による土砂災害のおそれのある箇所の情報収集が行われ、町内では7か所の該当箇所があり県へ報告をいたしました。

その後、県砂防課で地形的に近くに溪流があるなど危険性のある箇所3か所について町職員も同行し目視点検を行っております。

調査結果については問題なしとの結果でございました。また、盛土は主に工事で発生する残土が主なものと思われれます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 盛土が7か所、その他3か所の危険箇所が調査とのことですが、答弁の内容ではこれまで盛土が行われた場所や経緯、盛土に使われた土がどのような土が使われているのか役場では把握できていなかったと理解できます。

私もこの質問を行うに当たり町内を回ってみました。役場の調査箇所以外の場所もありましたので、ぜひともリストに加えていただければと思います。また、継続的な調査と監視をしていただきたいと思います。

次に、盛土とは異なりますが、建設用資材を河川沿いあるいは道路沿いにストックされている箇

所の確認はされているか。また、その場所では崩落防止の適切な処置はなされているかお伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 建設用資材置場について町では細かく把握しておりません。今後において調査確認をしたいと思っております。

崩落防止等の処置につきましては、土地を利用する建設業者等に適切な維持管理や環境美化等について適切な管理をするよう指示や要請をしていきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） お願いいたします。長久保の一般廃棄物処理場南側に建設発生土の置場が設けられています。町が管理する建設発生土の置場は長久保以外に何か所あるか。仮置場という認識でよいか。また、町管理以外の場所に残土等が置かれている場所を確認しているかお伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 長久保以外には和田の中組に1か所あり、2年前の東日本台風による復旧工事や8月14日から15日に降り続けた災害の復旧工事などの残土捨て場や不足土の土取場とした仮置場としてあります。

また、町管理以外の場所の確認ですが、町では細かく把握まではしておりませんので先ほどの調査と同様に確認をしてみたいと思います。

また、ハザードマップで防災危険区域かどうか等の確認も行って行きたいと思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） この場所についても資料を提供してございますので現場確認をお願いしたいと思います。

次に、建設発生土の搬入に当たっては条例等の規制が必要と思われ、搬入土の分類、数量、期間、車両の指定などを規定した建設発生土の搬入に関する取扱要領等に基づき、許可、管理が行われているのか。いなければ行くべきではないかと思いますがお伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 建設発生土の適正処理に向けた取組は自然環境や生活環境を保全していく上で非常に重要であると認識をしています。また、建設工事で必要となる土砂は原則として工事間で賄うことを目指すとともに、工事間利用が困難な発生土につきましては仮置場の適切な維持を図らなければならないものと認識をしています。

現在、町では要領等の整備がないことから県や近隣市町村の整備状況等を確認しながら整備していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） お願いいたします。また、近年、建設副産物のリサイクルが注目されています。金属や木片などが含まれない建設発生土、特に河川の砂利は再利用が可能と思われれます。碎

石プラントでの処理ができないか御検討ください。

次に、残土置場の管理について、長久保の残土置場はフェンスの破損、道路舗装が剥がれ、水路への石の落下、草木の繁茂などがあります。

また、旧下和田グラウンドは本来ヘリポートと認識していますが、現状はヘリコプターの発着面よりかなり高く残土が積み上げられ、さらに生い茂った草は堤防沿いの桜の木よりも高く伸び非常に景観を損ねています。

下和田グラウンドは残土を撤去してヘリポート専用にはできないかお伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 平成22年7月26日の書類を見ますと、当時の担当課にて、現況、下和田バイパスより地盤が低く利用価値がないことから、当面の間、公共工事の残土捨て場として活用し将来的な有効利用に備えていきたいとの目的から今日に至っております。

また、令和元年東日本台風の災害復旧にて、今後、大量の土砂が搬入することを踏まえ事前に上田地域消防本部の署員に来庁していただき、現地にて離陸に支障となる範囲等について確認をしていただき、また指導をいただいたところであります。

また、ヘリポートにつきましては消防署や専門機関と協議しながら考えていきたいと思っております。

町としましては、現在、災害復旧の真ただ中であり当面の間は長久保の残土処理場としますが、余力が限られていることから専門機関と協議をし適正な残土処理場として活用していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 下和田の土捨て場は仮置場であるにもかかわらず残土が増えていくばかりです。当然、ドクターヘリの運用には支障があります。ヘリポートとしての運用は当時の管財係と協議し進めており、平成21年9月から中組区と近隣者の同意を得て運用を開始しています。

ただいまの答弁では建設が土捨て場と指定する1年前から既にヘリポートとして活用していたわけですが。それがあつた日、突然、土砂が捨てられ使用不能となりました。当時の役場内の管理体制、管理能力の欠如と行政の縦割りの弊害をまじまじと感じました。

次に、建設発生土の置場は長久保のみとし、周囲は保有空地を確保し、より堅牢なフェンスを設け落石や草木の繁茂を防ぎ、施錠できるゲートを設置、さらに積み上げ高さの制限、外部から見えないよう景観を考慮した構造にできないかお伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 御指導いただきましたように景観を考慮した構造等ができるよう、まずは調査し前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） よろしくお願ひします。

質問。再生可能エネルギーとして太陽光発電は注目されています。長和町でも長門牧場にメガソーラーが設置されています。長門牧場以外にもメガソーラーに限らず山林や雑種地などに何か所か太陽光発電パネルの設置が見受けられます。

長和町太陽光発電設備の設置に関する要綱で開発区域の面積が1,000平方メートル以上かつ太陽光発電設備の発電出力が50キロワット以上に該当する設備は幾つあるか。また、住宅の屋根以外に設置されている設備は幾つあるかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それではお答えをします。

太陽光発電設備の設置件数についての御質問ですが、長和町太陽光発電設備の設置に関する要綱の規定に該当する設備は現在8基あります。

また、今、答弁をさせていただきました要綱に該当しない住宅の屋根以外に設置されている設備について、把握をしているものにつきましては5基確認をしております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） この要綱の第5条では開発区域選定チェックリストで土砂災害警戒区域あるいは急傾斜地、地滑り危険区域等がチェック項目となっています。このような区域内での太陽光発電設備は設置できるのか。

また、雨水排水処理施設が規定されていますが雨水処理施設とはどのようなものか。設備完成後の確認は行っているのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 開発区域選定チェックリスト内における太陽光発電設備の設置についての御質問ですが、開発区域選定チェックリストに記載している内容に該当する場合、その具体的な対応方針、対応策が適切であれば設置可能と考えております。

雨水排水処理施設につきましては、既存の水路、河川のほか施設内へ設置する浸透式貯留施設などが考えられます。設備完成後の確認につきましては開発行為完了届出書の提出後、現地等により確認を行っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 太陽光発電設備の設置に当たっては届出扱いで協議により設置可能となります。チェックリストに問題があっても設置されています。

また、工事完了後に現地確認は行っているとのことですが、私も幾つかの施設を調査してきました。水切りなども設けられておらず雨水排水などの処置は全く行われていません。防災は無視した状況となっております。

次の質問です。太陽光発電設備設置場所周辺で降水時の雨水排水障害や地面の洗掘、流域の変化あるいは下流域、例えば立岩の入ノ沢川、大門宮ノ上の大茂沢川、窪城の宮城川で河水の混濁、水量の増加などは認められないかお伺いします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 今現在では雨水排水障害や地面の洗堀、流域の変化、河水の混濁、水量の増加など実際に調査を行っておりませんのではっきりしたところは分かっておりません。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 調査などを行っていないので分からないとのことですが、山間部に設置された太陽光発電施設の下流域では水の出方がこれまでとは違うという声も聞いております。近年の気候変動にも関連するとは思いますが何らかの影響が出ていると考えられます。建設水道課では災害復旧で多忙かと思いますが情報収集などをしていただいで調査を行っていただきたいと思ひます。

次に、脱炭素社会を目指し再生可能エネルギーの一つとして効率はあまり良くありませんが手取り早く設置できる太陽光発電の設置普及が見込まれます。太陽光発電装置の設置の運用に関する規制は2021年、現時点で定められていません。

しかし、一部の自治体では住民からの反対署名やその他運動によって独自の条例やガイドラインを定めているケースもあります。トラブルを起こさずに太陽光発電装置を設置、運用するためには法規制だけでなく自治体のガイドラインに沿った対応を行うのが大切と考えます。面積、発電量の規模に関わらず全ての太陽光発電装置の設置ガイドラインを作成し、かつ許可制にできないかお伺ひします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 太陽光発電装置の設置ガイドラインについての御質問ですが、脱炭素社会を目指す再生エネルギーの一つとして太陽光発電は重要な役割を担うものと考えております。

そして、太陽光発電装置につきましては、個人の住宅へ設置する小さなものから大規模な発電を行うメガソーラーまでがありますが、全ての太陽光発電装置の設置に対し許可制を行いますと個人の住宅への設置や小規模な太陽光発電装置についても膨大な申請書類や雨水処理等の計画書を作成しなければならなくなり、設置者への申請の負担や申請に係る経費が大きくなるため、現時点では要綱により申請されたものに対し適正に事務処理を行いたいというふうに考えております。

しかし、今後につきましては、国、県そして他の自治体の現状等を把握しながら、そして当町のまちづくりの方針を勘案しながら脱炭素社会における安心して推進できる太陽光発電装置の設置について考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 林野庁長官から出された開発行為の運用規則では、排水施設の能力及び向上等について、さらに住民説明会の開催、景観への配慮など運用基準が定められています。また、この基準は許可を要しない規模の開発についても森林の土地の適正な利用が確保されるよう周知することが望ましいと述べられています。

長野県内では、富士見町、上田市など9市町村で太陽光発電施設を規制する単独条例が制定され

ています。長和町では、昨年、風力発電設置に関わる環境事前影響評価、いわゆる環境アセスメントが提出されました。このようなものに対応するためにも環境保全、景観、緑地保全等に関する条例の整備が必要と考えます。

さらに、これらの条例を網羅した太陽光発電設備等の設置に関する条例の制定も必要と考えます。併せて、計画、設計、設置指導など環境及びリスクアセスメントが行える専門職員が関わるべきと考えます。

現段階では、太陽光発電設備の設置は野放し状態だと思えます。設置協議、書類審査は時間を惜しまず慎重に行い、かつ雨水排水対策の指導、現場確認、検査を確実に行っていただくことを要望いたします。

次に、長和町には建設資材の製造を目的とした岩石の採取場があります。これらの採取場の認可は関係法令に基づき県知事が行います。市町村長は岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは都道府県知事に対し必要な措置を要請することができます。

採取場内の汚濁水、降雨水、湧水等の排水による災害防止のための施設管理は適切か。さらに、採掘終了時の処置として、土留工事、水土保持、環境保全、景観保全、生態系保全などの機能回復を目的とした採掘跡地の緑化が義務づけられています。このような処置は適切に行われているのか伺います。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 採石場の採取計画の認可につきましては、議員のおっしゃるとおり採石法の第33条におきまして採石業者は岩石の採取を行おうとするときは岩石の採取を行う場所である岩石採取場ごとに採取計画を定め、岩石採取場の所在地を管轄する都道府県知事の認可を受けなければならない旨が規定されております。

また、第33条の14におきまして、市町村長は岩石の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときは都道府県知事に対し必要な措置を講ずべきことを要請することができるという旨が規定されておきまして、都道府県知事はこの要請があったときは必要な調査を行って、その結果、必要があると認めるときは必要な措置を講ずることとなっております。

御質問の施設管理や砕石跡地の緑化の関係ですが、採石場内の汚濁水、降雨水、湧水などの排水などによる災害防止のための施設管理につきましては、事業者から県へ年2回の定期報告、年1回の砕石工業組合による自主的な検査、林地開発変更の年には関連機関及び町の職員も同伴で現地調査を行っており適切に管理されていることを確認しております。

採掘跡地の緑化につきましては、現在、大門山採石場の採取が終了した箇所緑化が進められており、林地開発許可申請にあります環境保全の計画に沿って種子の吹きつけによる緑化、植栽による造林が適正に進められているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 防災面からも確認する必要があると思えます。砕石場につながる道路の状

況、雨水、湧水などの適正処理、植栽は木々がある程度、成育するまで繰り返し行う必要があります。今後も確認と指導をお願いいたします。

次に、八王子市姫木平自然の家譲受けについての質問です。

八王子市姫木平自然の家は、八王子市が恵まれた自然環境の中で団体生活を通じて少年の心身の健全な育成を図る目的で、昭和51年に建築、以降、増改築され、最初の建築から45年を経過し指定管理者によって事業が行われてきました。

平成30年12月の、町、議会、振興公社との3者懇談会で、この姫木平自然の家について八王子市との協議事項の報告がありました。

八王子市は姫木平自然の家の運営方針について、その必要性などについて平成28年から指定管理者である株式会社長和町振興公社及び長和町と協議を進めております。

八王子市が運営方針の検討を必要とした要因は何か御存じか。また、協議に至った経緯とその内容、現時点での協議結果をお伺いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 姫木平自然の家は、昭和51年7月、八王子市が豊かな大自然の中で青少年の健全な育成を図るための教育施設として設置をしていただきました。現在の東館ですね。その後、昭和53年には体育館、そして、また昭和61年に西館が増築をされまして定員250名の宿泊施設として運営をしております。

平成13年9月より当時の長門町振興公社に業務管理委託をされ、また、平成19年4月には指定管理者制度の導入によりまして長和町振興公社が指定管理者として管理運営をし現在に至っております。

八王子市は、無期限に指定管理を継続することが財政運営上困難な状況であることから、平成28年度、市におきまして検討会を設置し施設の方向性を検討したところでございます。町からは当時の副町長、議会議長が参画をしております。そのときには廃止は望ましくなく譲渡を基本として施設のあり方を検討するということになりました。

平成29年度、譲渡について実現の精査を4回にわたり協議をいたしました。町では平成29年12月補正予算により姫木平自然の家経営診断委託として現状調査を実施いたしました。結果、譲渡は受けない案と、そして、また無償譲渡、その他諸条件を整備した上で町へ譲渡案の2つの案が示されました。

このことを、平成30年6月に開催をしました議会、町、振興公社3者懇談会におきまして報告をさせていただいたところでございます。

平成30年10月、八王子市姫木平自然の家移譲に向けた基本協定書を締結した経過につきましては、八王子市がこのような施設を抱えることにより市の財政を圧迫していることから、市長部局としては廃止、しかしながら八王子市教育委員会とすれば存続したい考えを強く持っていることとございまして、長和町へ移譲することを前提に3年間指定管理を延長しまして、その間で移譲に向

けた交渉をし八王子市の子供たちに将来的にも利用させたいという願いがあったわけでございます。

この経過につきましては、平成30年12月に開催をいたしました、議会、町、振興公社3者懇談会におきまして御報告をさせていただきました。

この指定管理期間が令和4年3月31日で終了するということになっておりまして八王子市と協議を進めているところでございます。

ここまでが今までの経過でございますが、先ほど述べさせていただきました平成30年10月の基本協定書の締結を機に、町といたしましては施設の移譲を基本とした説明をさせていただいたところでございます。

なお、現時点の協議内容等につきましては担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） それでは、私の方からお答えさせていただきます。

今まで交渉してきた大きな内容といたしましては、解体費用を町へ譲渡する、施設の修繕をする、令和4年度以降も八王子市が安定的に利用する、不動産簿価があるが無償譲渡とするなどがございます。

振興公社といたしましては、大型宿泊施設がこの管内では姫木平自然の家のみですので、夏場の集客に加え冬期間のスキー場の学校団体を受入れる施設として欠かせないものと考えております。

町は、振興公社へ指定管理料を支払わないなどを条件に八王子市と譲受に向けた交渉を続けてまいりました。

令和2年10月ですが、八王子市教育委員会より市の財政が新型コロナの影響で大幅な減収となる見通しとなり、自然の家に関して今まで交渉してきたことを白紙として、指定管理期間を延長せず令和3年度で終了する、修繕等は行わず現状のまま無償譲渡とする、無償譲渡が受け入れられない場合は更地にする、この2つを基本路線として考えを聞かせてほしいとの要望がありました。

これにつきまして振興公社と検討を重ね、令和2年12月、町のほうから解体費用の負担、法的根拠に基づく必要な修繕並びに必要な最小限の修繕、八王子市から一般市民を含む、現在、来館している利用者数を最低限確保し利用者へ市より利用料の助成を行う、令和5年度までの指定管理の延長、この4項目を要望したところでございます。

その後、令和3年2月に八王子市教育委員会から連絡があり、令和3年度以降の取扱い案が示されております。この案の主なものとしましては、令和3年度までの指定管理とし期間の延長はしない、令和3年度の指定管理料は4,300万円、修繕費は80万円とする、無償譲渡とする、八王子市で試算した解体費を10年間分割で町へ支払うなどとなっております。

これらの取扱い案につきましては、あくまでも担当課レベルの交渉でありまして正式に交わしたものではありません。あくまで交渉の途中経過を述べたものでございます。

新型コロナウイルスに関わります緊急事態宣言の発令下であったこともありまして、都道府県を越えての移動が制限をされているという状況にありましたので直接お会いして交渉することはでき

ませんでした。

先般、直接会って協議をしたいと八王子市のほうから提案がございまして、令和3年、今年ですが、7月5日、八王子市の副市長さんと教育委員会の担当部局の方々が来町されまして、副町長、振興公社の社長、あと担当課と協議のほうを行いました。

この内容につきましては、令和3年7月29日に開催しました、議会、町、振興公社3者懇談会で御報告のほうをさせていただいているところでございます。

八王子市の副市長から、令和4年3月に町へ無償譲渡する、令和4年度の1年間は今までと同様の学習旅行などを実施する、解体費は一括で譲渡する方向で調整をしている、これらの提案がございました。

町としましては、町から運営費や修繕費などの財政支出はしないことを条件に振興公社と協議を行い、振興公社もその条件で運営できるめどが立ったため、八王子市副市長からの提案を引受ける方向で交渉のほうを進めたいと考えております。

今後、令和3年10月末を目標に八王子市と協議のほうを行いまして、改めて協定を締結し、この協定によりまして、双方、事務手続を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） この協議は、最初から町は八王子市から譲受けを前提とした協議を行っているように理解できます。譲受けはしないという選択肢はなかったのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今までの経過等を踏まえまして、移譲に向けた基本協定書の締結は町が受入れをすることを基本としているところでございまして、このことにつきましては議会の皆様にも御理解をいただきながら進めてきたところでございます。

まだ交渉をしております正式に譲受を決めたわけではございません。平成30年に締結された八王子市姫木平自然の家移譲に向けた基本協定書により、町といたしましては施設の移譲を基本とした説明をさせていただいているところでございますが、今後、議会、町、振興公社3者懇談会あるいは議会全員協議会の場におきまして、丁寧に説明をさせていただき議会の皆様や住民の皆様の御理解をいただきながら進めさせていただきたいというふうに考えおります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） そもそも八王子市自然の家のような公共の宿泊施設は、国、県や市町村などがそれぞれの関係者の福利厚生施設として建設しています。姫木平自然の家も八王子市民、小中学校の林間学校、スキー教室などをメインに事業を行ってきました。

しかし、昨今の厳しい財政状況のために多くの公共の宿が民営化あるいは閉鎖されています。八王子市の姫木平自然の家も同様ではないでしょうか。町長はなぜ譲受けを考えたのか。町民に利益があるのか。採算性などをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 姫木平自然の家につきましては、八王子市教育委員会とすれば存続したい考えを強く持っていたこともあり、町へ移譲することを前提に3年間指定管理を延長しまして、その間で移譲に向けた交渉を行い八王子市の子供たちに将来的にも利用させたいという願いがございました。

譲受につきましては今後も交渉は続きます。町は、町から運営費や修繕費等の財政支出はしないことを条件としております。振興公社から今後の短期収支計画が提出されまして、その内容につきまして町担当課と協議をしまして引受けることができると振興公社としては判断をしたところでございます。

また、この施設につきましては、先ほどの渡辺議員の質問の中でも触れられておりますが、恵まれた自然環境の中で団体生活を通じて少年の心身の健全な育成を図るという目的がございます。振興公社がこの施設の運営を引受けることとなった場合には、この目的のほかにも、大型宿泊施設がこの管内では姫木平自然の家のみであり、夏場の集客に加えまして冬期間のスキー場の学校などの団体を受入れる施設として欠かせない施設であり、町の観光産業の維持発展の効果が期待できるというふうに思っております。また、地元への経済効果として、地元の雇用、そして事業仕入れなど等の関係の効果も見込まれるというふうに考えております。

以上のことから、現在、譲受してもよいというふうに判断をしているところでございます。

また、先ほどの答弁でも述べさせていただきましたが、まだ交渉をしており正式に譲受を決めたわけではございませんが、平成30年10月の基本協定書の締結を機に、町といたしましては施設の移譲を基本として進めさせていただいておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 次の質問です。姫木平自然の家の事業は株式会社長和町振興公社が特命で指定管理を受け行っています。その運営費用は八王子市からの指定管理料と宿泊客からの売上げが主な収入です。新型コロナウイルス感染症に伴い昨年と今年の業績は厳しいようです。コロナ前の業績と前年同期及び今期の業績、指定管理料金額はどれほどかお伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 八王子姫木平自然の家に係ります営業利益と八王子市から振興公社への指定管理料の関係でございます。

議会、町、振興公社3者懇談会でも説明のほうはさせていただいておりますが、最初に平成30年10月から令和元年9月の第21期の実績につきましては、指定管理料が4,240万円、営業利益は316万円でございます。次に、令和元年10月から令和2年9月の第22期の実績につきましては、指定管理料が4,300万円、営業利益が115万円のマイナスとなっております。

令和2年10月から令和3年9月の第23期につきましては、まだ決算になっていませんので確定した数値ではございませんが、指定管理料の予算額としまして4,300万円、あと令和3年7

月までの営業利益につきましては429万7,000円のマイナスとなっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 先ほど町長から答弁をいただきました。確認いたします。町が譲渡を受けて事業を行う場合、指定管理で行うのか、指定管理料は支払うのか、また施設修理が発生した場合、町が支払うのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 現状、町としましては指定管理で実施するよう検討のほうをしております。町としましては、振興公社が運営をすることにつきまして町から運営費や修繕費などの財政支出はしないことを条件としております。このことから、現状、指定管理料や修繕費などについては町からは支払わないということで考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 次に、土地所有権者は大門財産区であります。土地所有権者の承認なくして施設を廃止、また他の団体などに譲渡、賃貸は可能なのか。大門財産区との契約内容はどのようなになっているかお伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） では、お答えいたします。

昭和47年5月22日付の大門財産区管理者、当時は長門町長でしたが、長門町長と八王子市長の間におきまして土地の賃貸借契約が締結のほうをされております。

この内容を見ますと、第10条に権利義務の譲渡などの禁止事項がありまして第三者への譲渡などを禁止している内容でございます。また、土地の返還につきましては建物撤去が必須となっております。

大門財産区議会に対しまして、平成30年6月、今後の取扱いについて経過報告をさせていただいております。このときには八王子市の施設を継続してほしいという意見や町が負担してでも維持することを検討してほしいという意見も出されております。このように大門財産区へも経過などの説明をさせていただいているところでございます。

先ほど契約書の内容について述べさせていただきましたが、現状の契約では八王子市から町が譲受することができないため、譲受するという方向になりましたら財産区管理者と八王子市との間で契約の変更が必要になるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 八王子市からこれまでどおり誘客は行っていただけるとのことですが、団体客、個人客がある程度見込まれても指定管理料なしで利益を見込めるのか。利益がなかった場合

どうするのか。町から補填するのか等お伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） では、お答えいたします。

町としましては、町から運営費や修繕費などの財政支出はしないことを条件としております。振興公社から今後の短期収支計画が提出されまして、その内容につきまして町担当課と協議し引受けられることができると振興公社としては判断しております。

現状、指定管理で実施するよう検討していますが、指定管理とする場合には以上のことから指定管理料は支払わないこととしておりますので利益の状況に関わらず町の一般財源の投入につきましては予定をしていないということでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 八王子市から4,000万円からの指定管理料があっても前期と今期は既に赤字なわけです。町からの財源なくして健全な事業ができるのか大変疑問です。振興公社の他の部門への指定管理料の増額や流用は認められないと考えます。公設民営化のスキー場を勘案しての試算なのか提示していただく必要があります。

次に、姫木平自然の家の今回の問題については、譲受けを前提として協議が行われています。とかくこのような行政側が先行リードする政策が目立ちます。

長和町が個性豊かで活力に満ちた地域社会の現実を図るためにも、地域のニーズ、価値観に応じた政策づくりが必要です。姫木平自然の家の譲渡についてはスタートに戻って検討できないか。また、改めて議会への説明と議会の意見、見解を述べる場を設けていただきたいがいかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 今までの経過等を踏まえて移譲に向けた基本協定書の締結は町が譲渡を受けるということを基本としているところでございまして、このことにつきましても議会の皆様にも御理解をいただきながら進めてきたところでございます。

まだ交渉をしており正式に譲受を決めたわけではございませんが、平成30年に締結された八王子市姫木平自然の家移譲に向けた基本協定書により、町といたしましては施設の移譲を基本として説明をさせていただいたところでございます。

ただいま議員から、このような行政が先行リードというお話がございましたが、決してそのようなことをしてきたつもりはございません。特に振興公社につきましては、議会、町、振興公社3者懇談会をどのぐらいの数をやったか、丁寧にしてきたか、このことを御理解いただきたいというふうに思っております。

今後も3者懇談会、そして、また議会の皆さん、その都度、貴重な御意見をいただきたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げたいと存じます。

まだ交渉中でございますので、今、申し上げました今後も御意見をいただきながら進めさせてい

ただきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） ただいま町長の答弁でもありましたが、議会、町、振興公社3者懇談会の場では確かに説明は受けております。私どももそうした中で承諾したわけではないと思いますけども、理解、見解が欠けていたのかなとそんなふうに思います。

最後にもう一度申します。公共の宿泊施設は昨今の厳しい財政状況のため多くは民営化あるいは閉鎖されています。また、大型宿泊施設がこの管内で必要との判断ですが開業から45年を経過し客室などの施設は古さを感じ現代とはマッチしません。利用者の口コミを見てもニーズには合っていないと判断できます。大型宿泊施設がなくても団体客はペンションへの分宿で対応可能と考えます。

八王子市が存続できなくなった施設を町長はなぜあえて譲受けるのか。町から全く財源を投入しなくてなぜ運営ができるのか全く理解ができません。町長にはその根拠を提示していただくこと、さらに町民の皆さんが納得できる説明をしていただくことをお願いいたします。

以上で、私の本日の質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、2番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時50分

再 開 午前10時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

4番、羽田公夫議員の一般質問を許します。

羽田公夫議員。

○4番（羽田公夫君） 議長より許可を頂きましたので、本日は3点について質問させていただきたいと思います。

まず、1番目であります。去る7月20日付の信毎紙上に「10代投票率21.72%過去最低」という見出しの記事が出ました。これは、4月25日に行われた参議院県区補欠選挙の県下77市町村のうち、72市町村の投票率を一覧表にまとめ、県の選管が集計して発表されたものです。それよると、長和町は10代の投票率の県下で最低の6.90%というものでした。県選管は、今回の選挙は全国一斉でなく、関心が低い、住民票を残したまま進学、就職する若者がいたと分析しています。住民票が残されていても手続さえすれば現住所で投票が可能ですが、この仕組みを理解していなかったか、面倒に感じ手続を取らない人たちも多かったのではないかと思います。

この記事を見て、総務課はどのように受け止めているのかお問い合わせると、選挙後、いろいろ多くの質問事項が殺到する中で、手違いで、違った質問の数字を回答として出してしまい、新聞報道の結果となってしまった。長和町の正確な数字は30%台で、県平均より高いことが判明したとの

回答でした。

質問に入ります。今でも新聞報道の内容では、町民に県下最低の不名誉な認識で伝わっています。町内だけでも、名誉挽回に、広報ながわや、ゆいネット放送等で訂正する機会を設ける考えはあるのか。また、今回の反省を踏まえ、町長及び担当課より、以後の選挙に対してどのような対策を取っていくのか改善点があればお尋ねしたい。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 10代の投票率につきまして、事務局の集計誤りによりまして、7月20日付の信濃毎日新聞記事で長和町の10代投票率が6.90%と県内で最も低かったと事実と異なった報道になってしまったことを深くお詫びを申し上げます。

今後このようなことのないように、担当課長より、正確な選挙の事務処理対策につきましてお答えをさせていただきます。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 集計誤りにより、10代投票率が県下最低といった報道となっており、誠に申し訳ありませんでした。

この誤った数値は、各種ある選挙調査の中で、一つの投票所に関する調査と混同してしまい、長久保投票所のみ18歳、19歳投票者数を報告してしまったもので、町全体では、正確には31.03%の投票率でありました。新聞で公表されていない県内5村を除く72市町村中、11番目に高い投票率であったにもかかわらず、不名誉な報道となってしまいましたことを深くお詫び申し上げます。

長野県選挙管理委員会に訂正の報告をしたところ、8月25日の県選挙管理委員会定例会で訂正報告の後、報道のあった信濃毎日新聞に訂正を連絡をしていただきました。また、広報ながわ9月号に町全体の年代別投票率を掲載し、大切な1票の投票をお願いをいたしました。

今後はこのような集計誤りが生じないように報告数値の再確認を行うなど、慎重で正確な選挙事務処理に努めてまいりますので、よろしくをお願いをいたしたいと思います。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 10代の有権者は18歳で投票権を得られますが、新規対象者に対して、投票行動そのものについて長和町独自の啓発活動を行うなど対策を取る考えがあるのかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 選挙管理委員会では、18歳となり、初めての選挙となる新しい有権者に、投票のお願いと、選挙の大切さや投票方法に関する冊子をお送りしています。

また、広報ながわ9月号に仕事や旅行などで他の市町村に滞在している方は不在者投票による投票ができることの手続方法をお知らせをいたしました。

今年は衆議院議員総選挙と長和町長・長和町議会議員一般選挙が行われますので、皆様の声を届

け政治に反映するためにも、大切な1票の投票をお願いしたいと考えています。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 民主主義の根幹をなす選挙の投票について、今回の件はよき反省材料として、ぜひとも町を挙げ、次回の選挙に生かしていただきたいと、生かさなければいけないと思われまます。以後、町を挙げて機運の盛り上げと対策で、町始まって以来の高投票率の選挙が行われることを期待したいと思います。

次の質問に移ります。

歴史遺産を活用して近隣市町村と連携した地域おこしについてであります。

7月20日に、平成3年度第1号採掘址の試掘調査から30年にわたる調査研究の成果として、黒耀石鉱山展示施設星くそ館がオープンしました。この式典において羽田町長は新たな町の宝を得たと言われ、上田地域振興局長は地域の子供たちにぜひとも訪れていただき、祖先の生き方や思いを学んでほしいと今後の在り方に大いに期待を寄せる旨を述べられています。

この一帯は平成13年度に国史跡に指定され、平成30年度には日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」の主要な構成要素として認定されるなど、長く残し、広く伝えるべき文化財としての貴重な価値が認められています。

そこで、この機会を捉え、星くそ館と史跡公園、黒耀石体験ミュージアム一帯を今後どう生かし、憩いの場、学びの場として活用していくのか、その方向性について町の姿勢を問う意義はあると思えます。

質問に移ります。

黒耀石原産地遺跡群及び採掘址を保存した展示館星くそ館の文化的、社会的、教育的、経済的価値をどう認識しているか、町長にお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 縄文時代の黒耀石鉱山が発見された星糞峠の遺跡は、平成13年に、我が国の歴史を知る上で欠くことのできない貴重な遺跡として国の史跡に指定をされました。このことによりまして、現在、長和町には江戸時代の中山道とともに2つの国史跡がございます。

史跡をはじめとする歴史遺産は、長和町の町民憲章にうたわれているとおり、地域のアイデンティティとして人々の誇りを形成し、活力のある明るいまちづくりを礎として位置づけられております。このことは、歴史遺産がふるさとを愛し、先人の営みを尊ぶ子供たちの教育に大きな役割を果たし、また観光やサービス業などの第3次産業に視座を置いた新たな地域振興に有効かつ不可欠な存在であるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 黒耀石の産地として、和田峠の名前は教科書に取り上げられるなど古くからよく知られているところであります。長和町の星糞峠と下諏訪町の星ヶ塔は和田峠一帯の黒耀石原産地遺跡としても国史跡に指定されており、採掘址を残す貴重な遺跡であります。

下諏訪町においても星ヶ塔遺跡の遺構を展示する「星ヶ塔ミュージアム矢の根や」が設けられ、星ヶ塔遺跡の見学会なども実施されており、長和町と同様にその保全と活用に取り組んできています。

また、来年4月1日からは東信と中南信を結ぶ新和田トンネル有料道路が無料化され、両地域の交流も一層盛んになることが期待されています。

質問に移ります。

この類まれな資源を今後どう生かしていこうと考えているのか、その理念と方向性をお訪ねします。

○議長（森田公明君） 大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） 長和町、下諏訪町一帯として、この歴史遺産をどのように生かしていくか、その理念と方向性ということでございます。

お答えさせていただきます。

縄文時代の黒耀石鉱山は、長和町と下諏訪町の両地域に集中しております。この歴史遺産は国内でも類例のない遺跡として注目されています。その希少性から、その実態を解明するために30年に及ぶ長い調査研究が積み重ねられてきました。今日、ようやくその成果が実り、両地域の遺跡を共に史跡として保存が図られ、その様子をお伝えする博物館や展示館もそれぞれの地域に整備されました。

この類まれなる歴史遺産を両地域全体の宝として生かしていくためには、遺跡と情報を発信する博物館が相互につながりを持ち、地域間でその共通性とそれぞれの個性を生かした統合的な活用の方向性を見いだすことが必要であると考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 和田峠を挟んで、これまで長く交流してきている長和町と下諏訪町が、両町の持つ貴重な遺跡をつなぎ、地域の枠を超えて連帯し、その活用に取り組むことは意義あることであり、その活用の可能性を一層高めることにつながると考えるが、町長の見解をお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 御指摘ございましたように、来年度の4月1日から新和田トンネル有料道路が無料化になります。このことを契機として、隣接する長和町と下諏訪町とがこれまで以上に地域間の連携を強化し、互いに共通する黒耀石と中山道の歴史資産を生かした地域振興を目指すという御提案でございますが、長和町といたしましても積極的に、その具体的な取組について、行政の枠を超えて協議をしてまいりたいというふうに思っております。

その大きな理由の一つといたしましては、歴史遺産を断片的に生かすのではなく、強い結びつきのある地域全体で統一的に活用することが、この地域ならではの資源の魅力を磨き上げることに伴い、飛躍的な効果を上げることにつながるというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 両町とも、共に日本遺産の認定を受け、黒耀石の採掘址を有する他に類例のない遺跡を有しています。この2つの遺跡及び博物館を結ぶルートをオブシディアンロードとして整備し、モニュメント等を置いて目に見える形で遺跡と博物館をつなぐことで、観光客や行楽客を誘導するなどの具体的な事業を共に行っていくことなどは考えられないか。その連携から、黒耀石原産地である両町をオブシディアンホームタウンズとして、日本遺産の一角としてだけでなく、縄文文化圏観光の中心的地域としてアピールし、イベントを共催するなど発展的な構想も描けると思うが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 和田峠の一带は本州最大規模の黒耀石原産地でございます。その歴史は日本遺産の枠を超えて、全国に広がる縄文文化の礎ともなっております。東北・北海道の世界遺産認定を契機としまして、今後さらに縄文文化遺産を生かした教育や地域づくりの取組に多くの期待が寄せられておるところでございますが、両地域は、御提案のあったオブシディアンホームタウンとしての連携を強固にすることによって、縄文文化圏観光の中心的地域として輝くことを確信をしておるところでございます。

既に、共同で黒耀石の歴史資産を生かす取組といたしましては、この6月の新聞報道にもございました、下諏訪側の観光関係になった担当から申し出がございまして、下諏訪町から、体験モニターツアーを黒耀石体験ミュージアムや、星くそ館で受け入れるなどの交流が始まろうとしておるところでございます。

一方、長和町側からは、新和田トンネルを抜けた玄関口となる男女倉地区において、地元はもとより県外からも黒耀の水を求めて多くの方々が毎日のように訪れております。定着してきた、この長和町の新たな名所も、新和田トンネルの無料化によりましてさらなる利用者の増加が見込まれておるところでございます。

議員の提案された新和田トンネルを挟んで2つの地域を結ぶ国道142号線、オブシディアンロードとしての整備をするアイデアは、新たな観光人口の動きを促進するものとして、また、日本遺産の核となるこの地域の魅力をアピールする上でも、効果的で実現可能な取組の第1歩となるというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 我が町と下諏訪町の間には、黒耀石の遺跡だけでなく、近世の主要街道であり、今でも歩く人が絶えない中山道があります。長野県における中山道の扱いは、木曾街道や東信州の協議会などが観光連携を模索し、旧道を歩く地図づくりや観光ツアーを立ち上げてきていますが、岐阜県のような県全域での取組にはなっていないと思われまます。

今後の連携には和田峠を有してつながる長和町と下諏訪町の取組が重要であり、佐久地方と諏訪地方との連携についても、新和田トンネル無料化を控えている現在、その後の東信と中南信のつな

がりの在り方にも関係するものと思われるが、どう考えるかお尋ねします。

○議長（森田公明君） 大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） 中山道が結ぶ長和町と下諏訪町、そして県下広域での観光連携に関する御質問でございます。

江戸時代当時、中山道最大の難所と言われておりました和田峠は、現在では史跡として和田峠越えの歴史の道が整備されております。中山道を歩かれる方にとっても、大変魅力のある区間でもあります。また、この和田峠を挟む両地域には当時の面影を残す下諏訪宿、そして和田宿、長久保宿の町並みと、各本陣に代表される伝統的な建造物が残されております。

観光に資する活用という点につきましては、平成30年に、文化庁、長野県教育委員会、下諏訪町、長和町が共同しまして、第14回目となります全国歴史の道会議長野大会を開催し、シンポジウムや街道・宿場巡りバスツアー、記念品などの制作も行った経緯がございます。また、長野県観光機構、JTB、町観光協会、文化財係が連携した「平成最後に和田宿本陣に泊まって、令和初日に諏訪大社に参詣」と題しました企画は大変好評でして、JTBからは継続的な企画として要望があったと聞いております。

今後、両町、そして県内の文化財部局と商工観光関係の組織が行政の枠を超えて連携する仕組みを強化し、中山道を往来する方々や、両地域、特に長和町、下諏訪町両地域の宿場を訪れる方々を迎えるための共通の取組などについて、創意工夫をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 縄文の遺跡や近世の街道など観光資源を生かすために、様々に発想し、構想を練り、計画を立て、実行していくには、その核となる人や組織が必要であります。

下諏訪町において、地域おこし協力隊を、町の観光でやるべきこと、何ができるかというテーマに企画書を提出することを課題として募集し、今年度、黒耀石の遺跡を生かしたツアーを実施するなど具体的な活動を開始しています。

長和町においても、これまで観光協会や商工観光係が多面にわたる業務の中で行ってきた、町を売り出す業務に関して専門で行うようなプロジェクトチームや、地域おこし協力隊群を立ち上げ、積極的に町を売り出し、隣接地域や圏域と連携していく取組を行っていくべきであると考えているが、町の考えはどうかお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 町では、商工観光係におきまして観光行政や観光政策について携わっております。また、信州・長和町観光協会におきましては、会員のための活動だけではなく、町全体の観光政策を推進するために各種事業を実施していただいております。

御提案いただきました町を売り出す業務を専門で行うような組織の取組の関係でございますが、国におきましては、このような組織である観光地域づくり法人、いわゆるDMOと呼ばれるものが

ありますが、これの推進を図っています。

観光地域づくり法人とは、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った観光地域づくりのかじ取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人のことでございます。

国は、DMOの組織化を補助金取得などの条件としている状況でありまして、多くの団体が組織づくりを行っておりますが、組織づくりありきとなってしまった事例なども多く報告されているところでございます。

まず、観光資源を生かすために核となる人が、資源を生かすためのストーリーなどを構築し、組織となり、地域を売り出していくことができると考えております。組織づくりが先ではなく、結果、このような組織となっている状況が望ましいと考えております。その核となる人を地域おこし協力隊として募集するかどうか、観光協会など関係機関と協議し、検討する必要があると思っております。

また、隣接地域や圏域との連携でございますが、当然に必要なことであると思っております。

先ほど、下諏訪町の活動につきましてお話がありました。下諏訪町との連携は様々な事業において必要不可欠であると考えております。現在、各団体などの人的交流のほうは進んでいますが、事業での交流に結びついていないのが現状です。

事業の連携につきましては下諏訪町と協議を行いながら、来年4月の新和田トンネル無料化を契機に、例えば遺跡や街道などの観光資源を生かした旅行商品を提携してつくっていくなど、まず、何か事業を一緒に取り組むことについて考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） また、史跡や歴史遺産を核として、観光については東信地域の日本遺産認定地域との連携も視野に入れ、それぞれの特色を生かした連携を組んでいけば、新幹線の上田駅や佐久平駅からの周遊ツアー、しなの鉄道との連携、新幹線と中央線を結んだツアーなど、広がりが大いに考えられます。町の構想やその見通しをお尋ねします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 平成30年に認定を受けました日本遺産「星降る中部高地の縄文世界」は、山梨県から長野県の14市町村という広域に及ぶ範囲が対象となっておりますが、主に中央道、中央線沿線に認定地域が集中のほうしております。

長和町は観光スポットとしても人気の高い霧ヶ峰のビーナスラインを通じて諏訪地域とつながっていますが、地勢上では都市圏と地方を結ぶ北陸新幹線のエリアに帰属しておりまして、昨年新たな認定地域となった上田市と千曲市との連携によっては、長野県を巡る主要幹線、公共交通網による人の往来を分水嶺を越えてつなぐ重要な役割を果たす位置にあると言えるのではないかと思います。

す。

日本遺産を媒介とする上田市、千曲市との連携につきましては、北陸新幹線を生かしたまちづくりとしまして、この9月26日に3市町の首長が登壇する日本遺産のパネルディスカッションが開催される予定です。それぞれの日本遺産は時代も性格も異なりますが、3つの地域のアピールポイントとしましては、田毎の月の千曲市、太陽の軌道に並ぶ神社仏閣の上田市、そして星降る長和町というように、北陸新幹線の上田駅を広域鉄道路線網の中心として機能するハブステーションとして、月と太陽と星、これにちなんだ日本遺産を巡るといった新たな観光戦略のイメージを膨らませているところでございます。

今後、北陸新幹線に連結する電車やバスなどの連携協力の可能性も探りながら、分水嶺を越えた広域観光の方向性を探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 長和町だけでは無理でも、目を外に向け、大きく手を結べば、可能性も生まれてくるものと思います。長和町の立地条件と数々のセールスポイントを使って、知恵と工夫と努力で明るい展望の開けるまちづくりを目指してほしいと思います。

次の質問に移ります。

長野県は、移住して住みたい県のアンケート調査で常に上位に位置し、そこに住む一人として自然豊かな環境の中で生活できる幸せに満足しています。四季を通じて自然相手の登山、ハイキング、スキー等は、いつも身近なものとして、私自身積極的に楽しんできました。リタイヤしてから時間の制約が緩み、日本百名山にも数えられる霧ヶ峰高原は幾度となく歩き、大満足している場所の一つです。

その中でも、歩き疲れ小休止するたびに奇異に感じる、長和町と諏訪市の境にある小高い山名に引っかかるものを感じていました。それは、アフリカの草原でもない場所に、ゼブラ山と書かれた立派な標柱が立ち、誰も不思議がっているふうもなく受け入れている様子です。ゼブラとはシマウマのことで、聞いてみると、雪が解けたときに、しま状に見えるところから名づけられたようです。和田に住む高齢者の方から、男女倉山がいつの間にかゼブラ山になってしまったと嘆かれていました。このようないきさつを長和町の皆さんは理解されているか心配です。

本来、地名や山名は、そこに暮らし何代にもわたり生活してきた人々が実体験の中から生み出されてきたものと考えますが、一つの山を見上げる場所場所によって、呼び名も違うこともあります。ならば、ゼブラ山と並び、男女倉山と併せて標柱を出したらどうでしょうか。

以上の実態と提案をどのように受け止められるか、町長にお尋ねします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 男女倉山についての御質問でございます。

羽田議員が言われるように、男女倉山はゼブラ山とも呼ばれ、図書やインターネット上では両方

出ておるといふことをごさいます。

正式な名称は男女倉山でございまして、地元の皆様をはじめ山岳愛好家等、その名前で通っておるところでございまして。それぞれ、地域で親しみを持って使われてきた呼び名でありますので、一方を否定することはできないものというふうに思っております。

呼び名の由来となっております男女倉山は、黒耀石原産地遺跡の一つとして3万年前からの歴史を持ち、山裾の谷を抜ける道筋は男女倉越えといい、当町と諏訪地域を結んだ古道でもございました。

また近年は、町観光協会で設定をいたしました中央分水嶺トレイルコース上にも位置をしまして、霧ヶ峰高原一帯や美ヶ原高原を望む絶景スポットということでもあります。現在、観光協会におきまして中央分水嶺トレイルのコースとして活用をさせていただいております。大勢のハイカーに愛されている山であるというふうには認識をしております。

ただし、男女倉山へ山彦谷側もしくは八島湿原側から行くことが通常となり、以前は男女倉地区から登るルートもございましたが、朽ちてしまっております。

山の頂上には、ゼブラ山と標記された木製の標柱が設置されております。この標柱には霧ヶ峰ガイド組合と記されていることから、霧ヶ峰ガイド組合にて設置されたものというふうには認識をしております。

この場所は国有地でもあり、水源涵養保安林、また八ヶ岳中信高原国定公園でもあるため、国有地へ設置する許可、保安林・国定公園に関する許認可が必要となるところでございまして。関係機関と相談をしまして、男女倉山の標柱の設置を検討してまいりたいというふうには考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 新たに設置するに当たっては様々な問題も発生するものと思いますが、本来の地名である男女倉山は、どこにも遠慮することなく胸を張って主張できるものだと思います。言うべきことはしっかり言って主張することが大事であると思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問に入りますが、最近コロナ禍で苦戦していますが、日本百名山がブームとなり、美ヶ原や霧ヶ峰を訪れるハイカーや観光客は格段に増えています。男女倉と珍しい地名の由来となったと言われている隠れた名所があります。それは、男岩と女岩と呼ばれる奇岩です。これこそ一見の価値があり、知る人ぞ知る名物岩なので、この奇岩を世に出し、長和町の新名所にできたらと思ひます。

国定公園での兼ね合いもあるので、登山道を造り、標柱を簡単に設置することは難しい問題もあると思ひますが、2つの岩を長和町の名所として、観光資源として、世に出していただけるかどうか、町長の思ひをお尋ねします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 男女倉山の由来となりました男岩・女岩の観光資源としての活用に関す

る御質問でございますが、この場所は霧ヶ峰東の麓の傾斜地でございます、地理に詳しい方の説明がないとなかなか分かりにくい場所でございます。

議員がおっしゃるように、なるほどと思わせる自然の奇岩であり、信州上田地域トレッキングマップにも中央分水嶺トレイルコースの別線として紹介され、案内人の方がついた見学ツアーも行われておるところでございます。

道路標識の設置には、先ほどの答弁でも申し上げましたが、許認可が必要なほか、新たな道を作る場合には自然公園法の許認可が必要となってまいります。

また、男女倉山周辺は貴重な地形であり、階状土と呼ばれている数千年という長い年月に及ぶ凍結と融解の繰り返しでできた地形であり、日本の地形レッドデータブックに記載されている貴重な環境資源でございます。

パワースポットとしても新名所となる要素は十分にあると思うところでございますが、国定公園内の国有林野に位置しているなど様々な制約がございますので、登山道等の整備につきましては関連機関に相談して検討していきたいというふうに思っております。

当町の自然は全国的にも大いに誇れるものがございます。霧ヶ峰や美ヶ原高原等に多くの方が訪れるのは自然の雄大さの中に癒やしを求めるものでないかというふうに考えております。町の自然遺産の現状を見詰め直し、将来にわたる資産として、また観光資源としてどのように活用していくべきか、観光協会等と連携して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○4番（羽田公夫君） 長和町として売り出せる価値のあるものは全て積極的に活用すべきものと考えます。町長自ら町のセールスマンとして、また、職員、関係者、さらに町民挙げて、宣伝活動を、県内外に長和町のすばらしい自然遺産をアピールするにはどうしたらいいか考え、取り組む必要があるのではないかと思います。

以上で、私の予定した質問終了いたします。

○議長（森田公明君） 以上で、4番、羽田公夫君議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時50分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時50分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、宮沢清治議員の一般質問を許します。

宮沢清治議員。

○9番（宮沢清治君） 議長のお許しを頂きましたので、一般質問をさせていただきます。

私は、今回依田窪病院についてと、町長の新聞記事内容について質問をいたします。

まず初めに、依田窪病院についてでございますが、依田窪病院は、その本来の目的である住民の

健康・福祉の増進を図るため、長和町・上田市により経営される地方公営企業であります。病院の開設者は地方公共団体であり経営責任者は首長ということから質問をさせていただきます。

地方公営企業は建設投資等に巨額の資金を要する一方で、民間医療機関が手を出しにくい不採算医療を受け持ち、利潤については必ずしも十分なものが見込めない可能性が高いことから、地方公共団体が一一いわゆる自治体が経営し医療体制を維持するという公営性と民間企業と同様、主にその経費を事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で企業性を持ち合わせております。

近年、公的病院の多くは全国的な医師不足や度重なる診療報酬の改定、少子高齢化や人口減少等の影響により医業収益の減少など多くの問題を抱えております。中でも依田窪病院は現在、単年度赤字が続き、積もり積もった赤字額は20億を超えるまでに膨れ上がっております。

質問をいたします。

病院のこのような巨額な累積損及び近年の単年度赤字額は地方公営企業の特徴から許容の範囲と考えるか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪病院についての御質問でございます。

依田窪病院は宮沢議員もよく御存じのとおり、長和町と上田市による組合立の病院であり、宮沢議員自身も病院議会の議員として御尽力を頂いておるところでございます。

そのような立場でもございます議員御自身もよく御承知のことではございますが、依田窪病院は日夜町民の医療を守ることはもちろんのこと、町民の健康を維持するうえにおいても、またその存在がこの町で生活する皆さんの大きな安心につながっており、住民の皆様にとってはなくてはならない病院であることは改めて申し上げるまでもございません。

まさに今、新型コロナウイルス感染症が流行している中でございますが、ワクチン接種に御協力を頂いており、昼夜を問わず依田窪病院で医療を行っていただいております医師や看護師、さらには医療スタッフの皆さんに、この場をお借りいたしまして厚く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今回の御質問でございますが、議員のおっしゃるとおり、不採算医療を受け持ち、利潤については十分なものが見込めない中で、依田窪病院は地域のための医療を行っておるところでございます。

確かに病院の累積及び単年度赤字額につきましては厳しいものがございますが、武田総務大臣も5月に公立病院への支援強化を発表しておりますが、許容の範囲かと考えるより、この地域の医療をいかに守っていくか、そのために町としてできること、やるべきことをしっかり行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 病院の単年度赤字、累積赤字は、開設者の一人である町として、また経営責任者として許される範囲の赤字なのか、そうでないのか、その所見を伺ったわけではございますが、想像したとおり組合の病院であるため一方的に軽々にもものは言えないんだということで今回は理解

しております。

さて、病院の黒字、赤字という会計上の収支の形で、病院の効率性を把握することは可能、できますが、会計情報だけでは地域住民の必要とする医療サービスを適切に提供しているかを把握することはできないと思います。

構成市町の首長は、病院運営についての最終的な意思決定を行う重要な役割を担っております。このことからして、構成市町としての地域住民が必要とする医療サービスを的確に提供できるよう、効率性以外の視点からも病院の活動を評価できる仕組みと同時に、病院の自立性を損なうことなく病院をコントロールして行ってほしいものであります。

次の質問であります。

病院は、公立病院として地域医療の確保、充実のため、安定した医療提供を堅持していくことが求められております。一般会計から病院事業会計への繰出金は、国の基準に基づき、不採算となる医療への繰出しをはじめ建設改良に要する経費等について算定されております。地域に貢献できる病院であり続けるためには、経営の安定化が必要不可欠なための税金投入ですが、全国の公立病院の4分の3は税金を投入してもなお赤字を抱えていると言います。

依田窪病院への構成市町の皆様からお預かりした税金のいわゆる繰出金は、近年の実績で平成28年度6億3,000万、うち長和町負担金は4億円であります。をピークにその後は5億5,000万、うち長和町は3億5,000万ほどで推移をしております。令和元年度から遡ること5年間では実に合計27億6,000万、うち長和町が17億7,000万円もの税金が病院につき込まれているわけであります。

長和町の財政状況は安泰ではありません。当面の間は病院事業の資金収支にも配慮しつつ、適切な繰入れを行う必要があると思っておりますが、本来、繰入金は必要最小限にとどめるべきとされております。病院への負担金に対する考えをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 病院への負担金に対する考えということでございます。確かに病院への繰出金につきましては議員おっしゃるとおりでございますが、平成27年度から令和元年度まで5年間の当町の負担金のうち約47%、金額にして8億3,000万円弱は交付税が措置されており、今後も国から示されております地方公営企業繰出し基準により適正に支出することが望ましいというふうに考えております。

御質問にもございましたが、当町にとって依田窪病院は、まさに地域医療の確保、充実のため、安定した医療提供を堅持していくことが求められております。そのために必要な繰出しにつきましては、今後におきましても引き続き行ってまいります。

ただし、町といたしましては、病院側でもできる限りの経費節減を行っていただくよう要請をしておりますし、実際に議員も御存じのとおり病院側でも病院機能再編検討プロジェクトの取組など努力を頂いておるところでございます。

くしくも、現在のコロナ禍が公立病院の役割の重要性を再認識する機会となっておりますが、民間の医療機関では行わない医療、今回の新型コロナ関係もそうでございますが、公立だからこそできる医療がございます。依田窪病院にもそれを担っていただいております。

先ほどの答弁でも触れたとおり、国においても過疎地などの不採算地区にある公立病院への支援強化を打ち出しており、こういった支援を活用しながら、引き続き適正な負担をまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 病院の赤字問題というのは、これは以前からでありまして、極論を申し上げれば、病院が赤字であっても構成市町が繰出金の財政支援をすることができれば、病院事業は継続できます。

しかし、構成する長和町や上田市もそれぞれに財政が悪化し、病院事業に対する繰出金も含めて資金需要の増大に財政が応えきれなくなった場合、言い換えれば病院の赤字が続き、構成する自治体、上田市や長和町が赤字補填をする体力がなくなったときに、その病院の存続が危ぶまれると、こう考えます。

病院が自立した経営を続けるためには、構成する市町の財政にかかわらず、自身で黒字になり継続できる体力をつけてほしいと望むものであります。

次の質問です。

老朽化している建物の維持、高額な医療機器入替えなど地域の医療を守るための費用は増加傾向にあるのか。今後の繰出金の推移について伺います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、私のほうから御答弁させていただきたいと思っております。

昭和57年に建てられました受付や各種外来、薬局や検査科などを行います管理棟につきましては、その後、部署の配置変更などとともに増改築を行いまして、また、経年劣化等による施設や設備の改修は必然的に毎年発生するというところでございます。優先順位を決めて実施しながら現在に至っております。

一方、整形外科を病院の一つの柱とする病院でもありますので、放射線や手術用の各種医療機器などにおきましても計画的に更新をしていかなければならない状況は他の病院と同様でございます。医療機器におきましては日進月歩で進化しており、更新の際には他の病院との連携などを考慮するとともに、新たな技術の導入による機器の扱いやすさや精度なども勘案しながら変更をしていく必要がございます。こうした医療機器の整備・更新は、より確実に正確な医療を患者さんに提供する上で不可欠なものとなります。

さて、最近の繰出金の推移につきましては、先ほどの御質問でも議員御指摘のとおりでございます。施設改修や医療機器の更新などにかかる費用は毎年見直しをされておきまして、繰出金の額も

変動していくわけでございますので、今後も共に依田窪医療行政事務組合を構成しております上田市の意向、それを確認しながら、しっかりとチェックをしてみたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 巨額な税金を投入しても近年の病院事業の収支は慢性的に赤字体質を脱却できておりません。何が要因と考えるのか町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） お答えいたします。

御承知のとおり病院の収入を作用する主な要因には患者数でありまして、特に入院患者数は整形外科の患者数が多い依田窪病院においては、収益にも大きく影響いたします。

立地場所が山間過疎地にあります地域性も少なからず影響があるかと思いますが、患者数と医師数の減少が改善できなかったことによる医業収入の減少と、人件費を主に年々増える医業費用の増加が続きまして、収益と費用のバランスが悪い状態が複数年続いてしまっていること、これが要因ではなかろうかというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 経営赤字というのは人体の出血と同じで、どこからどのようにどのぐらい出血しているかというのが分かって初めて出血を止めることができます。病院では救急医療など不採算部門を担うので、赤字でも致し方ないというところから一歩進め、不採算部門に関わるコストが幾らで、補助金が幾ら足りず、地域の安全のためにこれだけの金額がかかると明確にしていく必要もあるのではないかと思います。

次に移ります。

経営基盤が万全と言えない中、今後の地域医療についての考え方、取組をどう考えているか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 答弁に当たりまして、地域医療について私の考えを先に申し上げさせていただきます。

地域医療につきましては、地域住民の健康の維持と増進を目的に、医療機関が主導しながら行政・住民・企業などが連携して取り組む総合的な医療活動であり、病気の治療や予防に加えて、退院後の療養、介護や育児の支援など、幅広い分野に及ぶ医療活動をいうものであるというふうに考えております。

当町における今後の地域医療の取組を考えますと、先の質問でも触れられましたが、これまで依田窪病院の最優先課題でありました医師の確保が地域医療を進めていく上に当たり非常に重要な点であり、この地域に必要な医師がいることで医療機関の主導がなされ、行政や住民などの連携が図れることというふうになります。

中でも、一時2名まで減少しておりました内科医師につきましては、幸いなことに、この4月より新たに常勤の内科医師2名が確保でき6名となりました。さらに、行政といたしましても支援をしていくための事業として、依田窪病院の協力を得て、当町における肝炎撲滅を目指すため、信州大学医学部健康推進学講座に取り組んでおりました、常勤医師の確保を行っておるところでございます。

この結果、これまで対応できないでいました和田診療所の診療日も増やしていただくことができ、医師や看護師などが地域に出向く訪問医療の充実も期待をされておるところでございます。これは、高齢化等により自分で病院に来ることができない皆様にとりましては非常に大切な医療提供であり、今後さらに需要は増えてくるものと考えております。

他にも、医師の確保により、地域に出向いて様々な講演や予防活動を行っていただくことも期待している取組の一つでもございます。

内科主導の地域に寄り添った医療を目指すこと、併せて整形外科における高度で先進的な医療体制の充実により、自治体病院、公立病院だからこそ経営的なことは別に地域のために取り組まなければならないことがありますので、こうした体制づくりを進めていくことが、町の地域医療の充実につながるものというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 医師や看護師不足、経営難などが続くと、病院の存在が先細りしていくだけでなく、この地域自体の縮小にもつながっていきます。

高齢化と人口減少は自治体間の住民獲得競争と言われております。安心して住みやすい自治体には人が集まり、そうでない自治体からは人が出ていくというのが常であります。しっかりとした医療体制を築くことで住民の流出を防ぎ、人口を増やすことにつながります。さらに、その地域にいい病院があることで、周辺から通院、入院患者、さらには見舞客などの交流人口を増やすことにつながります。

「かんでんぱぱ」の名で通っている伊那食品工業、この会社の社是、これは「いい会社をつくりましょう」です。このいい会社とは、単に経営上の数字だけでなく、会社を取り巻く全ての人々が、いい会社だねと言ってくださる会社のことだそうです。

会社を病院に置き換えますと、書き換えますと、単に経営上の数字だけでなく、病院を取り巻く全ての人々がいい病院だねという、その病院こそがいい病院であると言えるのではないのでしょうか。建物が立派で、高価な医療機器がたくさんあっても、見通しのつかないような赤字を垂れ流しているのは、納税者である町民や行政にとって、いい病院とは言えないし、また医療の質が仮に低かったら、患者にとってもいい病院とは言えません。

依田窪病院を地域の宝にして、その地域全体を輝かせるために、住民、行政、首長や我々議会、病院が一体となって、いい病院をつくろうという決意することが重要ではないかと思うわけでございます。

次の質問に参ります。

依田窪病院は、昭和56年4月、一般病床60床からスタートし数々の変革を経て現在の病院規模となっていますが、国の医療政策に加え、人口減少と高齢化が進む長和町で医療レベルを維持するのは並大抵ではありません。病院の現況・規模について所見を伺います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 依田窪病院でございます。内科のほかに整形外科の特異性もございまして、町内外や県外からも患者さんが来る病院として、山間過疎地にありながら高度医療を提供してまいりました。しかしながら、議員もおっしゃられるとおり、人口減少や高齢化の進行、また医師数の変化により年々患者数が減少している状況につきましては先ほども申し上げたとおりでございます。

病院では、こうした状況を改善するために昨年4月に病棟機能を見直しまして、入院患者の増加に向けた取組を行っております。内科医師も増えたことにより訪問医療なども充実されてきている現状があり、民間病院では対応が困難とされる新型コロナウイルス感染症への対応なども加味しますと、少なくとも感染症が収束し、機能変更をした病棟の稼働実績などが確認できるまでの間は、現在の体制や規模を維持していただかなければ、その後の判断が困難になるというふうに考えております。

一方、専門外来につきましては、これまでの患者数や収益などの実績から見直しをする判断も必要になるのではないかというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 平成19年12月に総務省が公立病院改革ガイドラインを示し、これにより公立病院の役割及び一般会計の負担の考え方を明確にした上で、経営の効率化や再編ネットワーク化及び経営形態の見直しの視点に立った改革プランを平成29年度中に策定するように求められ、これを受け依田窪病院でも新公立病院改革プランを策定されました。

このプランでは持続可能な病院経営を実現するための目標や施策を計画としていますが、この中のプランでいう持続可能な病院経営とは何を意味しているのか町の見解を伺います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 答弁させていただきます。

平成29年3月に策定されました国保依田窪病院の新公立病院改革プランでございますが、こちらは平成27年3月に総務省より示された新公立病院改革ガイドライン並びに総務省自治財政局長通知として出されました公立病院改革の推進に基づき策定がされております。

御質問についてでございますが、一般的に持続可能な病院経営とは、経済性と社会性の双方を重視しながら顧客創造と社会貢献に取り組み、病院と社会の両方で持続可能な状態を目指す経営とされておりまして、病院は社会の構成員の一つであり、社会に必要とされることが、これからの時代に病院が生き残って行く条件となるというふうに言われております。

このプランでは、地域の人口や年齢構成、救急搬送件数など主な疾病など今後の地域社会の状況

を推測しながら、その状況に対応できる病院とするための取り組むべき内容が幾つかの項目で示されておりまして、このプランの遂行が持続可能な病院経営、これを目指すことにつながりますし、今後も更なる見直しが必要になるというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 病院では、新公立病院改革プランの下、様々な取組を行っております。その成果については後日行われる病院議会で確認したいとは思っておりますが、この病院のこれまでの改善の取組について、町はどのように評価しているのかお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 病院では、病棟の再編や経営改善に向けた課題の抽出、それら課題の改善に向けた取組が実施されてきておりまして、プランに掲げられた多くの取組や検討がなされているというふうに評価しておるところでございます。

しかしながら、医師の不足や新型コロナウイルス感染症によりまして、計画当初想定していなかったことなどが重なり、収支計画につきましては計画どおり改善が図られませんでした。

このような状況から、結果としてプランどおりにならなかったのではないかとというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 次に、これまで多くの自治体病院の経営形態は財務規定のみ適用している一部適用を選択していました。しかし、昨今は組織や人事など全ての規定を適用する全部適用に移行する病院が増えてきていると伺います。全部適用に移行すると事業管理者の設置が義務づけられ、予算原案の作成、一部の契約、職員の採用や給与などについて、地方公共団体の長から独立した権限を得ることができます。

ちなみに、新聞でも載っておりましたけども大町総合病院では、人件費と設備投資の高まりに起因する経営悪化に陥り、平成29年度決算における資金不足比率が法律に規定する20%を超えたため法人の経営改善の最終手段とも言える給料の減額、職員の削減、診療内容の検討などを行い、経営健全化計画期間5年前倒しで資金不足比率を健全な数値に戻したと伺います。これは全部適用だから、その改革ができたのではないかと思います。

また、経営形態の中には地方独立行政法人の選択肢もあり、これについては事務部門含め人事及び給与も民間経営の感覚を持ちながら自治体が関与して運営が可能であります。

依田窪病院の現状は一部適用であり、組織・定数が法令等で定められているため、医療環境の変化に応じた柔軟な対応が困難であります。一部適用でなくてはならない理由は何なのか。そのメリットは何か見解を伺います。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） お答えします。

全部適用の病院としましては、例にもありましたが大町総合病院のほか、県立病院機構のように

独立行政法人化している病院が全国にございます。

依田窪病院はおっしゃるとおり一部適用の病院でございますが、これからも一部適用で運営していかなければならないとは考えておりませんし、全部適用または独立行政法人への移行につきましても現段階では判断をしておりません。

経営形態につきましては、それぞれにメリット、デメリットがあるかというふうに思いますけれども、今後、大町総合病院をはじめ、その他の経営改善の図られた病院の事例などを参考に、組合のパートナーであります上田市、また、病院とも情報を共有しながら、どのような形態による運営がよいのか慎重に研究・検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 今の御答弁の中にももう回答が出ておりますが、改めて質問をさせていただきます。

全国的な医師不足に端を発した経営状況の悪化は、関係者一同の懸命な努力を持ってしても一朝一夕に改善することは容易なことではなく、累積赤字は増え続けており、病院経営の抜本的な立て直しに向け、経営形態を変更させることも視野に入れた対策を講じていくことが必要ではないかと感じます。この経営形態の見直しについて町としての見解を改めて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 依田窪病院の経営形態の見直しについて町としての見解という御質問でございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、当町にとって依田窪病院は地域医療の確保・充実のため、また、この地域に安定した医療提供を堅持していく上で欠くことのできない医療機関であります。

その存続のために必要なことであれば、上田市と協力をしながら経営形態の見直しについても、鋭意研究・検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） るる確認をしてまいりましたが、先に申し上げましたとおり依田窪病院は、長和町、上田市からなる組合立の病院でありますから、軽々にもものが言えない部分もあることは重々承知しておりますが、一部明確な御回答が頂けなく不良消化の状態であります。

さて、町民の不安材料は常に老後と健康にあります。住民、行政、病院は、よりよい地域をつくる共同作業のパートナーです。それぞれお互いの顔を見るだけで安心する関係となれば、病院を宝にして地域全体の発展も図られることにつながります。病院は住民からの信頼なくしては存続できません。行政において住民の医療ニーズ、病院への要望、苦情なども聞き取り、病院と情報を共有し、それを医療改善や病院の運営に生かしていくことが重要ではないかと思います。

医療の成長と変化の中にあっても、安定的に医療サービスが提供されるという期待感是我々地域住民の安心につながります。地域の人口構成や医療ニーズを把握し、地域医療の最適化を追求し、地域住民にとってはなくてはならない安心を提供する場をいほしいと望むものであります。

それでは、最後の質問になります。町長の新聞記事内容について伺います。

去る7月13日、信濃毎日新聞に町長の後援会事務所開きの記事がありました。その記事の一部に、「2025年には旧長門町と旧和田村の合併から20年の節目を迎えるとして、合併してよかったのか、皆さんと検証しながら長和町の20歳を迎えたい」とのコメントが掲載されておりました。

合併に至る過程の中で旧長門町では住民懇談会、旧和田村においては村民集会を開催し住民に御理解を得て合併に至りました。当時の合併協議会では羽田町長は副会長として合併を主導し、合併してできた長和町を16年にわたり導いてきた首長として、この御発言は理解できない記事でありました。

合併効果の分析や検証はまちづくりのために重要ではありますが、合併から20年の時を経て合併の是非を検証するその目的は何か。御発言の真意はどこにあるのか伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） お答えいたします。

去る7月11日、後援会事務所開きを支援者、関係者により開設をし、そのときの記事が信濃毎日新聞の東信版に掲載をされました。確かに新聞には、「合併してよかったのか、皆さんと検証しながら長和町の20歳を迎えたい」と記載をされております。

宮沢議員の質問は、合併に向けて進めてきた当事者として、そして合併後から長和町の町政を主導してきた町長として、「合併してよかったのか」という発言の真意が分からないということと理解をいたしました。

新聞に掲載された文章は挨拶の言葉の一部を切り取ったものでございますので、それだけで全てを判断することはとても難しいところでございます。私がそのときに話したことは、町長選挙へ出馬するに当たり私の所信の一端を述べたもので、合併してから16年がたとうとし、そしてこれからの4年間の町政を担わせて頂こうとするとき、町民の皆さんが長和町になって本当に幸せを実感されておられるのか、常に私自身が自問自答をしてきたことでもございます。

合併協議会で議論をし、合併を進めてきた責任者、当時は長門の町長さんが合併協議会の会長で、私和田の村長で副会長ということで、本当にいろいろな議論をして、この合併を進めてきた責任者でございます。そしてその後、長和町の行政を担ってきた責任者、町長として16年間、町民の皆さんに御信託を頂きまして、私自身がしっかり執行してきたつもりでございますが、町民の皆さんはどう感じていらっしゃるのか改めて確認をしたいという意図があったわけでございます。

合併したことの是非を問うのではなくて、住民の皆さんの思いをおもんばかって行政を進めることは当然なことでございますので、そのことは合併を推進してきた当事者としての責任であるというふうに思っておったところでございます。

そして4年後には20歳を迎える長和町が、とわに揺るぎない盤石な長和町として成り立つ姿を思い描き挨拶を申し上げたところでございます。

私は、愛する長和町が成人となる20歳を迎えるときに、責任を持ち、真に独り立ちできる長和町をつくりたいと、そしてそれを目指してまいりたいと思っておったところでございます。

これから先、10年、20年、30年と未来に向かって、今のようにしっかりした歩みが続けられる長和町になるよう願っておるところでございます。そういう意図でございますので御理解を頂きたいと思っております。

○議長（森田公明君） 宮沢議員。

○9番（宮沢清治君） 新聞記事の僅か、これ字数数えて見たら66文字ほどなんですね。その記事で、この僅かな字数の中で町長が先ほど述べられた内容を理解するのは私は不可能でしたね。いわゆる合併の是非を検証するとは読めませんでした。したがって、今回の質問とさせていただきます。

以上で、今回予定した私の質問は終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、宮沢清治議員の一般質問を終結いたします。

ここで、昼食のため午後0時45分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 0時45分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○1番（佐藤恵一君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行いたいと思っております。

本日は、今シーズンのスキー場エリアの行政の支援施策として、昨シーズン営業中止となったエコーバレースキー場について、現在までの町の対応状況、②としまして、ブランシュたかやまスキー場公設民営化問題に関連するスキー場等収益事業を分離した分離後の振興公社の事業計画、特に振興公社が抱えるスキー場分の起債や、借入金の処理方法や八王子姫木平自然の家の譲渡に関する件について、③としまして、以前、私が一般質問した際に、前教育長が導入について検討すると言及した有機学校給食について、④としまして、町の耕作放棄地の現状と今後の施策について、質問していきたいと思っております。

第1の質問なのですが、昨年度、突然、エコーバレースキー場の営業中止は、地元姫木平ペンション等の宿泊業・観光業や地元の関係者へ多大な影響を及ぼしました。今年度、シーズンに向けては町として現在どのように対応しているのか。再開に向けて企業側と連絡を密にとっているのか。仮に、営業中止の場合の宿泊・観光業等への具体的な支援策を講じる計画はあるのか。町の対応策について質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） エコーバレースキー場につきましては、昨年度、突然、営業しないとの

お知らせがございまして、大変困惑をしたわけでございます。

これを受けまして、町、観光協会、商工会では、それぞれ営業継続の要望書を提出いたしました。また、営業に向けてのブルーキャピタルからの要望書を受け、できるだけのことを誠実に対応してまいりました。私も直接、営業継続について交渉に行ってまいりました。しかしながら、営業には至らなかったという状況でございます。

また、今年度につきましては、再開に向け、要望書に関する対応のほか、エコーバレーリニューアルに関してクリアしていかなければならないことがあり、町へ協力してほしいとの依頼があり、こちらにつきましても対応しているところでございます。

さらに、地元のペンション等に対し、スキー場運営等に関し協力できることを提案してほしいとの要望があったことから、観光協会姫木支部にて協議を行い、エコーバレー支配人宛てに営業再開に対し、可能な限りの協力体制を提案したところでございます。その後、6月、7月と話し合いは行っております。

町といたしましては、具体的な支援策の前に運営の継続に向けて注力したいというふうにご考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 交渉事なので、内容の開示の要求はいたしません。現在は9月です。索道の稼働準備、プロモーション準備期間等を考えれば、話し合いの残された期間は短いと考えますが、運営継続の交渉はいつまでをめどに行い、それが不調となった場合の具体的な支援策はいつから検討するのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当初、運営会社であるブルーキャピタルは7月末を目途に判断をしたいと、レーシング等の団体を誘客することが難しくなると話をしてまいりました。しかしながら、6月、7月に話し合いを持ったときには、営業継続を考えているというだけで、何も具体的な話には至っておりません。

エコーバレースキー場が営業しないことは、姫木地区を中心とした地域の皆様にとって、大変憂慮すべきことである一方で、民間企業の運営であり、買収等大変不安定な状況が数年続いていることから、エコーバレーに頼らない事業者も多くなってきております。

営業継続の判断時期は目の前に迫っていることは事実でございます。今後も話し合いを継続していきますが、あくまでも民間企業が運営しているスキー場のため、会社に委ねるほかはないかと考えております。今後の、運営会社の選択を含め、慎重かつ早急に対応していく必要があることは感じておるところでございます。

宿泊事業者等への具体的な支援策でございますが、このエコーバレーの問題のみでなく、新型コロナウイルス感染症による冬場の経済対策も含めた中で、今後、具体的な検討を行っていく必要があるというふうにご考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 令和3年度官公庁の国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業で、白樺高原（茅野市、立科町、長和町）もアジア至近のスノーリゾート醸成計画が採択されていますが、令和3年度の具体的な計画はあるのか。質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 令和3年度国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業につきましては、インバウンド需要を取り込む意欲、ポテンシャルが高い地域の関係者が一体となって策定した「国際競争力の高いスノーリゾート形成計画」に位置づけられた補助対象事業の取組に対しての支援でございます。

今回、長和町・茅野市・立科町にある6つのスキー場、行政、観光団体で構成されました「E i g h t P e a k s R e s o r t」と名付けられた協議会におきまして、アジア至近のリゾート醸成計画を策定し、支援対象地域に選定されております。

令和3年度の具体的な計画でございますが、補助によるものよらないもの含め、各団体それぞれに計画が立てられております。

長和町におきましても、このリゾート醸成計画に事業を盛り込んでいたところでございますが、この計画は不採択となってしまいました。町の一般会計当初予算におきましては、補助事業を前提とした予算を計上させていただきましたが、この本議会に提出しております一般会計補正予算におきまして、事業の組み替えに係る補正予算を計上させていただいておりますので、よろしく願います。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 令和3年度の国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業において、長和町の事業が不採択となった理由は何でしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 町の事業が不採択となった理由につきましては、国より不採択の理由が示されていないため、確認することができないのが現状でございます。

今回申請した事業は不採択となってしまいました。今後も施設更新にあたりましては、補助金などの活用を検討しながら進めていきたいと考えております。

○町長（羽田健一郎君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 町の財政状況を考えれば、索道等の老朽化した施設更新費のみで、現振興公社試算で10年間で16億円の資金が必要とされています。これからは、市町村間の競争、地域間競争の時代です。全国一律の補助金は縮小、総意工夫した先駆的な事業や計画を策定した市町村、地域を選定して配分する事業がほとんどです。

住民の支持のあるビジョンをつくり、魅力的なプロジェクトを構想し、国や県からの補助金等を積極的に獲得しなければ、どんどん立ち遅れていってしまいます。スキー場の設備更新のみでも年

間1億6,000万円、過疎債などの起債により町民へ将来の負担を強いる財源のみでなく、補助金の獲得のため、地域間競争に勝てるように強く要望して、次の質問に移ります。

2つ目の質問でございますが、スキー場の公設民営化に伴う長和町振興公社のあり方、運営計画についてです。

毎年、指定管理料として町の予算、町民の税金が投入されており、健全に継続して運営されていくための問題点を質問していきます。

第1の質問ですが、ブランシュたかやまスキー場の公設民営化後、長和町振興公社のあり方及び運営計画の策定の進捗状況はどうなっていますか。収益事業と福利厚生事業の明確化がスキー場公設民営化の一つの理由（目的）だと考えますが、収益性が少ない福利厚生事業を維持継続していくためには、収益性が少ない事業に対応した事業計画の再構築が必要だと考えます。

例えば、経営トップは組織内の一つの事業責任者を兼務するなど、トップ人件費を抑える組織のスリム化戦略、及び公社内の若手、パート職員の積極的登用など人事戦略が必要だと考えられますが、スキー場の公設民営化の具体的な事業計画と同時に、新しい公社の具体的な経営計画も発表される予定はあるのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） スキー場の公設民営化の関係につきましては、現在、スキー場に関する趣意書、事業計画、収支計画をスキー場あり方検討委員会の専門部会において、まとめているところでございます。

振興公社全体につきましては、スキー場のあり方の状況を見て進めるべきであるというふうに考えております。スキー場関係等を分離した後の振興公社の経営計画につきましては、振興公社あり方検討委員会におきまして、今後検討するべく事項であるというふうに考えておるところであります。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 令和4年度の予算審議時のときには、指定管理料の審議も必要なため、分離後の公社における福利厚生的な収益性が少ない事業部門が継続運営できる内容の具体的な経営計画はいつまでに示されるのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 振興公社から各部門に関する指定管理料の要望が振興公社第24期の予算の時期に示されます。町は、それを受けまして、それを精査し予算要求を行います。

振興公社の第24期予算、令和3年10月1日から令和4年9月30日の予算になりますが、これが3年の11月末に示されるため、振興公社は要望額にて予算計上をしております、実際の指定管理料となるかどうかは、町の予算が成立しないと確定しないわけでございます。

現状、振興公社として予算を計上していくわけでございまして、そのときの経営計画に基づいて実施していくこととなりますが、振興公社あり方検討委員会で検討された後、変更される状況もご

ざいます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 確認ですが、スキー場分離後の振興公社の経営計画は、3月議会の予算審議時までには示されるのか、再質問します。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 振興公社の第24期予算は、先ほども申し上げましたが、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの予算となっております。令和4年度の振興公社の指定管理料につきましては、令和4年度当初予算の段階では、現在の振興公社の状況に基づく指定管理料を予算計上させていただく予定でございます。

スキー場分離後の振興公社の各部門ごとの予算、いわゆるその期の経営計画につきましては、現在の状況と大きく変わることはないと思われませんが、経営計画に変更が生じる場合におきましては、振興公社あり方検討委員会においての検討を含め、対応について考えてまいりたいと思っておりますので、3月議会の予算審議時までには分離後の振興公社の経営計画をお示しできるかどうかは、現時点では未定の状況となっております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） グループ経営において、収益のない本部機能の経費、先ほど申し上げたようなトップの人件費等については、各部門からの負担で賄われます。スキー場等分離前には、収益性のある事業部門も含めて、本部経費を負担していた組織が収益性が少ない事業部門のみで本部経費を負担していくことは、かなり部門ごとの本部経費の負担増が予想され、売りにげに転嫁することができなければ、指定管理料を増という形で、住民負担増の可能性が懸念されます。その対応策を考えたいのですが、未定な点が多く、質問が掘り下げられないため、次の質問に移ります。

スキー場公設民営化に伴い、現在の公社による銀行借入金1億4,000万円、たかやまスキー場役場起債事業1億5,300万円について、公設民営化に伴いどのように処理するのか、収益事業のスキー場が分離された組織で返済は可能か、返済計画は策定されているのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 振興公社の借入金につきましては、スキー場事業を含めた形の状況で資金のほうを借り入れております。また、起債事業はスキー場に対する投資であります。これらの処理方法につきましては、税理士、司法書士など専門家の御意見をお聞きして、振興公社あり方検討委員会において協議する内容になると考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 振興公社あり方検討委員会設置要綱第5条には「委員会の議事は出席委員の過半数で決し」という旨の条文がありますが、委員会の議事についての議決は行っているのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 振興公社あり方検討委員会の議事におきまして、議決が必要な事項につきましては、挙手などによる議決事項の決定は行っていませんが、委員の皆様は協議事項の決定についてお諮りして、特に異議がなければ決定という形をとらせていただいております。

あり方検討委員会につきましては、委員の皆様などから多くの御意見などをお聞きし、よりよい方向性が見い出せるようにしていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 振興公社あり方検討委員会の議事内容について、町民に公開していくのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 振興公社のあり方検討委員会の開催につきましては、町の広報紙でお知らせをしているところですが、議事内容のお知らせについて、ほかに方法などがあるかどうか、今後検討していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 広報には承認された後の記述が多いのですが、少なくとも委員会へ参加されている議員からは意見が適時述べられていると思われまます。その意見が、住民へ公開されない町の広報のあり方は問題があるのではないのでしょうか。要望としては、多くの価値観を持つ住民を尊重して、まず討議できる共通情報として経営計画等議事に必要な資料をきちんと提示して、その上で論議できるようにしていただきたいと考えます。

従前の答弁で、意見がないのは異論がない、承認しているという行政側の解釈の答弁がございましたが、参加委員の中には議論ができる資料が提示されていないので、意見を控え、賛成反対の意見が言えないと考える方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

次の質問に移ります。今期までのスキー場事業を含めた資金借り入れや起債事業の返済を、分離後の公社が行うことと仮定した場合、事業運営に影響が考えられるため、事業委託元の町、議会の審議事項と考えられますが、町の見解を質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 現状、仮定での話は申し上げることはできませんが、処理方法につきまして税理士、司法書士など専門家の皆様の御意見をお聞きし、振興公社あり方検討委員会において協議した後、審議事項である場合には議会の皆様に御相談などさせていただきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） （6）の質問に移ります。公社・町・議会による三者懇談会が7月29日にて、八王子市姫木自然の家の譲渡について報告を受けました。現在、八王子市により指定管理料として年間4,300万円と委託修繕費を受けています。譲渡後、町から運営費や修繕費等の財政支出はしないことを条件に、振興公社で運営のめどが立ったので提案を引き受ける方向の旨の、先

ほど一般質問にて答弁を受けましたが、町として具体的に譲渡後の財政的に健全運営できる計画等、継続運営や公社全体の影響に及ぼす負担度合い、影響は具体的数値として把握しているのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） この八王子市姫木平自然の家の譲渡につきましては、今回の議会・町・公社三者懇談会での報告のみではなく、その都度、途中経過などを議会の皆様へ報告・御相談申し上げてまいりました。平成30年10月に八王子市姫木平自然の家移譲に向けた基本協定書を締結しております。町は、譲受することを基本として、この協定を締結したところでございます。このことにつきましても、議会の皆様にも御理解をいただきながら進めてきたところでございます。

現状、振興公社から単年度における採算ベースについての計画となります短期収支計画が提出され、その内容について町担当課と協議し、引き受けることができると振興公社としては判断しています。

中長期計画につきましては、新型コロナの状況など、今後の社会情勢を含め検討していきます。

スキー場分離後の振興公社につきましては、あり方検討委員会で検討していく予定でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 中古不動産の取得後のリスクを考えると、単年度、いわゆる1年間の採算ベースで判断することに驚きを感じます。

今年の3月に大幅な人口減少によって、町民の箱物への維持管理負担が今後増大していくことを軽減していくため、長和町公共施設個別施設計画が策定されたばかりなのですが、新たに中古物件の大型施設を譲り受けようとする行政に対して、あり方検討委員会にて住民が論議を行い、その内容を公開することを要望いたします。

次の質問ですが、7月29日、町・振興公社・議会の三者懇談会では、八王子市姫木平自然の家の譲渡について、反対意見も出されました。私としては、とても議員の理解が得られているとは思えませんが、町の見解を質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 八王子市姫木平自然の家の譲渡につきましては、先ほども申し上げましたが、平成30年10月の基本協定書の締結を機に、町としましては施設の移譲を基本とした説明をさせていただいているところであります。今後も、議会・町・振興公社三者懇談会、あるいは議会全員協議会の場におきまして、丁寧に説明させていただき、議会の皆様や住民の皆様の御理解を得ながら進めさせていただきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 大型施設でかつ老朽化が進んでいる施設を考えると、修繕費や解体費の問題が発生しています。老朽化した大型施設の資産を引き受ける側として、当然、八王子市提示の解

体費2億4,000万円に対する解体費用の妥当性や、今後の修繕費に関する費用について詳細な試算、検討を行った上で譲渡交渉を行う必要はないのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 資産を引き受ける側としましては、当然に必要な内容であると考えております。

なお、八王子市提示の解体費につきましては、皆様へ資料として提示したところにも記載がございますが、あくまで八王子市担当課との協議している額でありまして、正式なものではございません。解体費につきましては、確定した額ではありませんので、変更となる場合もございます。

今後、詳細について協議のほうをしていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 渡辺議員と重複するんですが、そもそも、町民へ福祉的な事業を手がける分離後の公社が、譲渡後の八王子市姫木平自然の家を運営することで、地元や町民へもたらす事業的に意味合いは何か、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 大型宿泊施設がこの管内では姫木平自然の家のみであり、夏場の集客に加え、冬期間のスキー場の学校などの団体を受け入れる施設として欠かせない施設であり、町の観光産業の維持発展のために必要な施設であると考えております。

施設の関係につきましては、振興公社あり方検討委員会で協議をしていますが、スキー場を運営する新会社が運営することになると考えております。

なお、地元への経済効果といたしまして、地元雇用、事業仕入れなどの関係の皆様への効果が見込まれます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 地元雇用、事業仕入れ等の関係の効果について、数字的な把握はできているのか、質問いたします。

従前の説明にある単年度ベースの採算を考えている段階で、とても地元民に長期的雇用や事業仕入れをもたらすと考えにくいのですが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 地元雇用、事業仕入れなどの関係の効果につきまして、現在の段階では具体的な数字をお示しすることはできませんが、振興公社あり方検討委員会におきまして、地元への経済効果を最大限に生かすことができるような方策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 無償譲渡による八王子市からの八王子市姫木平自然の家の譲渡は、寄附行為としてでなく、多額の解体費、修繕費が必要となる資産・負債の移譲と考え、議会の審議、議決

が必要となると考えますが、町の考えを質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 現在、交渉しております内容に沿って御説明を申し上げますと、一つとしまして資産価値はあるが町へ無償譲渡とする。二つ目としまして、解体費用を町へ入金する。この二つにつきまして、まず財産取得とした場合には、無償譲渡となるため、議会議決事項であります700万円以上の財産取得には該当いたしません。また、寄附採納とした場合には、維持管理解体に係る条件しかございませんので、議会議決事項であります負担つき寄附には該当しないものと考えております。

議決案件ではございませんが、今後も議会の皆様にはその都度、御説明をさせていただきたいと考えております。なお、議会議決が関係するものとしたしましては、施設の設置条例、あと解体費の予算計上、指定管理とする場合には、指定管理者の指定に関する事項がございますので、その都度、御審議をお願いしたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 施設の譲渡に伴い、解体費用を同時に受け取る交渉をしていると説明を聞いています。実際の施設解体時の予算審議ではなく、譲り受けのときの解体費相当額の取り扱いに関する議会の審議が必要となると思われませんが、どう考えますか。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 施設の譲渡に伴う解体費につきましては、解体費に係る予算計上が必要となっておりますので、予算計上時に議会の皆様のほうで審議していただくようになると思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 以上、過去より定期的に再三スキー場の公設民営化、分離後の会社の経営計画について一般質問してきましたが、双方のあり方検討委員会では、委員会の議事については要綱により議決事項と定めているにもかかわらず、特に異議がなければ決定したと行政が考え、実務を進めていることが分かりました。確かに、コロナで先の見通せない外部環境ではありますが、きちんとした経営資料、事業資料がない中で、仮定、憶測の中で論議ができないと考えて沈黙している委員の方もいらっしゃると思いますので、大前提としてまず数字に裏づけられた経営計画、事業計画が提出され、それを基に議論を行い、その討議された内容を町民に公開を要望して、次の質問に移ります。

3項目めの質問ですが、子供の将来を考えた有機学校給食の件についてです。

令和2年3月の定例会にて、有機農業推進計画及び有機学校給食に関する町の施策について質問いたしました。前回の質問より1年と6か月が経過していますが、先進事例として千葉県いすみ市の学校給食に使用のお米を全て有機米としている等の事例を紹介し、前教育長からは有機食材の活用が大切なことであることを考えており、検討を進めてまいりたいとの答弁をいただいております。

す。

その後、長野県内においても、有機学校給食の導入については各市町村で広がりを見せています。青木村では、地元の農家さんが作った無農薬、有機栽培の小麦で地元のパン屋さんが焼いたパンを、子供たちが学校給食で食べる有機パン給食が実現されていたり、松川町では町長や町民が有機農法によるお米、野菜の栽培研修会を開催しながら、有機栽培に取り組み、有機学校給食を実現させたり、飯綱町では町長の「町の子供は有機の野菜や米で育てたい」との言葉により、有機栽培や有機学校給食の導入が進められています。他にも池田町や飯田市など、各市町村で進められております。

こういった県内の取組、また全国で取組が始まっている無農薬・有機学校給食の導入の話題や取組状況を把握した上で、前教育長の答弁された検討が、この町で進められているのかただしていきたいと思います。

この有機学校給食の導入の動きの特徴は、子供たちの健康を考え、化学農薬、化学肥料を使わない、遺伝子組み換え種子を使わない有機食材を、学校給食へ導入し、おいしく食べて健康な体づくりを趣旨として、どの地域も慣行農業を対立軸にしていないことです。

現在、長和町の生徒児童数、園児数を考えると、例えば和田小学校では全校児童数38名、1学年6名から7名です。長門小学校でも全校で170名、1クラス28名と少子化が著しく進展していますが、反面一人一人にきめ細かな対応が可能だと考えます。幼少期の食生活、食習慣は一生を左右することだと考えますが、食育に関してどのような考えで行っているかを質問いたします。

無農薬、遺伝子組み換え、食品添加物についての心配する子育て中の親の視点から、教育長としては食生活、食習慣の礎を築く幼少期の食育に関して町の基本的な考えをどのように考え、どうあるべきかを質問いたします。

併せて、教育長は自ら我が子に安全安心な給食を食べさせたいという親の思いを聞く機会があるかどうか質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 教育長にお尋ねの御質問であり、本来であれば教育長が答弁すべきところではありますが、本日欠席しておりますので、私のほうから代わって答弁させていただきたいと思います。

町では、平成25年3月に策定いたしました第2次長和町健康増進計画において、生活習慣の改善の項目の中で、食育推進計画が示されており、計画に沿って部署ごと様々な世代に対して、様々な取組を行っているところでございます。小学校における食育としては、食に関する指導の全体計画を基に、学校全体で食育を実践しております。

給食週間を設け、給食がバランスのとれた食事の見本であることを伝えるとともに、食事のマナーや感謝の心を学ぶ取組を行っております。

また、交流給食や行事食を実施することによりまして、子供たちが食事の楽しさや、食事の大切さを学ぶ機会としております。さらに、地産地消の取組を実施することにより、地元食材の理解を

深め、ふるさとである長和町を大切にすることを育てる取組を行っております。

学校給食は、食物アレルギーへの対応はもとより、安全安心な食材をよりおいしく提供できるよう心がけており、そうした観点でオーガニック食材のよさも食育の中で伝えていけるよう努めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、子供たちが生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、子供たち一人一人が正しい食事の在り方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通して自らの健康管理ができるようにすること、また食文化を理解し、これを大切にしようとする心を育むことを大事にしていきたいと考えております。

また、親の思いを聞く機会とのことでございますが、学校給食運営委員会ではPTAの代表の方も御参加いただき、御意見をお聞きしておりますし、学校では交流給食なども開催しておりますので、こうした機会を利用して、今後さらに保護者の方の御意見なども伺ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 前回の一般質問準備期間に、打ち合わせ中に、有機給食導入にあたり有機栽培された食材の安定供給が難しいのではという考えがありました。

先進地域の事例は、全ての食材を一度にするという考えはなく、品目限定や期間が限定されている状況からのスタートです。

比較的無農薬、有機食材として導入事例が多い米、ジャガイモ、ニンジンなどについて長門小学校170名、和田小学校38名に対する年間月1回の概算使用量、購入金額は算出できないでしょうか。質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 学校給食における地元食材としては、米、ニジマス、アスパラ、漬物、みそ、乳製品など、多品目を供給していただいている状況であります。

御質問いただきました米、ジャガイモ、ニンジンなどの年間使用量であります。長門小学校、和田小学校を合わせましてお米2,599キログラム、ジャガイモ705キログラム、ニンジン733キログラムであります。なお、月使用量、また1回当たりの使用量はメニューなどにより一律ではございません。また、購入金額につきましても、時期及び産地により異なっておりますので、一概には申し上げられませんが、7月においてジャガイモ1キロ200円から400円、ニンジンは200円から250円でありました。

また、お米であります。町内事業者と年間契約をしていただいております。契約額は1キロ331円でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） お米、2,600キロで2.6トン、43俵ぐらいなので、有機食材の食材購入によるコスト増は考えられますが、食材限定、使用回数限定でしたら公共調達としても十分

検討が可能だと思います。また、県内の事例では、元気づくり支援金等の活用、県の有機農業推進の補助金等を活用している事例もあります。

町内の子供の人数を考えると、無農薬、有機野菜の数量、米、ジャガイモ、ニンジンなど、品目を絞り公共調達をすることは可能だと考えます。子供を中心に考えると検討の余地は十分だと考えますが、購入費増分の負担についての考えを質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 長野県の第3期有機農業推進計画の趣旨にありますとおり、消費者の食の安全や環境に対する意識が高まり、環境への負荷を低減する有機農業の役割や有機農業により生産される農産物への関心は高まってきております。

学校給食においても、安全で良質な食材を使用していくことが重要であり、現状においても、非遺伝子組み換え食品を選択し、主に国産の食材の使用、季節のものの旬な食材の使用、無添加食品の使用、地場食品の使用、化学調味料の使用を避け、だしは煮干し、かつおぶし、昆布など自然なものを活用するなどの取組を行っております。

こうした取組の中で、地元産の有機食材を使用することができれば理想であると考えておりますが、有機栽培の食品を利用するにあたっては、様々な課題があると考えております。

まず1点目として、町内において有機農業に取り組んでいる農家さんの農産物が、年間を通じてどれくらい安定的に提供していただけるのか、また現状において、全般的に生産量が多くない有機農産物の規格をそろえられるかが課題であると思われまます。

先ほどの答弁の中で、ジャガイモなどの使用量をお答えしましたが、計画的に調理される学校給食で、必要なときに必要な量がしっかり確保できる体制づくりが必要となってまいります。また、給食調理は、限られた時間、限られた人数の中で行っていますので、効率的な調理を考えれば、野菜などの規格がそろっている食材を調達しなければなりません。

2点目として、既存の納入事業者、農家の方との調整も必要になってくると思われまます。現在、地元の契約事業者及び農家は20件を超えており、例えば、同じ品目であれば公平に納入していただけるよう努めるなど、様々な配慮も行っております。有機農産物を新たに使用していくこととなれば、こうした事業者の御理解や調整が必要になってまいります。

3点目ですが、御質問にありますとおり、有機農業による食材は全般的に値段が高いわけですが、こうした食材購入のコスト増に対して、どのように対処していくかが課題となってきております。

一般的には、食材のコスト増については給食費で賄うべきものであり、長和町給食運営規定では、給食費の金額は給食運営委員会に諮り、PTAの賛同を受けた後、学校長が決定すると定められています。

長和町においては、現在給食費無償化を実施しており、直接保護者の方が負担することはないわけですが、その分、町が負担しておりますので、予算計上していくこととなります。

よって、有機栽培による農産物を受け入れるに当たっては、経費的な面も含め、しっかりとした事業計画を立て、財政的な協議を行っていく必要があると考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 有機学校給食への導入に関しては、供給者、調理現場、学校、保護者、行政との「こどもがまんなかのよりよい町づくり」の十分な意思疎通と連携が必要なことは言うまでもありません。

先ほど上げられた検討課題については、有機学校給食を導入するに当たり解決すべき課題であり、当然他市町村でも同様な課題が浮かび上がり、それを一つ一つ解決しております。

まず、子育て日本一の当町で、子供の食の安全安心により質的な面を考え、無農薬・有機学校給食を導入することを目標に、町の有志生産者、学校、行政関係との有機学校給食を導入するための課題の洗い出し、他市町村の導入事例を視察、話を聞き、経験や情報を基に導入プランを作成していくことも一案だと考えますが、町の考えを質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 先ほどの答弁の中で申し上げました課題については、すぐに解決しにくい部分もあるかと思えます。

しかし、このことは、学校給食において有機農業による農産物の使用を否定するものではなく、前段で申し上げたとおり、むしろ地元産の有機野菜を使用できればと考えておりますので、他の先進地の取組を参考とし、また活用できる補助金などがあるかどうか、検討してまいりたいと考えております。

今後の取組といたしましては、御提案いただきましたように、供給者、調理現場も含めた学校、保護者、行政による意思疎通と検討が必要であると考えております。

まずは、供給者側で有機農業に取り組んでいる生産者または有機農業の生産者の団体に手を挙げていただきまして、供給品目、供給量または価格面において検討する場を設けていただいたりすることができればと考えております。

有機農業に取り組んでいる供給者側の考えや御提案、方向性を基に、学校における調理現場での課題、他事業者との調整、財政的な対応など、協議を進められればと思います。

また、本格的に学校給食に有機農産物を供給する前段といたしまして、有機農業実践者による有機農業についての講話の時間を設けたり、また、給食週間中や行事給食の中でオーガニックメニューを提供するなど、取り組める事例もあるかと思えますので、学校給食検討委員会に提案してまいりたいと思います。

有機農業による農産物を学校給食で使用するに当たり課題を解決していくことが、SDGsに掲げられている持続可能な農業の推進、また、有機農業を推進することによる新たなまちづくりに寄与できるのではないかと考えております。

有機農業の推進につきましては、町の農業振興政策によるところが大きいと思えますので、町の

農業振興施策に合わせまして、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） このほど、国において、みどりの食料システム戦略が策定されました。有機農業の耕地面積に占める取組の、国の耕作面積の25%、100万ヘクタールまで拡大するという極めて野心的な取組が、国の施策として打ち出されております。

長野県においても、有機農業のプラットフォームというのが3年前からつくられておりまして、そこにいろいろな各市町村の議員がいろいろ勉強会を開いておりますが、先ほど挙げました松川町とか飯綱町とか、そういったところでは、町を挙げて有機農業に取り組む機運が高まっています。

やはり移住されるお母さん方とか、こちらに来られたお母さん方の話を聞いて、やっぱり有機農業をやっているということ、無農薬であるということがすごく大切だということを知られましたので、今回の一般質問で提案されたことが前に進むように要望したいと思います。

第4の質問が、耕作放棄地の現状と今後の施策についてでございますが、時間が限られていますので、できるところまで質問していきます。

長和町の優先農業施策として、土地の集約化が推進されています。令和3年3月には、今後の補助事業の要件となる「人、農地プランの実質化」が完了されていると思いますが、集約化は町内の耕地に対してどの程度の面積となっていて、今後どの程度まで集約するのか。また、人、農地プランの実質化は、地域の現状、将来の課題を共有するため、プラン作成過程で地域住民との話し合い、課題は共有されたのか。地域によって、他市町村ですがプランの公表をしていますが、長和町は公表予定があるのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新型コロナウイルス感染拡大の影響によりまして、大人数を集めての会合等を避けていたため、広く一般町民を参集して話し合い等は行っておりませんが、農業委員はほぼ認定農業者でございまして、また、農地利用最適化推進委員は地域に根づいた農業者でありますので、その皆様の御意見を伺いながら、人・農地プランの実質化をさせていただいております。

なお、御質問の集約率についてですが、相対の小作があるため正確にお答えすることは非常に困難ではございますが、現在1,071ヘクタールの農地に対して30%程度担い手への集約が図られているところであるというふうに把握をしております。

国では、令和5年度までに8割の集約を目指せとのことでございますが、現実的な数字ではないと思いますので、5割程度を目途として考えているところでございます。

また、人・農地プランの公表につきましては、現在農政係に備え付けておりますので、いつでも御覧いただけますが、今後ホームページ等に掲載して、広く周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） ちょっと飛びまして、2—2の質問なんですが、農地の集約化は、町は5割程度を目標とのことですが、なるほど町内の中山間地、水耕栽培には向かない農地を考えれば、ハウス等による農地の有効活用や戦略的作物の栽培による集約化も、この町に適した有効手段だったと考えますが、有機栽培による学校給食の導入や有機栽培をしていることをアピールすることもブランド戦略の1つだと考えます。

先ほど、有機学校給食の導入の質問に対する答弁では、導入が進むかは町の農業施策によるとの答弁でしたが、施策担当課として有機栽培の推進についてどう考えているのか質問させていただきます。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 議員がおっしゃるように、有機農業におきましては、機械化や慣行農業と隣接している場合などに、農薬のドリフトなどの課題があります。

有機農業に取り組みたいと考えている農業者の皆様が、面的に農地を耕作しており、慣行農業とのすみ分けが可能であるとするならば、当該エリアを有機農業推進地域として行政がバックアップすることができるものと考えておりますので、そのような皆様と一緒に有機農業を推進していきたいと思っております。

また、有機農業に興味を持たれている農家の皆様にとって、有益であると考えられる研修や講習につきましても、積極的に情報提供をさせていただきたいと考えておりますし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が落ち着いた頃には、有機JAS取得に関する研修会や、参加型保証システムPGSに関する勉強会などを町主導で開催するなどの検討を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 有機農業については、いろいろな異論反論があると思っておりますので、少しずつやれていけばいいなと思っております。

次の質問なんですが、農地の集約化に伴い、各集落の畦畔の草刈り、農地用水路の管理に十分な手が回らなくなってくることが予想されますが、集落の超高齢化、農業従事者の減少により、今後畦畔の草刈り等による里山の環境保全の町の対応について質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 畦畔の草刈りなどの維持管理につきましても、重労働であり、農業従事者の高齢化や減少によって管理が行き届かなくなることが懸念されております。

現在、ハンマーナイフモアを2台配備しており、町民どなたでも御利用いただけるようにし、少しでも草刈りの負担が軽減されるようにしたところでありますが、今後は斜面の草刈りができるスパイダーモアの配備も検討し、より省力化を図れるようにしたいと考えております。

また、草刈りやその他農作業を受委託する農業法人の検討を行い、地域農業を補完しあうような制度の構築を目指し、農政係のほか、里山整備担当であります林務係などとも連携して、集落単位の維持管理について検討していくとともに、里山の環境を保全してまいりたいと考えております。

す。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 最後なんです、再生困難地域について、非農地化についても検討されています。町として農地からの地目変更などの推奨はしていくのか。その点をお聞きしたいと思いません。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 再生困難農地につきましては、平成29年度から令和2年度にかけて農振白地ではありますが、非農地判断を行ったところでもあります。非農地として判定した農地には、順次地目変更を行うことができるよう御案内をしているところでもあります、国の施策方針として、再生困難農地は非農地化するよう通知も発出されているところでもありますので、今後も機会を捉えて、利用可能な農地と再生困難農地の線引きを行ってまいりたいと考えております。

里山の整備に関する施策につきましては、現在のところ計画などは策定されておりません。

山際の耕作放棄地は、今後拡大していくことが予想されますので、植林などを含めた中で検討していきたいと考えております。

なお、耕作放棄地の植林に当たりましては、実施する場合、植林する樹木の検討などを行いながら進めていくとともに、農地転用などの手続が必要となりますので、里山整備担当の林務係と農政係とで調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） ありがとうございます。農地の件に関しましては、今後担当課と一緒にいろいろ考えていきたいと思えます。

以上で私の質問は終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで、1時55分まで休憩いたします。

休 憩 午後 1時45分

再 開 午後 1時55分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

○3番（田福光規君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問を行わせていただきます。

最初の質問です。新型コロナウイルス感染症への当町の対応と対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の第5波と言われる感染拡大は、政府がコロナ禍での東京オリンピック・パラリンピック開催強行という誤ったメッセージを国民に送ったことも相まって、緊急事態宣言が21都道府県、蔓延防止等重点措置が12県に拡大されたにもかかわらず、いまだ、先行きが

見えない状況が続いております。特に、全国での重症者数が過去最高を更新し続けていることは深刻であります。

コロナ禍のもとで、非正規の労働者、特に、女性と若者の雇用破壊が深刻になっています。この1年余の期間に、コロナ以前に比べて、月平均92万人もの非正規労働者が減少し、そのうち、61万人が女性です。企業倒産も相次いでおり、女性の自殺者も増加も顕著であると報道されています。

長和町として、コロナ禍のもとで、町民と町内の企業の状況がどのようになっているかをしっかりと把握し、必要な施策を行っていくことが求められています。

質問です。町内の企業と雇用の状況、特に、倒産や失業などの報告をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 新型コロナウイルス感染拡大防止につきまして、議員の皆様を初め、住民の皆様や関係各機関の方々に御協力をいただきありがとうございます。この場をお借りいたしまして、改めて感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大につきましては、なかなか終息のめどが立たない状況でございますが、町といたしましては、感染防止及び感染された方々やその関係する皆様への誹謗中傷防止対策に最大限の努力をしておりますので、皆様のなご一層の御協力をお願い申し上げます。

さて、議員御質問の町内の企業と雇用の状況などについてのお答えをしてみたいと存じます。

新型コロナウイルス感染拡大を受け、当町におきましては、商工会を相談支援強化窓口として、状況把握及び国・県・町の事業者支援等を実施をしております。現在、製造業等は回復を見せ、その反面、首都圏等緊急事態宣言が観光関連業種の業績を下押ししたことから、非製造業は大変厳しい状況が続いております。大変憂慮すべき事態となっておりますということでございます。今後も必要な経済対策を実施する所存でございます。

さて、町内企業において、直接、新型コロナウイルスが起因する倒産の報告はございませんが、最近、飲食業の廃業が1件、商工会より報告を受けております。失業等の報告は、今のところ、ございません。

企業の倒産につきまして、先般、上田地区雇用対策推進協議会が開催されました。これは上田公共職業安定所管内におきまして、9月30日付で、200名を超える大量離職が発生する事案がございました。町内企業ではありませんが、各機関が連携をして、地域を挙げて雇用対策に取り組む必要があり、当町も連携をして対応をしております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 当町の事業者の現状と支援について質問いたします。

長和町は、コロナ関連の融資に対する保証料を全額助成し、事業者の借入れを支援する制度資金保証料助成事業、事業者の資金繰り支援として、町制度コロナ関連融資に対する利子を全額補助する長和町商工振興資金利子補給事業を実施していますが、一昨年度、昨年度の両事業の利用状況を

お答えください。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 制度資金保証料助成事業は、県・町などの制度資金につきまして、事業者に対する借入れ支援として実施しています。令和2年度は47件、1,125万円、令和元年度は27件、259万9,000円を支援したところでございます。

長和町商工振興資金利子補給事業は、通常、1%以内の補給をしている事業でございますが、新型コロナウイルス対策としまして、令和2年2月から令和4年1月までの間、全額補給しているところでございます。令和2年度は57件、333万3,000円、令和元年度は51件、114万7,000円を支援したところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 2つの事業とも、令和元年度に比べて令和2年度は大幅に増えており、町内の事業者がコロナ禍で資金的に苦慮しておられる状況がわかります。

次に、生活福祉資金貸付金についてお聞きします。

生活福祉資金貸付金は、長野県社会福祉協議会の貸付事業の取次事務を、長和町の社会福祉協議会が行っていますが、一昨年度、昨年度の利用状況を把握しておられれば、お答えください。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、お答えをします。

生活福祉資金貸付けについての御質問ですが、この貸付事業につきましては、議員おっしゃるとおり、長野県社会福祉協議会、そして町の社会福祉協議会が窓口となりまして、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等への対応として、令和2年3月10日に、新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策第2弾として実施をされ、期間を令和3年11月末まで延長し、現在も実施されているところでございます。

町民福祉課（福祉係）では、新型コロナウイルス感染症の影響による生活困窮者等への相談窓口としまして、この事業について、社会福祉協議会と連携をとらせていただきながら、連携をする中で、把握した内容について答弁をさせていただきます。

生活福祉資金の貸付け状況であります。一昨年度は、3月に制度が開始したため、貸付け実績はございませんでした。令和2年度については、緊急小口資金（一時的に資金が必要な方への貸付事業）が、延べ32名に対し470万円、総合支援資金（生活の立て直しが必要な方への貸付事業）が、延べ24名に対しまして1,240万円の貸付けが実施されております。令和3年度は、7月末現在では、緊急小口資金では、延べ3名に対し60万円、総合支援資金が、延べ10名に対しまして550万円の貸付け実績となっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 新型コロナウイルス感染症の影響で、町内の事業者の方を中心に、貸付金の利用者、金額が以前と比べ大幅に増えています。事業内容が改善して貸付金の返済が滞りなく進

めばよいのですが、先行きは大変不透明であります。

町として、コロナ危機を一人の倒産も出さないで乗り切っていくための取組が求められていると思います。町としての今後の対策、対応についてのお考えをお聞きします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 先ほどの町長の答弁にもありましたが、現在の状況は、製造業と観光関連業種で大きく差が広がっている状況でございます。融資件数につきましても飲食業、宿泊業が多い状況となっております。

議員のおっしゃるとおり、町内一人の倒産も出さないで乗り切るため、今後の新型コロナウイルス感染症の状況をかんがみ、商工会、観光協会などと連携して、真に必要な支援を実施してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業「みんなで応援！子育て支援！長和の里地域いきいき券配布事業」について質問いたします。

事業の概要と町の経済効果についての評価をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） 新型コロナウイルス感染症による往来自粛などが長引く中、特に、宿泊業、飲食業、宿泊飲食に係る事業者の皆様に大きく影響が生じております。

そのうち、飲食業、宿泊飲食に係る事業者などの経済対策並びに地域住民に対する家計の生活応援のため、6月1日現在の全町民1人当たり1万円、みんなで応援！長和の里地域いきいき券を、500円券を20枚つづりにて配布をいたしました。使用期間を令和3年7月17日から令和4年1月16日までの6か月間としたところでございます。また、飲食業へのさらなる活用を目的に、町内の飲食店を紹介する冊子「まんぷくながわ」これを併せて配布し、さらに、商工会で飲食店GOGOキャンペーンを実施しているところでございます。

事業費は子育て応援の分を含めまして7,150万円、配布件数は2,640世帯、5,866人分となります。経済効果についての評価ですが、この事業は、地域内消費喚起策として、地域のお金は地域で使用することを目的としている事業でございます。

昨年度実施しました「みんなで応援！長和の里！地域いきいき券配布事業」は、マルシェ黒耀、ガソリンスタンド、コンビニエンスストアの利用が多い状況でしたが、その中でも、地域の小売業や飲食業など幅広い利用があり、この事業の実施につきまして、事業者の方及び利用者の方双方から高い評価をいただいたところでございます。令和3年度の経済対策として、地域内消費喚起が引き続き必要であると商工会から強い要望もありまして、現在実施しているところでございます。

今回は、飲食業及び宿泊・飲食業に係る卸小売業の皆様の消費喚起につながる事業として、飲食に特化した内容を盛り込んでいることから、地域の皆様に地域のお店を知っていただきながら利用をしていただき、飲食業などの事業継続につながる支援策の一助となればと考えているところでござ

ざいます。

子育て応援にかかわりますいきいき券の関係につきましては、こども・健康推進課長よりお答えいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） それでは、子育て応援関係ということで、私のほうから申し上げたいと思います。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けております子育て世帯の家計支援のため、平成15年4月2日から令和3年6月1日までに生まれた18歳までのお子さんに、1人当たり1万円の「子育て応援！長和の里！地域いきいき券」を上乗せして「みんなで応援！長和の里！地域いきいき券」と一緒に配布したところでございます。配布件数につきましては373世帯、656人分ということになっております。

経済効果の評価につきましては、先ほど、産業振興課長が答弁したとおりでございますが、子育て世帯の家計支援につながり、さらに、地域内消費喚起策となると考えられております。

また、この両券ともに、家計が助かったなどとの声があることを聞いておりますので、この事業は、家計支援などに対する効果があったものと認識をしております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、新型コロナウイルス感染症のPCR検査等の実施について質問いたします。

長和町はこの夏、夏休みやお盆に安心して帰省できる対策として、抗原検査キットの無償配布を行いました。利用状況についてお答えください。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まってから2度目のお盆を迎え、不要不急の外出は控えていただくようお願いしている中ではありますが、生活状況の確認や各種手続、ワクチン接種など、規制の必要のある方が、少しでも安心してお盆や夏休みを迎えられるよう、8月7日から20日までの間、抗原簡易検査キットの配布を行いました。

この検査キットは、新型コロナウイルス抗原の有無を自身で簡易的に確認するものでありますが、大変多くの方からお申し込みをいただき、179人、620セットを配布いたしました。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、現在、ワクチンの接種に取り組んでおり、10月までに16歳以上のワクチン接種が終了する予定です。しかしながら、ワクチン接種をしても、感染事例が報告されており、ワクチンの接種後も感染防止対策を継続するとともに、状況に応じて、PCR検査等が必要だと考えられます。

今後、年末年始等、人の往来が考えられる時期での実施を考えていただきたいと思います。いか

がお考えでしょうか。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） この件につきましては、感染拡大状況や財源等を勘案し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 時期を逸しないように、ぜひ早急に検討して、よろしくお願ひしたいと思います。

次の大きな2つ目の質問に入ります。

長和町での新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の実施についてであります。

第一に、7月末までのワクチン接種について質問いたします。

7月末までの65歳以上の方へのワクチン接種では何人の方が接種されましたか。それは対象の何%になりますか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 7月末までのワクチン接種についての御質問でございますが、当町におきましては、医療機関の協力によりまして、5月10日より、80歳以上の方のワクチン接種を始めました。その後、対象を65歳まで拡大をしまして、7月25日までに1回目の接種を終えた方は2,266人でありまして、対象者の87.2%となっております。また、このうち、2回目の接種を終えた方は2,245人というふうになっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 接種された方の中での副反応の状況はどうでしたでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井剛君） 副反応の状況ということでございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

接種会場においては、特に、アナフィラキシーショックなどの重篤な副反応の症例はございませんでした。しかしながら、10人程度、体のほてり感、冷や汗などを訴える方がおりました。このような方には、会場で血圧を測定をしたり、観察時間を延長する等の対応をとりましたが、その後、帰宅してからの副反応については、特に、こちらのほうに報告等はございませんでした。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 長和町に住民票のない方もワクチン接種をされたと聞いておりますが、どのような経過で接種されましたか。何人の方が接種されましたでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井剛君） お答えします。

住民票のない方のワクチン接種につきましては、全国の自治体で対応しておるところでございま

すが、当町におきましても、国で定めております住所地外接種届、こちらによる申請をされた方については接種を行っております。人数につきましては、66人ということでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 次に、16歳から64歳の方のワクチン接種について質問いたします。

優先受付をされた基礎疾患を有する方、高齢者施設等の従事者は、それぞれ何人の方が予約されましたでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 当町におきましては、基礎疾患を有する方や60歳から64歳までの方などを対象に、一般の予約受付時に優先受付期間、こちらを設けまして対応したところでございます。

優先受付期間の受付人数は、特に内容では分けておりません。また、人数につきましても正確には算出をしておりませんが、全て合わせまして、約500人が受付をいただいております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 優先受付期間が、他の自治体等と比べて5日間と短かったわけですが、特に問題はなかったと思われていますか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 7月26日から、基礎疾患を有する方や60から64歳までの方を対象に受付を開始しましたが、特に、問題はございませんでした。実際に、後半の2日間の予約はほとんどないという状況でございました。引き続き、8月2日から優先予約以外の予約受付も開始しましたが、こちらにつきましても、ほとんどの皆さんが3日目までに予約をなされております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 16歳から64歳の方は何人の方が予約されましたでしょうか。それは対象の方の何%になりますでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 16歳から64歳の方の接種予約につきましては1,924人、率にしますと68.7%であります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 再質問いたします。

今の答弁ですと、16歳から64歳の方の接種予約は1,924人、率にして68.7%との答弁がありました。65歳以上の方に比べて、非常に低い予約状況であります。ワクチン接種は、かかった場合の重症化を防ぐと同時に、感染防止の点でも非常に重要です。この低い予約状況についてどのように考えられていますか。また今後、どのような対応を行われますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 予約状況についてということでございます。

既に接種をされております医療従事者、他市町村で職域あるいは職場接種を受けた方は、当然、予約をされておられませんので、その分を加えますと、加味しますと、最終的な接種率は80%を超えるのではないかというふうに思っております。

また、今後につきましては、個別接種の対応を医療機関と協議しておりまして、近いうちに町民の皆さんにお知らせをしますので、1人でも多くの方にワクチンを接種いただきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） ワクチン接種は、あくまでも希望でありますので、受けられない方がおられるのはやむを得ないのがありますけど、ただ、ワクチン接種でもって、このコロナ感染防止に努めるためにも、接種率が上がるように、担当部署としては大変ですけど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問です。

接種会場が保健センターから長門町民センター集会ホールに変更されていますが、変更された理由をお聞きします。また、接種場所が病院から離れるため、副反応への対応が心配ですが、どのように対応されますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 御質問のとおり、今クールから、接種会場については長和町長門町民センター集会ホールに変更してございます。これは大勢の若い町民の方が接種を受けられることを考慮いたしまして、また、ワンフロアの大きな会場でスムーズに接種を進めるため、会場が広く、空調対応もできる町民センターに変更したものであり、ワンフロアのため、接種医療従事者が接種者の状態把握がしやすいため、副反応への対応もできると考えたところでございます。実際に、長門町民センター集会ホールでの接種は、大きな混乱もなく、大変スムーズに進んでおります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 既に、1回目の接種が終了していますが、特に問題はなかったでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 16歳から64歳の方の1回目の接種につきましては、8月18日から29日までの間で、土日も含めまして、10日間実施をいたしました。2回目の接種も含めまして1,965人の皆さんに接種をお受けいただきましたが、現時点では、特に問題等は起きていないという状況でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 予約者全員が接種されるためのワクチンは届いていますか。届いていない

場合は、今後の予定をお答えください。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） ワクチンの状況です。8月までに予定どおり、4箱届いておりまして、現時点での予約者全員分のワクチンが確保できております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 10月以降の予定についてお聞きします。

16歳以上の方で、接種されなかった方が接種を希望された場合はどのようになりますか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 今後の接種希望者に対する対応につきましては、12歳から15歳までの方のワクチン接種の状況にもよりますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、医療機関と調整中でありまして、予定としましては、今クール集団接種終了後に、医療機関での個別接種をお願いしていくことで協議をしております。この場合、ワクチンが1バイアル6人接種でありますので、人数の調整は今までどおり、町が行う方向で検討しております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 今の話にもありましたが、12歳から15歳までの方のワクチン接種を実施している自治体もありますが、当町ではどうなりますか。今後どのように進められますか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 12歳から15歳までの方のワクチン接種につきましては、8月に対象の皆さんの保護者に対し、アンケート調査を実施をいたしました。その結果に基づきまして現在、医療機関と調整をしておりますが、いずれにしましても、今クールの集団接種終了後にはなりますが、希望される対象の皆さんには接種を進める予定であります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 報道によりますと、3回目のワクチン接種が必要という報道もありますが、国からの連絡等は来ていますでしょうか。

○議長（森田公明君） 長井こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（長井 剛君） 3回目のワクチン接種、いわゆる、ブースター接種であります。現時点では、国から具体的な指示及び要請はございません。常に最新の情報収集に努めまして、国または県から指示等があった場合には適切に対応してまいりたいというふうを考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 大きな3つ目の質問に移らせていただきます。

町民の医療・福祉の充実についてであります。

2017年の12月以降の私の一般質問で、町民の医療と福祉の充実に関する質問で、今後検討するとの答弁をいただいた以下の3つの項目について、再度意見を述べさせていただきます。

最初は、18歳未満の子供の国保税の均等割の廃止・減免の実施を、についてであります。

国民健康保険の都道府県化によって、今後の国保税の値上げが危惧される中で、国保の運営主体である市町村と都道府県が、住民の立場で国保料（税）の値下げ、抑制の努力を続けるかどうか問われております。

仙台市、清瀬市、旭川市、宮古市などが子供の均等割の独自軽減を実施いたしております。特に、宮古市では、19年度に全ての子供の均等割の全額免除を行いました。財源を一般会計から法定外繰入れで賄っており、特別会計内における子供以外の被保険者への影響はないものであります。

これらの自治体での独自軽減は、国保法第77条、国保税の場合は、地方税法717条の規定を活用したものであります。国保法第77条は、被保険者に被災、病気、事業の休廃止など、特別な事情がある場合、市町村の判断で、国保料、税を減免できることを規定しています。各地で始まった子供の均等割の軽減策は、この規定を活用し、子供がいることを特別な事情と認定することで、住民負担の軽減を行うものであります。

最初の質問です。

政府は2022年度、来年度より、5歳以下の未就学の子供の国保税の均等割を半額免除する方針を打ち出しました。免除する半額分は国が全額を負担するのではなく、都道府県と各自治体が負担するとのことであります。その負担内訳は、その半分、全体の4分の1を国が負担し、半額の半割ずつ、全体の8分の1ずつを県と自治体が負担するというものであります。

長和町で2020年度、来年度より、この半額免除に加えて、町独自に負担を行い、全額免除または半額以上の免除を行うことを提案いたします。御答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国保税の均等割の減額について答弁をさせていただきます。

田福議員のおっしゃるとおり、国は国民健康保険の未就学児の保険料、均等割の半額を減額し、公費で支援するよう、国民健康保険法の一部を改正し、令和4年4月施行の予定で進めているところでございます。

制度に関する詳細は今後、政令により定められていくところでございますが、厚生労働省が発表している本制度のスキームにおいて、その減額措置における公費負担の割合は、今、お話ございましたように、減額分に対し、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1と示されており、町といたしましても、減額措置分の4分の1を負担することとなっております。

当町におきましては、保険税水準の統一に向けて、国保運営協議会等で検討を行い、資産割を段階的に廃止をし、令和9年度をめどに所得割、均等割、平等割の3方式に移行することとしており、これに向け、今年度より税率改正を行ったところでございます。

保険税水準の統一に向けて、今年度も、来年度以降の保険税率について、国保運営協議会等で検討を行いながら、段階的な税率改正を行っていく予定であり、まずは、保険税水準の統一に向けた検討を初め、健康づくりへの取組の推進、保険給付の適正の実施、市町村事務の効率化、標準化を

行い、健全な国保会計の運営を図った上で、子供の均等割の廃止、減免についても検討してまいりたいというふうに考えておるところでございますが、今般の国の未就学児の保険税均等割の減額制度の導入に合わせ、子育て日本一を目指すまちづくりの実現に向け、国の制度に、町独自の減額を上乗せするかどうかを含め、その負担額の国保会計及び町一般会計への影響を考慮しながら、国保運営協議会等で検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 検討をよろしくお願ひしたいと思います。

さらにであります、当町として、2022年度に向けて、6歳から18歳未満の子供の国保税の均等割の廃止、減免の検討もお願ひしたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） お話ございました6歳から18歳未満の保険税均等割の廃止、減免についてですが、こちらも実施する場合は、町独自の制度となりますので、先ほどの質問と同様になりますが、今般の国の未就学児の保険税均等割の減額制度の導入に合わせ、その負担額の国保会計及び町一般会計への影響を考慮しながら、国保運営協議会で検討させていただきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 2つ目の質問に入ります。

加齢性難聴者の補聴器購入助成についてであります。

町による補聴器購入に対する補助制度は、現在、重度・高度の難聴者に対する補聴器購入補助と軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の2つによって行われており、加齢性難聴者の補聴器購入に対する助成は行われておりません。

質問です。70歳以上の高齢者では、多くの割合で、補聴器が必要な聴力になっていると言われております。難聴になると、家族や友人との会話が少なくなり、会合の出席や外出の機会が減り、コミュニケーション障害が起こるとされています。さらに、認知機能低下が正常聴力の人より32から41%の悪化が見られるとの報告もあります。

私も訪問活動でお話をしておりまして、難聴と見られるような方に、町内でたくさんの方にお会いしております。当町での認知症予防を行う上でも、加齢性難聴者の状況を把握する必要があると思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 加齢性難聴の補聴器購入に関する御質問ですが、議員がおっしゃるとおり、当町では、障害者総合支援法に基づきまして、補装具支給制度による重度・高度難聴者に対する補聴器購入補助と地域福祉総合助成交付金制度によります軽度・中程度の難聴児に対する軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業の2つを福祉系の所管で補助金について対応をしているところでございます。

また、加齢性難聴は日常生活の日常的な会話を困難にし、生活の質を落とす大きな要因であること、またコミュニケーションの機会が減ることで、脳機能が低下し、認知症発症のリスクが高まることや、社会的に孤立し、うつ状態に陥ることもあることが指摘されていることは認識をしております。

議員の質問の加齢性難聴者の状況把握についてですが、町としましては現在、正確な状況が把握できてないことから、今後、高齢者支援係などと連携をとりながら、まずは、高齢者の集ういきいきサロン等の機会に個別に聞き取りを実施し、実態の把握に努めたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 補聴器の購入の補助は、長野県内では、以前から実施をされていましたが木曾町に加えて、今年4月よりお隣の南木曾町で始まりました。全国では35の自治体で行われています。当町で補聴器購入補助の実施を要望いたします。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 補聴器購入補助の実施についての要望でございますが、令和2年3月議会一般質問の答弁におきまして、私より、一地方自治体単独で実施していくには、財政面からも大変厳しい状況にあると答弁をさせていただきました。

まずは先に、担当課長より答弁させていただいたとおり、実態把握を行い、また、全国的な動向を踏まえ、補助の対象者等の補助要項の内容を精査しながら、財政当局とも協議を行いながら、補助の実施について検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 3つ目の質問に入ります。

高校生の奨学給付金の拡充、長和町として、就学援助の実施をという課題、テーマであります。

高校の初年度に係る学校教育費は、2016年度、子供の学習費調査によると、公立高校37万円、私立高校104万円となっています。小中学生の就学援助の支給基準は、生活保護基準の1.1から1.5倍の自治体が多いと言われております。しかし、2014年度から始まった返還不要の高校生の奨学給付金の対象は、生活保護世帯と住民税の所得割が0円の世帯となっています。

住民税の所得割が0円の収入を試算した結果、生活保護基準よりずっと低い結果になったとの報告が出されています。高校では、小中学校でかからなかった教科書代や交通費が一気にかかります。それなのに、中学校までは就学援助制度が利用できた世帯の多くが受けられなくなっています。

質問です。私は2018年の6月の議会で、高校の奨学給付金の支給基準を、せめて就学援助の条件程度に引き上げるよう、また、金額の引上げ、支給期間の見直し、現在は年1回、11月下旬の支給を、入学時など必要なときに見直すなどについて、国に意見を上げることを要望いたしました。

機会あるたびに、国及び県に対して要望していきたいとの答弁をいただきましたが、具体的にどのように取り組まれましたか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 高校生への奨学給付金についての御質問でございます。

この件につきましては、市町村教育委員会連絡会などにおいても、意見を出ささせていただいておりました。給付金額の引上げにつきましては、通信制の高等学校に通う高校生等のいる世帯が、3万6,500円から4万8,500円に、23歳未満の扶養されている兄、姉がいる高校生等の世帯が12万9,700円から14万1,700円に、兄、姉のいない世帯が8万800円から11万100円にそれぞれ増額となりました。

また、奨学給付金の給付時期につきましては、より早く家計の助けになるように改善をすることができました。

通常の申請が6月から8月になりますので、申請付の翌月となる7月、8月、9月に給付することになります。さらに、新入生に関しましては、給付額の4分の1を6月に早期給付をすることができるようになっております。

以上のとおり、給付額及び給付時期につきましては見直しがされておりますが、就学援助の条件につきましては、そのままでございますので、今後も引き続き、制度の見直しなどについて提案をしてみたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 国が返済不要の高校の奨学給付金の支給基準を引き上げるまでの期間、長和町として就学援助を実施することを検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 長和町では、独自の施策として、他市町村に先駆けて実施した18歳までの医療費無料化事業をはじめ、高校に通学する生徒の保護者の負担を軽減するために通学費の助成、中学3年生までの給食費及び保育園の副食費の無償化など、子育てに関して手厚く支援を行ってきております。

また、奨学金の無利子による貸付けも実施しているところでございますが、今年度、様々な御家庭の状況をより細かく考慮できるよう規則を改正し、奨学金の貸与を受けやすい体制を整備してまいります。

このような中で、御提案いただきました高校生に対する町独自の就学援助につきましては、町の財政状況も考慮し、国及び県の動向を注視しながら、現在の制度と併せて、総合的に保護者の皆様の負担軽減につながるよう努力をしてみたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 大きな4つ目の質問に入らせていただきます。男女共同参画社会の推進についてであります。

現在、日本では、ジェンダー差別の問題が日本社会の抱える構造的な問題として捉えられ、鋭く問

い直す大きな動きが起こっています。

オリンピック組織委員会の森前会長の差別発言に、瞬く間に抗議の声が巻き起こり、辞任に追い込んだのはその表れでありました。

残念ながら、私は、当町のジェンダー平等、男女共同参画社会の推進に向けた取組は、甚だ不十分であると感じております。全国的な動きや状況を踏まえて、当町でも男女共同参画社会の推進に向けて、今まで以上に力を入れた一式的な取組が必要であると感じております。

質問です。この二、三年の間に、男女共同参画社会に向けて当町が取り組んだ企画等がありましたか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 男女共同参画社会につきましては、国が基本理念として男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、施策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調を掲げ、基本計画を策定し、地方自治体が地域の特性を生かしながら施策を進めていくものとなっております。

議員お尋ねの、当町が取り組んだ企画等につきましては、県の人権男女共同参画課と協力をし、主に活動案内への周知、広報活動を行ってきたところであります。町独自の取組等につきましては、以前ふれあい館祭りにおきまして、男女共同参画をテーマにした講演を開催するとともに、町で資格や特技を生かして活躍する女性の皆さんの研究発表を実施し、広報等で御紹介をさせていただきました。

こうした取組により、ふれあい館祭りに参加された皆様はもとより、町民の皆様への発信、啓発を行ってまいりました。

これをきっかけに、現在も継続している講座もあるわけでありますが、現在、男女共同参画に対する理解が深まってきているとは言い難い状況がありますので、今後もしっかりと取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 当町の男女共同参画社会計画は、平成19年（2007年）になります、今から14年前に策定されたままであります。策定し直す計画はありますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） 長和町の男女共同参画計画につきましては、男女共同参画社会基本法に基づき、国及び県の男女共同参画基本計画と連携する形で平成19年に策定され、運用されてまいりました。

このたび、国の基本計画が令和2年12月に改正され、県の基本計画が令和3年6月に改正されました。

当町の計画につきましても、策定から14年が経過した中で、社会を取り巻く情勢の変化などを踏まえた上で、本計画の改正をする必要があると考えて準備を進めております。

現在、男女共同参画計画策定委員会の委員の選考をさせていただくとともに、委員会での協議の基となる素案を作成しているところであります。

今後、委員会において協議を行っていただきまして、パブリックコメントの募集を経て、今年度、新たな計画を策定してまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 当町で、当面、男女共同参画社会に向けて取り組む予定がありましたらお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森田公明君） 中原教育課長。

○教育課長（中原良雄君） これまでは、問題として取り上げられることがなかった男女間の社会的性別（ジェンダー）意識の違い、差別、昔ながらの男女間の役割分担意識について、男女平等の観点から特に注意していく必要があります、そうした課題をより多くの世代で問題意識を共有していくような機会を設けていく必要があると考えております。

まずは、そうした世界的な流れの中で、住民一人一人に啓発をしていくための情報発信や研修等を行っていくことから始めてまいります。

また、各課に協力していただきながら、町の施策や方針を検討するための委員会等に、女性の委員を積極的に参画していただくことなども検討をしております。このことにより、幅広い視野での意見を反映させることができると期待されますので、そうした取組も進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 質問の最後ですが、羽田町長に、男女共同参画社会の推進に向けてのお考えをお聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） お答えいたします。

少子高齢化による人口減少や家族形態の変化など、地域社会を取り巻く環境はますます多様化、複雑化してきております。加えまして、昨年度の新型コロナウイルス感染症の流行は多方面に影響を及ぼし、オンラインの活用により、働き方や暮らし方に大きな変化を及ぼすこととなっております。

その一方で、男女間を取り巻く意識については、昔ながらの性別による固定的な役割分担意識や、パートナーの間での暴力等の課題があるのが現状でございます。とりわけ、先ほどお話しにもございましたが、本年開催された東京オリンピック2020におきましては、当時のオリンピック組織委員会会長による女性蔑視と取られる発言や、開会式企画スタッフによる過去のいじめ行為や差別発言等が取り上げられ、辞任するに至った等、様々な問題が取り沙汰されておりました。

そのような点を踏まえ、性別を問わず、誰もが自分らしく暮らしていくため、男女共同参画社会

の推進が今後ますます重要となっていくというふうに考えているところでございます。町といたしましても、国や県、その他関係機関と連携しながら、男女共同参画社会のさらなる推進に努めてまいる所存でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○3番（田福光規君） 以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。
どうもありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、3番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、一般質問は全て終了いたしました。

これをもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

散 会 午後 2時50分

第 3 号

(9 月 16 日)

議 事 日 程

令和3年 9月16日
午前 9時30分 開議
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第46号 令和2年度長和町一般会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 2 議案第47号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 3 議案第48号 令和2年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第49号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第50号 令和2年度長和町介護保険特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 6 議案第51号 令和2年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 7 議案第52号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 8 議案第53号 令和2年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第 9 議案第54号 令和2年度長和町上水道事業会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第10 議案第55号 令和2年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定について
(町長提出)
- 日程第11 議案第56号 長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例について
(町長提出)
- 日程第12 議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算(第5号)について

- (町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 5 8 号 令和 3 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第 1 号）について
- (町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 5 9 号 令和 3 年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
について
- (町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 6 0 号 令和 3 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につい
て
- (町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 6 1 号 令和 3 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予
算（第 1 号）について
- (町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 6 2 号 令和 3 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて
- (町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 6 3 号 令和 3 年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- (町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 6 4 号 令和 3 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補
正予算（第 1 号）について
- (町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 6 5 号 長和町過疎地域持続的発展計画について
- (町長提出)
- 日程第 2 1 陳情第 6 号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出
方針決定の撤回を求める陳情
- 日程第 2 2 陳情第 7 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求
める陳情
- 日程第 2 3 意見書案第 4 号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求
める意見書
- (議員提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 1)

令和 3 年 9 月 1 6 日
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 議案第 6 7 号 令和 3 年度長和町一般会計補正予算 (第 6 号) について
(町長提出)

追 加 議 事 日 程 (第 3 号の追加 2)

令和 3 年 9 月 1 6 日

長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 意見書案第 5 号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう
求める意見書

(議員提出)

令和3年長和町議会9月定例会（第3号）

令和3年9月16日 午前 9時30分開議

出席議員（9名）

1番	佐藤 恵一 議員	2番	渡辺 久人 議員
3番	田福 光規 議員	4番	羽田 公夫 議員
5番	伊藤 栄雄 議員	7番	柳澤 貞司 議員
8番	小川 純夫 議員	9番	宮沢 清治 議員
10番	森田 公明 議員		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	羽田 健一郎 君	副 町 長	高見沢 高明 君
教 育 長	藤田 仁史 君	総 務 課 長	城内 秀樹 君
企画財政課長	藤田 健司 君	建設水道課長	龍野 正広 君
こども・健康推進課長	長井 剛 君	町民福祉課長	藤田 孝 君
情報広報課長兼会計管理者	上野 公一 君	産業振興課長	宮阪 和幸 君
教 育 課 長	中原 良雄 君	文化財担当課長	大竹 幸恵 君
総務課長補佐	小林 義明 君		

議会事務局出席者

事 務 局 長	米沢 正 君	議会事務局書記	牛山 美智子 君
---------	--------	---------	----------

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

長和町議会第3回定例会を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 議案第46号 令和2年度長和町一般会計決算の認定について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 初めに、日程第1 議案第46号 令和2年度長和町一般会計決算の認定についてを議題とし、審議に付します。

最初に、総務経済常任委員会に付託された、総務課、情報広報課、企画財政課、会計課、議会事務局、建設水道課、産業振興課の所管する決算について、委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） おはようございます。

それでは、総務経済常任委員会は、令和3年9月7日、9日、10日、全委員出席の下、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について、審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

議案第46号 令和2年度長和町一般会計決算の認定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。

質疑応答の内容は、以下のとおりです。

最初に、大門、長久保、和田支所。

質問。各支所に設置してあるAEDの夜間取扱いはどうなっているか。

回答。大門支所は、宮ノ上自治会長が持つ鍵で支所を開けて使用できるようになっている。長久保支所は、施設の夜間利用はシルバー人材センターに委託している。和田支所は、夜間施錠しているため利用は難しい。

質問。和田支所ではどのような専門的知識が必要で、どのような問合せが来るのか。和田支所は、なぜ住民票などの発行件数が掲載されていないのか。

回答。戸籍に関しては特に専門的知識が必要なため、研修に参加している。観光に対する問合せが多く、観光協会とも連携を取りながら対応している。発行件数は次回から白書に入れます。

質問。和田支所3階の利用について、町民へのPRを考えているか。

回答。広報8月号に掲載した。今後も定期的に掲載し、周知していく。

次に、総務係。

質問。マルシェ黒耀バス停の利用者は何人くらいか。定期的に利用者数の把握をして、買い物の

利便性を見る必要がある。

回答。JRバスで利用者数をカウントしている。一月平均約30人が乗車、約22人が降車している。

質問。会計年度任用職員及び行政事務包括業務委託の人数は。令和2年度と3年度の状況は。

回答。会計年度任用職員の令和2年度当初の数は83人、3年度は81人で2人の減です。行政事務包括業務委託は業務を委託するものですが、見積人数は令和2年度が76人で、令和3年度が84人で8人の増です。

質問。会計年度任用職員と包括業務委託は正職員のように対応できないという声も聞くが、うまく機能しているか。人件費の金額的にはどうか。

回答。住民皆様の苦情などは聞いていないが、包括業務委託は、相談や判断など、できない業務がある。令和2年度と令和3年度の人件費を比べると、再任用を含む一般職員7人が減っており、全体の人件費は増えていないと思う。

質問。町民アンケートで、町の職員数が多いという意見がある。なぜそう思われているか、自己分析してほしい。

回答。町は子育て支援に力を入れるなど、いろいろな事業に取り組んでいる。職員の適正化並びに一般職員、会計年度任用職員、包括業務委託の人数を総合的に検証していきたい。

質問。期日前投票所の増設を検討しているか。

回答。役場と和田支所の2か所であり、今のところ増設は考えていない。

次に、税務係。

質問。税金は別として、所有者が分からず、ただ荒れた状態でハクビシンが発生し、樹木が茂み、草も刈らない物件がある。このような状況では非常に困るので、別荘も含めてしっかり調査をし、しかるべき措置を取ってほしい。

回答。マニュアルを作り、対応するようにする。

次に、情報広報課。

質問。アンケート調査はどのくらいの人数にどのような形で行ったのか。回答の結果はどうだったのか。何か改善点などはあったのか。

回答。広報ながわ令和3年3月号にアンケート用紙を同封し、全戸に配布を行い、役場、各支所へ提出していただきました。また、インターネットでの回答も行えるようにし、合計107件の回答がありました。回答結果は7月号に掲載しました。取り上げてほしい内容として、地域住民の活動などを紹介してほしいという意見が多かったので、人にフォーカスを当てた紙面づくりに取り組んでいきたいと考えています。

質問。当町も含めて小さな自治体で、ICTに関わる専門職が育ちにくいという課題があるが、現状では、人材を育成することは不可能と思う。デジタル室のような専門部局を組織して、専門職を登用する以外に有効な方法がないのではないか。

回答。この問題については、システムエンジニアを3年前より募集している。併せて外部登用や業務委託も検討しています。デジタル庁の発足に伴い、住民サービスの変化が予想されますが、職員のスキル向上に関しては、専門組織を立ち上げるかは決まっていないが、各課から関心の高い職員を集め、研修等を行い、所属課における情報システムの中心的な存在となってほしいと考えています。そのほかに、新入職員に対する研修を情報広報課で検討しています。

質問。丸子テレビとの交渉が不調に終わった一番大きな原因は。

回答。今の振興公社で、ケーブルテレビに携わっている職員の処遇と、ケーブルテレビ料金のすり合わせがうまくいかなかったのが大きな原因でした。

次に、企画財政課。

質問。空き家バンクの登録件数35件とのことだが、今年度の登録数は。

回答。令和2年度終了時点で登録35件、契約成立が17件。

質問。地域おこし協力隊は、これまで何人受け入れて、何人定住しているか。

回答。1人任用し、退任した7人中6人が定住している。

質問。協力隊は職員と違うので、どんな人が来て、何をやっているのか分からないし、近所にも1人住んでいるらしいが、挨拶もない。議会へも当初に紹介するなどしてほしい。

回答。今後、対応いたします。

質問。協力隊は会う機会がないし、町民も機会がないので、町全体にアピールしてほしい。そうしないと本人たちも活動しにくいと思う。受入れを戦略的に、力を入れたい部分に計画を立てて、能力のある人を活用してもらうようにしてほしい。

回答。しっかりと取り組んでいきたいと思うので、何かあれば、また御意見を頂きたい。広報やケーブルテレビで出してもらっているが、着任してから日が浅く、足りない部分もあったかと思うので、しっかりと取り組んでいきたい。

質問。財政調整基金について、何年か前に財政推計が開示され、令和7年度に基金が枯渇する見込みだったが、今回の令和2年度の決算で4億5,600万円を取り崩して、決算剰余金で1億4,000万円積み立てると実質3億1,600万円の残高が減少したことになるが、これによって、推計で、枯渇する時期は前倒しになるのか、先に延びるのか。分かる段階での推移はどうなるのか。

回答。今年度どのぐらいになるのかは分からないが、約3億円の取崩し見込み。また、事業の抑制を図っていくことで、推計どおり令和7年度まではもたせていきたいと考えている。しかし、毎年基金を崩している中で、取崩しがゼロ円になることはこの先もないと思われ、どのあたりで枯渇するのか分からないが、残高が細々になっていくのは確かである。

質問。新町一体感醸成基金について、病院に1億円、今回で3回目だが、あと8億円あるが、8年間ずっと続けていくのか。

回答。病院の負担金が3億円以上ある中で、どうしても新町一体感醸成基金の1億円を考えていないと、先ほどの説明にもあったとおり、一般財源の抑制をつなげるにはそれしかないと考えて

おり、続く限りは充てていきたい。

質問。議会や町民も関心があるが、基金に手をつけて何年目になるのか。何で基金に手をつけなければいけなくなったのか。その要因がどこにあるのか検証したのか。

回答。主には上田地域広域連合負担金、病院負担金、特別会計繰出金等が一般財源の充て方をしている。上田地域広域連合の負担金は出さざるを得ず、また、特別会計繰出金は、担当者のほうで改善により抑制を図るとともに、病院負担金についても企業努力を期待したい。

質問。スキー場の問題にしても、振興公社の指定管理料も、町が派手に窓口を広げ過ぎた。ふれあいの湯の食堂、これから、八王子の問題も出てくるが、指定管理料を払わずに運営できると言っているが、担保が取れない。一つ一つの積み重ねが基金に手をつけた要因なので、しっかりやっていただきたい。

回答。今回の一般質問でありましたが、病院等々、公営企業法にのっとりた会計への繰り出し、国保・介護保険への一般財源の支出、スキー場への負担も大きいものがある。どこですみ分けて独立採算制を生かしながらやっていかなければならないかが大きな課題である。基金はあるにこしたことはないが、有効に使いながら、住民サービスが滞らないよう、なおかつ枯渇しないよう、長期的に計画を持って進めていかなければならないと考えている。

質問。公営住宅で、収入基準超過により、退去義務を喚起するにとどめているとのことだが、そういう方は何世帯いて、周知しても、なお退去しない世帯数と年数は。

回答。令和2年10月1日現在の状況では、収入超過世帯は7世帯あり、入居年数が10年以上20年未満は4世帯、20年以上30年未満は3世帯ありました。

質問。ほかの市町村にふるさと納税した町民の人数と金額は。

回答。総務省が発表している情報では、令和2年度の住民税控除対象者は64名、控除額は27万9,000円ほど。

質問。和田中学校の方針は、女子美術大学と提携できないか。また、旭ヶ丘について、昭和50年代に建築され、40年以上経過し、安普請で建てたので、いろいろ修繕する必要が出てくる。今後、どうするのか。

回答。和田中学校については現在でも個別の問合せがあるので、今後、有効活用に向け、よい方向で検討できればと考えている。旭ヶ丘は昭和59年から61年頃に建築され、老朽化が進んでいるため空きが増えており、26軒中、空きが7軒ある。行く行くの検討は必要と考える。

質問。汎用消耗品で60万円。事情があるとはいえ、経費削減と言う割には増えている。例えば、個人の机の中にペン1本でも不要な物を持っている職員はいるはず。きちんと管財で発注内容をチェックしているのか、一元で発注しているのか。

回答。消耗品の管理については帳簿を設置し、持ち出し時に記帳させている。発注は管財係で一括発注している。

質問。和田峠のロッジのことだが、ただ荒れているだけなのに地代は払っている。解体費用がな

いからできないのか。

回答。管財係管轄の施設でも解体が必要な施設はあるが、解体費用がネックになっているのは事実。

次に、会計課。

質疑なし。

次に、産業振興課。

質問。ワインプロジェクトについては、どこまで関与していくのか。

回答。ワインを取り巻く環境、千曲川ワインバレーの参画の中で事業を推進しています。就農者のしっかりとした取組の中で、できる支援を行っていきたいと考えています。

質問。マルシェ黒耀について多額の指定管理料を支出しているが、当初予定した機能が果たされているのか。検証が必要であると思うが、どうか。

回答。野菜価格の向上、農業所得の向上、地元野菜の不足等、様々な事案を含めて検証を行っていきたいと考えています。

質問。和田宿ステーションの道の駅化について、進捗状況はどうなっているか。

回答。上田建設事務所整備課と協議をしているところですが、一体型については実現までかなりの年月がかかってしまう。単独型であれば、国への後押し等、支援できる事業費は町負担となってしまうので、推進にするに当たり、検証等、行ってまいりたいと考えています。

質問。和田男女倉地区の天然水充填の工場について、今後の見通しはどうか。他の企業の参入とあるが、どのような業種なのか。

回答。この企業が、以前から計画のあった山中湖への工場設置に注力していたこと、男女倉地区の工場予定地の造成費用が、当初の見込みよりかなり高額な費用がかかることから、現在、滞っています。しかし、まだ撤退等の結論が出ていないため、今後も粘り強く交渉をしてまいります。企業からの事業用地の照会が、長野県から各市町村に対し情報提供があります。先般、水工場用地の照会があり、報告をしたところです。最近、水に関する照会が増加している状況です。

質問。森林づくり県民税活用事業には、私有地の森林の管理は含まれていないのか。道路や家屋に近い山林で倒木の心配があり、私有地の持ち主が経済的に対処できない場合などに活用できるものがあるのか。

回答。道路に面した箇所の木については、森林税のライフライン保全事業によって毎年2か所ほどずつ伐採を行って対応しています。民家の裏の木については、場所と山林の様子、森林経営計画の有無などを確認する必要があります。経営計画があれば、その補助を受けて伐採することができます。

次に、建設水道課。

質問。日向地区農地造成工事の検査は誰が行うのか。

回答。農地耕作条件改善事業という補助事業であるため、町及び県の職員である。

要望。石が多く、とても耕作できるように見えない。業者によく指導して、適正な工事を行っていただきたい。ワインブドウの畑、上2枚が赤土で根が張らない状況なので、確認してください。災害に備えて河床整理や護岸整備を行うよう、県に要望すること。

質問。専門職員がいない。人材育成も兼ねて採用したほうがよいのではないか。

回答。土木経験者がいないため、技術センター及び長土連等の専門業者に委託し、対応している経過がある。今後は専門職の採用も検討したい。

質問。災害復旧工事の不落が続いている原因が短い工期であると考えられる。工期は長めに設定できないのか。

回答。単年度契約となるため、当該年度末まででお願いしている。

以上、総務経済常任委員会に係る審査を終了し、討論なく、採決の結果、全員賛成で令和2年度長和町一般会計決算の認定については、認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（森田公明君） 次に、社会文教常任委員会に付託された、こども・健康推進課、町民福祉課、教育課の所管する決算について、委員長の報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） おはようございます。

社会文教常任委員会では、去る9月8日、10日に委員会を開催し、全委員出席の下、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。議長の指示に従い、順次御報告いたします。

なお、報告内容はお手元に配付のとおりであります、私から抜粋して報告したいと思います。黒丸印を御覧ください。

最初に、こども・健康推進課。

子育て支援係、保育園係。

貧困家庭についてどのように把握しているかの問いに、具体的には把握していないが、そのような事例があった場合には対応できるようスタンスでいる。町単位ではなく、県全体での協議会がある。そこと連携しながら、県に基づいて町でも対応していきたいとの答弁でした。

土曜日の保育希望者が多いときの対応する保育士の確保はどうかの問いに、基本的に2名体制で対応しているが、希望人数に合わせて、保育士を3名に増やして対応しているとの答弁でした。

白書の課題として、正規職員よりも会計年度任用職員のほうが多いとあるが、最終的にはどのような体制づくりを目指すのか。また、現状それができない理由は何かの問いに、基本的に、クラスの担任は正規職員を配置し、2人目の担任が必要な場合は会計年度任用職員を配置している。保育園側としては、複数担任の場合でも責任のある仕事なので、全て正規職員の方がよいのではないかと考えているとの答弁でした。

正式にそのような人事採用は可能なのか。町の方針も同じなのかの問いに、一度にとはいかない

が、ここ数年で3人の正規職員の雇用を行っている。また、会計年度任用職員とほとんど同等と捉えているので、園児数の兼ね合いを見ながら雇用について検討していきたいとの答弁でした。

園児送迎バスの支援体制はどうか。通園に慣れない園児のために、保育士や保健師が付き添うなど、対応したらどうかの問いに、JRバスに運行を委託している。添乗員が必ずそれぞれ1名ずつ添乗し、介助している。添乗員はビニール袋、手袋、消毒等常備していて、嘔吐等に対応できるようにしているし、連日嘔吐があれば、保護者に送迎をお願いしている。また、降車の際には、職員が迎えて介助している。

和田保育園の土地について地権者と話し合っているのかの問いに、現在は借地として利用しているが、地権者の方と買取りの件について話し合っている。しかし、地権者側で相続関係がまとまっておらず、まとまり次第、話を進めていきたいとの答弁でした。

代替え保育士の状況はどうかの問いに、比較的、昼間、自由の利く方を会計年度任用職員としてお願いしている。主に、職員の夏季休暇の時期に出てきてもらっているとの答弁でした。

次に、健康づくり係。

特定検診の現状はどうかの問いに、昨年と比べると増加している。前年は感染症対策で受診者を規制していたが、今年度は予定どおり実施しているため、前々年度並みの受診率となる見込みであるとの答弁でした。

自殺者は増加しているか。また、自殺者と自殺未遂者と、基礎データの情報について把握しているかの問いに、当町は人口が少ないため率は高いが、他と比較しても特段多いとは感じていない。しかし、このような行為があることは問題であり、必要な取組を行っている。人数については、2015年から2020年の間に5名で、データは厚生労働省の数値であるとの答弁でした。

検診の結果報告会の回数が増えている理由は何かの問いに、新型コロナウイルス感染防止対策として、回数を増やし、人数を制限して実施したとの答弁でした。

町民福祉課。

窓口係。

質疑応答はありませんでした。

福祉係。

生活保護について、相談実績6件とあるが、認定等の内訳はどうなっているかの問いに、認定が3件、辞退が3件となっていますとの答弁でした。

社会福祉協議会について、人員や専門の有資格者の増員は可能かの問いに、現状の事業等の精査を行った上、人員が不足しているようであれば、検討が必要であると考えている。また、専門性に関しては、業務が多様化していく中で、県社協等との研修会を利用し、職員の専門性を身につけることは必要であり、その上で、社会福祉協議会と協議を行いながら、専門職の雇用も検討していきたい。新型コロナウイルス感染症の感染拡大や、高齢化、障害福祉等、様々な課題がある中で、7月に専門理事として1名の増員を行い、体制の見直しを図ったとの答弁でした。

社会問題として、子供の貧困問題が挙げられるが、町でも該当となる子供はいるのかの問いに、現在、福祉係では、子供貧困問題について把握はしていない。こども・健康推進課に確認しながら、状況の把握に努めたいとの答弁でした。

福祉有償運送について、実施者のNPO法人とは、介護タクシーのことかの問いに、一般的に介護タクシーと呼ばれるものには、タクシーの緑色ナンバーの車両であり、介護サービス事業所等が実施する白色ナンバーの車両とは異なるとの答弁でした。

福祉有償運送運営協議会は青木村と共同設置とあるが、広域は関係ないのかの問いに、以前は県が行っていた事業が市町村へ移管された際に、協議の結果、上田市と東御市はそれぞれ単独、長和町と青木村は共同設置とした経過があるとの答弁でした。

高齢者支援係。

質疑応答はありませんでした。

福祉企業センター係。

4名が退所とあるが、理由は何かの問いに、当該センターの利用者として登録はあるが、長期にわたり休んでいる利用者について、今後の利用の意向を確認し、利用しない方について退所の手続をしたとの答弁でした。

生活環境係。

このところ、古町立岩の町道において、交通事故が続いている。町道のグリーンベルトの狭い地点で1回、公営住宅の前で2回起きている。直線の場所は注意すれば大丈夫かと考えていたが、ここ最近、立て続けに起きているので、この件に対して、何か対策をすべきと思うが、どうかの問いに、事故の発生状況も確認させていただくが、町として啓発を行っていく。道路状況等も見て、例えば、交通設備などの面について、関係機関と情報共有しながら対応していきたいと思う。町としては、交通安全に対する啓発を今後も行っていきたいと思うとの答弁でした。

横断歩道に横断のために旗があると思うが、設置してある場所と設置していない場所があるが、どういうことか。小学生が旗を使って横断している姿を見たことがないが、指導はどうなっているかの問いに、旗の設置箇所については係のほうで把握していないので、調べさせていただく。旗を使って横断しているかは確認していないが、小学校において、年度初めに交通安全教室では指導を受けているとの答弁でした。

ゴミステーションは自治会の管理だと思うが、各区には環境衛生係がいる。係の方には町から手当も出ていると思うが、その方々に仕事の役割をレクチャーしているのかの問いに、以前は、環境衛生係さんに集まっていたが、お話をしていたが、現在は、役割等の説明を文書で通知させていただいている。今後も同様にしたいとの答弁でした。

最近、化学肥料が高騰していて、業者が牧場の堆肥を何トンも持っていってしまう。町民の手に入らない現実を何とかならないか。また、今後、肥料が高騰していく中で、汚泥の肥料の活用を戦略的に考えていかないといけない。そうすると、重さだとかで肥料にしなくてはいけないのだが、

それに対して検討の余地はあるのか聞きたいとの質問に、現在、汚泥を基にした堆肥は年間100トンほど出来てくる。施設が稼働して下水道汚泥を入れるようになって二、三年たち、ようやく安定したものが出来てきた。今現在、販路がなく、一部の町民の方に春と秋に配布している状況である。それ以外に搬出先がないため、たまってしまう。今後、品質管理と個人が持っていきやすい活用方法を検討していかなければいけないと考えているとの答弁でした。

要望です。大きいフレコンではどうしても持っていけないので、その辺を改良してほしい。また、大規模農家さんが有効活用していただいたほうがいいのではないかと思います。

話の中身は脱水ケーキのことか。そのことなら、ぜひとも、どうするか聞きたいとの質問に、脱水ケーキを使用したものが全体の95%ほどを占めている。生ごみは量が少ないため、脱水ケーキと堆肥にしている。100トンのうち95%は脱水ケーキを主とした堆肥である。とても品質のよいものができているのが現状であるとの答弁でした。

教育課、学校教育係。

GIGAスクールの端末導入について、研修は令和3年度に行ったのか。費用は令和2年度に支出しているのかの問いに、学習端末機については3月中旬の導入であり、研修の時間がなく、令和3年度に教員向けの研修会を開催した。費用は繰越事業とさせていただいたとの答弁でした。

教員住宅について、方向性を示してもらいたい。建物の空き状況により、取壊しを含め対処してもらいたいとの質問に、教員住宅について、先般、現場の確認をした。住めない教員住宅は取壊しを進めていきたい。入居のない箇所は、一般の方に貸出しや、土地の利用も含めて対処していきたいとの答弁でした。

学校教育係。

和田小学校と長門小学校の交流を行い、人数としてスケールメリットを生かした方策は考えているか。少人数のメリット、大人数によるメリットを今後研究の上、生かしていただきたいと思うがとの質問に、長門小学校と和田小学校のクラス単位での交流はありますが、授業を一緒に行うところまでは進んでいませんとの答弁でした。

両行のコミュニティースクールはどのようなものかの問いに、和田小学校は、文科省で進めるコミュニティースクールで長い歴史がある。長門小学校は、信州型コミュニティースクールで活動しており、見守り隊や授業のお手伝いを地域の皆様をお願いしているとの答弁でした。

GIGAスクールに関して、コロナの感染状況によっては、リモート授業が必要となるが、どのように対応していくのか。コロナの感染により登校ができない状況が想定されるが、対応について、準備はいつ頃できるかの問いに、各小学校において準備を進めている。家庭のネット環境の調査を昨年行ったが、改めて調査をしたい。また、持ち帰りのルールづくりも行う必要があり、学習教材の選定も含め、急ぎ進めている状況です。また、学校の一斉休校は考えていないが、学級単位での休校は想定している。陽性者や濃厚接触者の数により、学級閉鎖、学校休校と段階的な対応を取ることが想定される。家庭のネット環境がない場合には、学校の空き教室やWi-Fiのある公共施

設で安全な距離を確保しながらネットでの授業を行うことも考えられるとの答弁でした。

和田小学校と経田小学校との交流について、今後の交流について考えていく機会ではないか。児童の人数の違いもあり、対応が大変である。長門小学校でも一緒に交流も提案してきたが、検討はしてきたかの問いに、経田小学校とは和田小学校の5、6年生が交流しています。今年はインターネットを通じて交流を進めている。コミュニティースクール、学校運営協議会でも話題としていきたいとの答弁でした。

文化財係。

町の財政状況を見ると、施設維持費、人件費がかかっている。建物を無償で寄附してもらっている。将来の負担にならないか、よく検討すべきである。青原の歴史館の利用者は1日当たりどのくらいあるかの問いに、令和2年度は878人の利用があった。令和元年度は1,000人余りの利用があり、2年度はコロナの影響で減少している。1日当たりでは二、三人ほどの利用者となるとの答弁でした。

和田宿「なが井」の土地建物は全て寄附してもらったのか。街並み保存は必要であるが、費用もかかる。国の登録有形文化財制度を利用して観光に生かすよう検討してほしいと思うがとの問いに、所有者の希望で、母屋裏の土蔵と、そこへ出入りするために必要な畑を除き、他は全て寄附してもらったとの答弁でした。

社会教育係。

湯遊パーク体育館の雨漏りとあるが、この体育館に限らず、集成材を使った建物は、被害が拡大すると特に多額の費用がかかるので、定期的に塗り替えなど、保守点検もしっかり行っていただきたい。担当者異動もあるが、しっかり引き継いでいただきたいと思うがとの問いに、以前から、管理人より雨漏りの報告を受けているので、保守点検に努めていきたいとの答弁でした。

体育施設の利用について、町内者と町外者について、コロナ禍の中、どう対応しているのかの問いに、六、七割ぐらいが町内の方だが、例年、夏休みで県外の学生が団体として入ってきている。今年度は、新型コロナウイルス感染の中、町外利用については自主的にキャンセルされたものが多いが、直近ではこちらからお願いしてキャンセルしていただいた件もあるとの答弁でした。

町外利用者が町内利用者に成り済まして使用料が免除になるという事例もあるようであるが、身分確認するとか、宿泊施設などへ通知など、対策方法はないかの問いに、特に和田湯遊パークのテニスコートで事例が多く、管理人がいる施設の場合、そちらに依頼して、受付時に確認するようにしているが、当日、身分確認まで行うことはしていない。今後、町内外関係なく利用料を頂くことを検討していきたいとの答弁でした。

総合型地域スポーツクラブの在り方について検討していくとあるが、ながわスポーツクラブに取り入れていくということか。また、行政の力を借りない自主的に活動できるクラブの設立は考えられるかの問いに、ながわスポーツクラブは、既に総合型スポーツクラブになっている。設立の経過の中、運営体制について検討した。行政から離れた自主運営が理想なのですが、当町の人口規模で

は、会費だけの運営はできないので、公民館長をクラブ長としている。今後、行政の係る利点、自主的な活動の利点を考慮しながら運営していきたいと思ますとの答弁でした。

B & G プールについて、建設後 30 年以上経過して、老朽化が進んでいると思われるが、最近での修繕による対応状況について教えてほしいとの問いに、B & G 財団の補助を受け、台風による屋根の修繕とタイル張りの補修を実施した。今シーズン、小プールで漏水が確認され、期間中は、その都度、給水による対応をした。対応方法を検討したいとの答弁でした。

人権男女参画係。

今後の対策として、ふれあい館敷地にフェンスの設置を望ましいとあるが、その理由はの問いに、児童クラブ利用者が多く、施設が手狭なため、現在、ふれあい館東側駐車スペースを児童の遊び場として開放し、自動車が入らないようにネットを設置している。それをさらにしっかりしたものにしたこと、フェンス設置を今後検討していきたいとの答弁でした。

児童クラブは、障がいを持つ子供が増えてきたとのことだが、専門知識を持ったスタッフはいますか。また、現在、障がいを持ったお子さんへの対応についてお聞きしますとの質問に、現在、障がいの疑われる児童に対する専門知識を持った職員はいない。障がい児対応につきましては、主任的立場の支援員がマンツーマンに近い形で対応している。専門的な職員の確保につきましては、今後、検討していきたいとの答弁でした。

男女共同参画について、役場職員の中で女性の役職が少ないことがあり、啓発が必要と思うが、男女共同参画に関する今後の企画等の予定はあるかの問いに、男女共同参画につきましては、町を含め、全国的に推進していく流れになっているが、役場の役職については、現状では女性役職の比率が少ないという指摘はある。あくまでも担当としての考えですが、役場の各部局で持っている協議会や委員会等において、女性の方を役員に入ってもらって、女性の立場からの意見を政策等に反映させる。といったことからまず進めていければと考えているとの答弁でした。

図書館を何とかならないかという話を前教育長のときから言っているが、この件について、教育長のお考えを伺いたいとの質問に、現在の図書館が手狭になっていることにつきまして、蔵書分について、現在ある、上田市、東御市、坂城町等との連携しているものを活用しながら対応していきたい。また、新刊本が、他の市町村のものを借りるのが難しいとの話も聞いていますので、要望の多い新刊書を取りそろえていきたいと考えていますとの答弁でした。

今後の対策の中で、予算の 5% で大型絵本を購入とあるが、予算 50 万円しかないのでは、その分、新刊が買えなくなってしまう。総額を増やしてもらえるかの問いに、図書購入費は、今年度 55 万円に増額していただいた。5% が最適かどうかは検討の余地があるが、子供が活字で本を読むことは、発達の観点からも大事なことである。今後も予算について考えていきたいとの答弁でした。

以上、社会文教常任委員会に係る審査を終了し、討論なく、採決の結果、全員賛成で令和 2 年度長和町一般会計決算の認定については、認定すべきものと決定いたしました。

○議長（森田公明君） 以上で、委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終わります。

次に、本案に対する討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 次に、本案に賛成者の発言を許します。

柳澤議員。

○7番(柳澤貞司君) それでは、令和2年度一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論をさせていただきますが、まず、決算審査会に当たりましては、御案内のとおり、初めての試みで、連合審査会で行われたわけでございます。したがって、私も、監査委員の立場でありますけれども、この審査会に加らせていただきました。

この一般会計決算額は、総額74億円の歳出がありました。これを365日で割りますと、1日約2,000万円が歳出されたわけでございます。それぞれ、多額か、あるいはもっと少ないとか、それぞれ考えがあると思いますが、私は非常に大きな金額が歳出されたと思われま

す。それでは、改めまして、気づいた点を二、三申し上げさせていただきますが、まず1つは、不用額がございました。

これは、係によりましては、それぞれ担当は慎重に処理したと思われま

すけれども、まず、細心の注意を払っていただき、処理できなかったかなど。これにつきましては、今後、多分、気をつけていただけると確信を持っております。

それから、もう1点、近年、事務量が非常に多くなりました。それぞれの事務処理に当たりましては、細心の注意を払っていただきたい。まず、間違いがないことを注意を払っていただきたい。

そして、一番は、その重要書類というのがあります。この重要書類につきましては、厳重に保管していただきたい。途中で紛失などないように、この点について、注意を払っていただきたい。

町の財政は、今後も楽観を許さない状態だと思っておりますけれども、今後とも町民の福祉向上、また、活力あふれるまちづくりに全力を傾注していただきますよう、お願いを申し上げまして、賛成の討論とさせていただきます。

○議長(森田公明君) ほかに討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第46号を採決いたします。本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長の報告のとおり認定することに賛成議員の起立を求めます。

(全 員 起 立)

○議長（森田公明君） 全員賛成。御着席ください。よって、議案第46号は、委員長の報告のとおり認定されました。

ただいま10時16分です。10時25分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時25分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第47号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について

（町長提出）

◎日程第3 議案第48号 令和2年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第4 議案第49号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第5 議案第50号 令和2年度長和町介護保険特別会計決算の認定について

（町長提出）

◎日程第6 議案第51号 令和2年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第2 議案第47号から、日程第6 議案第51号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第47号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定について、担当係説明の後、質疑応答を行いました。

町民福祉課について、保険係。

町も保険事業に取り組んでいるが、医療費の現状を見ると成果が表れているとは言えない。例えば、依田窪病院の内科の医師が充実したことで、医師が地域に出て健康講座に取り組むなどといった考えはあるかの問いに、町の保険事業については健康づくり係が主体的に取り組んでいるが、目的達成に至ってはいません。本年度から健康づくり係では、検診を受けていない方の実態把握に取り組んでいますが、健康づくり係と連携して、国保・介護・後期高齢の保険事業を一体的にかつ効

果的・効率的に取り組みたいと考えていますとの答弁でした。

コロナ禍の中、医療費が減少している自治体が多いが、長和町はほとんど影響を受けていないが、その分析評価は行っているかの問いに、評価は行っていませんとの答弁でした。

国保の圏域化による統一化の見通しはどうかの問いに、県の運営方針が示されており、令和9年度を目途に保険税の統一を進めることになっている。資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割による賦課方式について明記されている。町としても、その方針に沿って令和3年度の税率も改定を行いました。来年度以降の保険税についても、急激な税負担にならないように国保事業費納付金が示されたところで、国保運営協議会に諮問させていただき、統一化に向け税率改定を進めていきますとの答弁でした。

国保会計の安定的な運営のための基金とはどういうことかの問いに、国保事業費納付金を納めていただくために、保険税で足りない部分について急に保険税を上げることができないので、基金を活用することにより国保会計の安定運営が図られますとの答弁でした。

ジェネリック医薬品の活用が医療費の抑制にどのようなつながるのかの問いに、ジェネリック医薬品は効果や安全性が新薬と同等と認められた後発の医薬品であり、価格が安いので新薬との差額分が医療費の抑制につながるとの答弁でした。

討論なく、議案第47号の決算の認定については、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

議案第48号 令和2年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定について。

町民福祉課保険係。

担当係の説明の後、質疑・討論なく、全員賛成により、議案第48号は認定すべきものと決定しました。

議案第49号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、担当係の説明の後、質疑応答が行われました。

町民福祉課保険係。

窓口負担の3割Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとは何かの問いに、3割負担の中にも所得の区分があり、課税標準額が、Ⅰは145万円以上380万円未満、Ⅱは380万円以上690万円未満、Ⅲは690万円以上という区分になりますとの答弁でした。

長和町の1人当たりの医療費は県下で何位かの問いに、県下で20位となっていますとの答弁でした。

討論なく、全員賛成により、議案第49号は認定すべきものと決定しました。

議案第50号 令和2年度長和町介護保険特別会計決算の認定について、担当係の説明の後、質疑応答が行われました。

町民福祉課保険係。

コロナの影響で、介護予防事業等が中止となっている。コロナ禍でできることについてどう考え

るかの問いに、介護予防のため依田窪病院の協力を得ながら、パンフレットや運動番組の作成をし、自宅で運動ができるように取り組んできました。社会福祉協議会の事業を含め、コロナ禍で様々な事業が中止となっているが、高齢者福祉事業等に関する事業実施等に関するマニュアルを作成し、安全を確保し実施できるように対応してきましたとの答弁でした。

一般介護予防事業の介護予防把握事業と元気アップ教室の事業の内容を教えてください。また、把握事業の対象者はだれかの問いに、介護予防把握事業は会計年度任用職員2名に訪問をお願いしており、その人件費と交通費となっています。元気アップ教室は依田窪病院の理学療法士にお願いしているため、その病院への委託料と、口に関する教室開催のための歯科医への報酬となっています。

把握事業の対象者ですが、昨年度は配食サービス利用者のアセスメント、緊急医療キット利用者の状況把握、65歳になられた方への啓発のために訪問を実施しましたとの答弁でした。

東御市では、ラジオを活用し運動ができる取組がある。テレビもよいが、聞きながらできる運動も検討してほしいとの要望事項です。

討論なく、全員賛成で、議案第50号の認定については、認定すべきものと決定いたしました。

議案第51号 令和2年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定について、担当係から説明があり、質疑が行われました。

審議内容は次のとおりです。

教育課人権男女共同参画係。

貸付金の滞納処理については、他町村の状況や、連帯保証人がいてもなかなか前に進まない状況がある。今後の対応について伺いますとの質問に、貸付金について、他の税金と違い、滞納になったときの処理の仕方が難しく、他町村においても対応に苦慮している。少しでも前に進めることが大事と考えているので、県や関係機関とも確認しながら進めてまいりますとの答弁でした。

討論なく、全員賛成により、議案第51号は認定すべきものと決定されました。

以上です。

○議長（森田公明君） 報告が終わりました。

最初に、日程第2 議案第47号 令和2年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第47号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第47号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第3 議案第48号 令和2年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第48号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第48号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第4 議案第49号 令和2年度長和町後期高齢者医療特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第49号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第5 議案第50号 令和2年度長和町介護保険特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第50号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第 6 議案第 5 1 号 令和 2 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、議案第 5 1 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第 5 1 号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第 7 議案第 5 2 号 令和 2 年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第 8 議案第 5 3 号 令和 2 年度長和町和田財産区特別会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第 9 議案第 5 4 号 令和 2 年度長和町上水道事業会計決算の認定について

(町長提出)

◎日程第 10 議案第 5 5 号 令和 2 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第 7 議案第 5 2 号から、日程第 10 議案第 5 5 号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長(渡辺久人君) それでは、議案第 5 2 号 令和 2 年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第 5 2 号は認定すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

質問、古町・長久保財産区に地代の減額を認めてもらったとのことだが、どのような内容か。

回答、別荘係としては、地代として徴収した金額のみの支払いとしたかったが、減額率が激し過

ぎると各財産区の会計も急激に厳しくなってしまうことから、減額率が当該年度の予算額と各定額増減率が5%を超えた場合、令和6年度までの経過措置として本来の増減額の半額を予算額に加除した額とする旨の覚書を取り交わした。

次に、議案第53号 令和2年度長和町和田財産区特別会計決算の認定についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第53号は認定すべきものと決定しました。

次に、議案第54号 令和2年度長和町上水道事業会計決算の認定についての審査結果を報告します。

担当課の説明の後、特段、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第54号は認定すべきものと決定しました。

次に、議案第55号 令和2年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定についての審査結果を報告します。

担当課の説明の後、特段、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第55号は認定すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（森田公明君） 委員長の報告が終わりました。

最初に、日程第7 議案第52号 令和2年度長和町観光施設事業特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第52号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第8 議案第53号 令和2年度長和町和田財産区特別会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第53号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第9 議案第54号 令和2年度長和町上水道事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第54号は委員長報告のとおり認定されました。

次に、日程第10 議案第55号 令和2年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計決算の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定です。委員長の報告のとおり認定することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第55号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第11 議案第56号 長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第11 議案第56号 長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 議案第56号 長和町金銭物品等の寄附募集に関する条例を廃止する条例についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑・討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第56号は可決すべきものと決定しました。

○議長（森田公明君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第5号）について
（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第12 議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、総務経済常任委員会に付託された、議会事務局、総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課、建設水道課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第5号）についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第57号は可決すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

最初に議会事務局。

質問、議場音声設備について入札差金が多い理由は何か。また、金額が下がったことにより質が落ちたということはないか。

回答、見積時点では1, 155万円だったが、実際入札した結果363万円の差金が生じた。そ

れにより設備の質が下がったということはありません。

次に、総務課。

質問、公務員の定年延長に係る例規整備委託を補正予算計上したが、定年延長は決まっているのか。

回答、令和3年6月11日に改正地方公務員法が公布されており、令和5年4月1日からの施行となる。

質問、和田方面の還流施設の負担金減額補正について、支払いは終わったのか。

回答、施設廃止により支払うことがなくなったため、全額を減額補正した。

質問、町の施設となれば、撤去する場合、町の工事となるため、県と協議したほうがよいのでは。

回答、担当者間の協議段階では、無料化に伴う中で撤去の際は道路公社が行う旨を確認しております。

次に、情報広報課。

質問、テレワークシステムの保守委託料に関して、これは職員の自宅の機器に設定等を施したものに對する委託料か。

回答、役場庁舎内にあるテレワーク用のシステム機器に対する保守委託料であり、職員の自宅等の機器に対するものではありません。

質問、テレワークシステムは、現在どれくらいの頻度で使用されているのか。また、職員の自宅からも使用することは可能か。

回答、テレワークシステム導入当初は、和田支所での使用が想定されていたが、その後、新型コロナウイルス感染症の状況が一旦落ち着いたため、今のところ使用はされていません。職員の自宅からも使用は可能なので、システムに慣れておくためにも、運用方法を検討したいと思います。

次に、企画財政課。

質問、起業支援補助金は6月に辞めた隊員分で、起業をしたということなのか。

回答、起業はこれからです。使用する権利はあるため適用となります。今後、計画書を作って起業に向け進めていくこととなります。

質問、交付税のデジタル化推進に要する経費について、決められた用途は何かあるのか。

回答、デジタル庁が創設されたところだが、具体的に決められた用途は示されていないため、一般財源として扱うこととなります。

質問、新町一体感醸成基金について、合併から16年近く経過したが、今後も基金として管理する必要があるのか。また、この基金はいつまで続けていくつもりか。

回答、旧町村の振興や住民の一体感醸成に係る事業に充てています。残高が底をつく前に基金を廃止し、他の基金と統合することも可能であるとは考えるが、経緯等の詳細を確認しながら判断していきたいと考えます。

質問、交付税のデジタル化推進に要する経費は幾らか。また、来年度の交付見込額はどのぐらい

になるのか。

回答、デジタル化推進に要する交付基準額は約6,000万円となっています。来年度の交付税は、算定に係る詳細が示されていないので具体的な額を示すことはできないが、公債費の償還等を勘案すると下降傾向で推移していくものと考えます。

質問、合併特例債で購入した重機は1台になるのか。

回答、当初、過疎債を充てることとしたが、要望額どおりに起債が充てられないおそれがあることから、合併特例債に変更をしたものです。重機については、当初予算のとおり1台購入しています。

質問、商工債ブランシュたかやまスキー場改修工事の過疎債が減額となっている。担当部署は違うが、企画財政課で分かる範囲で説明していただきたい。

回答、当初予算で国庫補助事業による改修工事を計上したが、不採択となったため、事業費を精査し、予算の組替え、縮減により総額8,400万円としたものです。

次に、産業振興課。

質問、農業用機械施設補助について、補正で対応したことはこれまでもあったか。要望に対し、ふるいにかけることのないようにしていただきたい。

回答、これまでもございました。予算との兼ね合いもありますが、可能な限り要望にお応えできるよう取り組みます。

質問、国庫補助、令和3年度国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業について、なぜ事業が不採択となったのか。

回答、不採択理由は観光庁から示されていませんが、本事業はインバウンドに係る施設整備に対し支援があるもので、今後はインバウンド対策を強化する必要があると考えています。

質問、今回の事業について、あり方検討委員会で協議をしたのか。

回答、指定管理料に関する協議を行ったとき、一部の事業について説明し、有利な国庫補助等を考えていきたいと話しましたが、今回の国庫補助事業の説明はしていません。

質問、以前、10年間の事業計画が示された。今回、事業の先送りをするので、どこかで事業が滞るのではないか。

回答、この計画は、状況に応じ見直しをする必要があります。今後、国庫補助事業を活用しながら、必要な事業を実施していきたいと考えています。

質問、今まで振興公社で起債事業を実施していたと思うが、いつから町の起債事業となったのか。

回答、町が事業主体となり、事業を実施しています。スキー場の事業で過疎債を充当したものに付きましては、交付税算入を除いた30%分を振興公社より負担していただいています。

質問、過疎債の交付税算入を除いた30%分は、今後も振興公社が負担をするのか。

回答、現状の取決めでは、そのとおりとなります。

質問、今後、新しい組織（新会社）ができるが、この取決めはどのようになるのか。

回答、現状、今までの取決めに沿い負担いただく方向で町では考えています。今後、設備は町が調整する、新会社は売上げを町へ施設使用料として入れ、町は使用料を積み立てながら、維持管理や次の投資に充てられるような形をとる等、振興公社・スキー場あり方検討委員会にて協議するものと考えます。

質問、スキー場事業は、過疎債を大きく充当し、他の事業に充てられるか大変心配になる。町民からも、スキー場事業に対し心配な声を聞く。全体事業を見る中で、スキー場事業は慎重に検討していただきたい。

回答、振興公社及びスキー場あり方検討委員会、必要に応じては議会全員協議会等にて相談等しながら、皆様の心配を取り除くようなスキー場運営ができるよう方策を講じてまいりたいと考えます。

質問、令和3年度、実際に事業を実施する明細を提出してほしい。

回答、9月10日資料が提出され、株式会社長和町振興公社社長出席の下、議会全員協議会を開催、事業内容及び予定額の説明、質疑応答が行われました。

次に、建設水道課。

質問、過年度還付金が計上されている。当時の担当者の誤りか。

回答、そうです。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 次に、社会文教常任委員会に付託された町民福祉課、こども・健康推進課、教育課の所管する補正予算について委員長の報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第5号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。質疑応答の内容は以下のとおりです。

町民福祉課関係について。

窓口係。

マイナンバーカードの交付状況をお聞きしますとの問いに、8月末現在の交付者は1,750人です。全住民の29.96%ですとの答弁でした。

申請時の写真に不備や撮るのが大変と聞きますが、町では申請時に写真を撮るサービスを行っているのかの問いに、今年度導入したタブレットを利用して、写真も撮り、高齢者への支援や窓口で申請サポートを行っていますとの答弁でした。

住民へ、そして庁舎内でも分かるように周知をしてくださいとの質問に、町の広報、ホームページやFMとうみなどで周知していますとの答弁でした。

カードを作成するメリットになると思う保険証としての利用は、10月から始まりますかの質問

に、そういった広告物なども国から来ているので、予定どおり始まると思います。当初の計画であった3月利用がスムーズにいかず、10月に始まる予定で進められています。委員がおっしゃるとおり、カード保持者のメリットにもなるので、併せて周知いたします。

福祉係。質疑なし。

高齢者支援係。質疑なし。

生活環境係。

EV充電器の保守業務委託について、今回の補正は毎年のものに加えて補正するのかの問いに、これまでは国の補助があり、そこに保守料金も含まれていた。今年から保守料金が町の対応となることから、増額補正となっているとの答弁でした。

今後、最大でどの程度の金額になるのか。合計でいかほどかの問いに、今年度は最大で補正後の金額となり、来年度以降も同額で当初予算に計上することになる。当初予算と補正額を合計して235万2,900円となるとの答弁でした。

こども・健康推進課。

子育て支援係、質疑はありませんでした。

保育園。

和田保育園の桜の木の落ち葉が、隣家のといに詰まって困るという話はどうなっているのかの問いに、年数が経過し老木となっている。今回の補正は危険な1本を伐採するために計上した。その他の木も、来年度以降、計画的に伐採していきたいとの答弁でした。

ながと保育園の園庭工事は総額幾らか。建設ときに設計ミス等の議論はなかったのかの問いに、総額680万円です。建設当時は、ゲリラ豪雨のような局地的な大雨は想定していなかったという設計会社の見解であります。暗渠等入れながら対応してきたが、機能せず、工事となったが、現在は快適な環境となった。今後、しっかり維持管理をしていきたいとの答弁でした。

園庭工事について、予算額に対してかなり安く竣工しているが、最初の見積りはどのようになっているのか。工事内容を落としたのか。最終の終末処理はどこへ流しているのかの問いに、昨年度設計を行ったが、コロナの影響等で設計が遅れてしまった。当初予算の設定時に過剰な見積りとなってしまったが、最終的には雨水を除去するために必要な経費を予算計上した。今回の工事に当たり、きちんとした設計で入札した結果、このような金額になったと御理解いただきたい。必要な工事をしっかりやっていただく見積りになっている。元からある水路を活用したり、新たに駐車場側へ水路を開設し、流したとの答弁でした。

きちんとした設計施工をしてもらわないと困るがいかかの問いに、園庭工事の設計監理については、設計業者へ委託し、責任を持ってやっていただいている。完成時には、町の検査員により竣工検査も行っている。よい設計でよい工事をしていただくという形で取り組みたいと考えているとの答弁でした。

健康づくり係。

時間外手当職員は何名になるのか。全ての費用が国の財源でよいのかの問いに、役場職員7名とその他担当課職員の時間外勤務手当である。全て新型コロナワクチン接種体制の国庫補助金であるとの答弁でした。

接種委託料について、どこの医療機関へ委託したかの問いに、依田窪病院とたけなか医院への委託料であるとの答弁でした。

教育課。

学校教育係。

GIGAスクールの学習ソフトは、ライセンス購入または年間使用料のどちらか。年間使用料となれば、金額は倍となるのかの問いに、今回の補正予算は、半年分の使用料として計上しました。年額となると基本料金が倍額となるが、長期契約も含め、費用の低減に努めますとの答弁でした。

学習ソフトのライセンス購入での金額と使用料、長期契約の使用料について検討されたか。具体的に決まっているようであるが、長期契約とすれば、バージョンアップを定期的にお願ひしたいの問いに、学習ソフトの導入費用について、ライセンスによる購入と使用料では、使用料のほうが安い計算が示されたので、使用料で導入を進めていますとの答弁でした。

社会教育係。

小茂谷公民館暖房機購入について、地元で負担する場合もある。購入について、慎重に審査すべきではないかの問いに、古いストーブの再利用も検討しましたが、煙突が建屋に据え付けられているので困難と判断しました。公民館の新築時には、基本的に通常使用できる状態で地元を引き渡していることから、今回は町で購入しましたが、御指摘のとおり慎重に審査をまいりますとの答弁でした。

地域共生社会実現のためのコミュニティ施設整備事業の財源についての問いに、一般財源ですとの答弁でした。

公民館の施設管理や責任の体制はどうなっているのか。今回の小茂谷公民館の場合、既存の施設についても取壊しなどの費用負担の問題が懸念されると思うがとの問いに、小茂谷について、移転後も既存施設は残存の希望があり、解体は行いません。しかしながら、経年劣化により解体の必要性も懸念され、また他でも同様の案件が起こることも懸念されることから、責任の所在等は明確にしておくよう努めてまいりますとの答弁でした。

スポーツ講演会の中止の判断基準は、どこに定めているのかの問いに、現在のところ、できる限り開催したいと考えているが、9月12日までに県から発令されている非常事態宣言終了後の県からの基準を慎重に検討していく。また、13日にスポーツ推進員との会議で議題として上げ、その場での御意見も基に判断したいと思うとの答弁でした。

講師謝礼として計上している40万円はどうなるのかの問いに、講演会の2か月前よりキャンセル料が5万円ほど発生していますとの答弁でした。

文化財係。

発掘調査で出土した土器はどうなるのかの問いに、出土資料は全て町の財産として保管していきますとの答弁でした。

発掘終了時の目途はの問いに、10月末の終了を目指しています。古町コミュニティ施設本体工事については、繰越事業として10月中下旬に承認手続を経て、その後入札を行います。来年の6月から7月頃の竣工予定ですとの答弁でした。

歴史的景観補助事業について、旧和田村の条例を持ち込んだものもあるが、以前から意見しているように宗教関係への支出は問題があるため、条例の根本的な見直しが必要であるとの質問に、歴史的景観保全条例施行規則については、以前に一度見直しを行っているが、各地区の状況も考慮して、文化財調査委員会等で検討してまいりますとの答弁でした。

和田なが井の立木伐採について、業者は決まっているのか。また、立木は全部処分してしまうのかの問いに、議決を頂ければ、9月の業者選定委員会へ諮って、入札業者を決定します。利用可能なサワラがあるため、伐採後取っておいて、和田宿の歴史的建造物の屋根材として利用していきますとの答弁でした。

人権男女共同参画係、質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（森田公明君） 委員長に申し上げます。

社会文教常任委員長、先ほど3ページで最初に報告いただいたところで、討論なく、採決の結果、全員賛成、認定と報告がありましたが、可決の間違いだと思しますので、もう一度訂正をお願いします。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第57号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第5号）について、審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（森田公明君） ありがとうございます。

以上で、委員長の報告を終わります。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第57号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第58号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第14 議案第59号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第15 議案第60号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第16 議案第61号 令和3年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第13 議案第58号から、日程第16 議案第61号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

羽田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（羽田公夫君） 議案第58号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）について。

町民福祉課保険係。

担当係説明の後、質疑・討論なく、全員賛成により、議案第58号は可決すべきものと決定されました。

次に、議案第59号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

町民福祉課保険係。

担当係説明の後、質疑・討論なく、全員賛成により、議案第59号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

町民福祉課保険係。

担当係説明の後、質疑・討論なく、全員賛成により、議案第60号は可決すべきものと決定いたしました。

議案第61号 令和3年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）について。

教育課人権男女共同参画係。

担当係から説明の後、質疑・討論なく、全員賛成により、議案第61号は可決すべきものと決定されました。

以上です。

○議長（森田公明君） 以上で、委員長の報告を終わります。

最初に、日程第13 議案第58号 令和3年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第58号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14 議案第59号 令和3年度長和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第59号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15 議案第60号 令和3年度長和町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第16 議案第61号 令和3年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第61号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第62号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）について

(町長提出)

◎日程第18 議案第63号 令和3年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）について

(町長提出)

◎日程第19 議案第64号 令和3年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第17 議案第62号から日程第19 議案第64号までを一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 議案第62号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、議案第62号は可決すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

質問、大型特殊免許を取得するとのことだが、取得する管理人の年齢と、取得期間を教えてください。

回答、管理人の年齢は52歳、取得期間はおおむね1週間とのこと。

次に、議案第63号 令和3年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で議案第63号は可決すべきものと決定しました。

次に、議案第64号 令和3年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、特段、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成で、議案第64号は可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（森田公明君） 委員長の報告が終わりました。

最初に、日程第17 議案第62号 令和3年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第62号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第18 議案第63号 令和3年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第63号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第63号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第19 議案第64号 令和3年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第1号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに、賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第64号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第65号 長和町過疎地域持続的発展計画について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第20 議案第65号 長和町過疎地域持続的発展計画についてを議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 議案第65号 長和町過疎地域持続的発展計画についての審査結果を報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成で、議案第65号は可決すべきものと決定しました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

質問、県下における対象の市町村数は。

回答、全体指定が29団体、一部指定が7団体となります。

以上。

○議長（森田公明君） 委員長の報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第21 陳情第6号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情

◎日程第22 陳情第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情

○議長（森田公明君） 次に、日程第21 陳情第6号及び日程第22 陳情第7号を一括して議題とし、審議に付します。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（渡辺久人君） 陳情第6号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情については、討論なく、採決の結果、賛成少数で不採択すべきものと決定しました。

次に、陳情第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情については、討論なく、採決の結果、全員賛成で採択すべきものと決定しました。

以上、総務経済常任委員会委員長報告といたします。

○議長（森田公明君） 委員長の報告が終わりました。

最初に、日程第21 陳情第6号 トリチウムなどの放射性核種を含むALPS処理水の海洋放出方針決定の撤回を求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

田福議員。

○3番（田福光規君） 私は、この陳情に賛成、採択すべきという立場で討論を行います。

その理由は、第一に、全漁連、福島県漁連が反対し、同県議会の県内7割の43市町村議会が反対や慎重対応の意見書を採択しております。

政府と東電は関係者の理解なしに、汚染水のいかなる処分も行わないと文章回答いたしました。そして、4月7日に、菅義偉首相に両漁連の会長が20分間懇談し、絶対反対と表明をしております。その理由は、東日本大震災と原発事故、そしてその後の風評被害により、福島県をはじめとする漁業は大打撃を被りました。その後の10年余の必死の取組の中でようやく先が見え始めてきた昨今であります。

しかし、この汚染水の放出により、風評被害が大きくなることは考えられ、漁協、漁連は大打撃を被ってしまいます、との理由であります。

しかしながら、菅首相は懇談の1週間後の4月13日に関係閣僚会議を開き、海洋放出を決めました。被災地の声を無視した暴挙と言わざるを得ません。

第2の理由として、政府は薄めて流すと言いますが、トリチウムの総放の出力は変わりません。500倍の希釈でも500回流せば同じであります。そして海洋放出しても、今から、現在ある汚染水だけで40年かかります。今後作られる汚染水を考えると何十年かかるか分からないようなことでもあります。

その間に放射性物質が半分に減る半減期が約12年であるトリチウムはもっと減衰いたします。トリチウムの分離技術の開発なども時間をかけられます。

既にトリチウムの除去に成功した企業があるとの情報も出されております。政府は、放出の理由として、タンクの設置場所が足りないと言っていますが、それは炉心溶解で溶け落ちた燃料デブリなどの一時保管場所の施設や廃棄物の保管施設を増設するためのスペースが必要だと説明をしております。

しかし、総量800トン程度と言われる燃料デブリは、極めて高線量で取出しができるのか分かっておりません。

東電は、具体的な検討は、これから、と答弁しております。海洋放出に固執せず、タンクの増設なども対策を取りながら、問題解決に英知を結集すべきと考えます。

以上の理由で、私は陳情に賛成いたします。議員の皆様の御検討を頂き、御賛同いただきますようお願いいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（森田公明君） ほかに討論ございますか。

渡辺議員。

○2番（渡辺久人君） 私は、陳情6号に対し反対の立場から意見を述べさせていただきます。

政府は福島第一原発で、増え続けるトリチウムを含む、処理水、先ほど田福議員は汚染水と言っていますが、それは大きな間違いで、処理水という見識だと思います。処分方法について国の小委員会がまとめた基準以下の濃度にして海か大気中に放出する方法が現実的で、海のほうが、より確実に実施可能とする報告などを踏まえて、2年後をめどに設備の設置などの具体的な準備を進め、海へ放出する方針を決めました。

また、賠償も含め、風評被害への対策も徹底するよう東京電力に求めています。放出に当たってはトリチウムの濃度を国の基準の40分の1、WHOが示す飲料水の基準で7分の1程度に抑えるとしています。

トリチウムは通常の原子力施設でも発生し、国内での原発では1リットル当たり6万ベクベルという基準以下であることを確認した上で、海に放出しています。海外でも各国で基準を定め、放出しています。

福島第1原発の原子炉建屋では1号機から3号機の溶け落ちた核燃料を冷やすための注水が続い

ていることに加え、建屋への雨水や地下水の流入が続き、1日140トンのペースで放射性物質を含む汚染水が発生しています。

福島第一原発の構内には、この処理水をためる大型のタンクが1,061器設置されており、およそ137万トンの容量のうち、既に9割に処理水が入っています。敷地内には空きスペースもありますが、国や東京電力は今後、溶け落ちた燃料デブリや使用済み燃料の一部保管施設などを建設する必要があるため、タンクを増やし続けることはできないとしています。

福島第一原発が立地する大熊町や双葉町からは、タンクでトリチウムなどを含む処理水を保管し続けることが、復興の妨げになっているとして、政府に対し対策を早急に決定するよう要望がされています。

また、無限にタンクを増やし、貯蔵することはリスクが常に存在し、膨大になるばかりで、永遠に廃炉作業は進まなくなります。

国の小委員会に関わった見識者によりますと、今回の政府の決定について、トリチウムの人体への影響が非常に薄ければ、影響がないことが生物学的にも分かっている、これまでの議論で、海洋放出が一番確実であり、福島の復興にとって先送りができない問題であり、水をためておけばいいという考えは、廃炉をやめますというもので、放出なくして福島の復興にはつながりません。

放出までは時間的余裕があります。漁業関係者とは風評被害対策、さらに具体的な補償内容など納得されるまで、継続的な交渉で理解を得られること、また放出は40年かけて行うとのことで、トリチウム除去装置など技術的な開発を確信しまして、反対意見といたします。

○議長（森田公明君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、陳情第6号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。したがって、原案について採決をいたします。原案のとおり採択することに賛成議員の挙手を求めます。原案を採択です。もう一度申し上げます。原案を採択することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手少数）

○議長（森田公明君） 賛成少数。よって、陳情第6号は、委員長報告のとおり不採択とされました。

次に、日程第22 陳情第7号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める陳情の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、陳情第7号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。

委員長報告のとおり採択することに、賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択されました。

◎日程第23 意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の
充実を求める意見書

(議員提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第23 意見書案第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対
処し地方税財源の充実を求める意見書を議題とし、審議に付します。

本案につきましては、開会日に議員より説明がございましたので、説明を省略し、これより質疑
を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、意見書案第4号を採決いたします。意見書案第4号について原案のとおり可決するこ
とに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。しばらくそのままお待ちください。

休 憩 午前11時30分

再 開 午前11時31分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、町長から追加議案が提出されております。
この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決
定いたしました。

◎日程第1 議案第67号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第6号）について
(町長提出)

○議長（森田公明君） 追加議事日程第1 議案第67号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第6号）についてを上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどは、本定例会に上程をいたしました全ての議案につきまして、賛成、可決を頂きましてありがとうございます。

本日は、9月議会定例会最終日ということになります。今議会は、私の任期が11月12日、議員の皆さんの任期が11月30日ということで、現在の任期では、最後という節目の議会になりました。

私は、さきの6月議会定例会におきまして、この先も町政を預からせていただくべく出馬表明をさせていただいたところでございます。

在任期間中は、令和元年の東日本台風、今般のですね、お盆の最中の大雨など急激な気候変動や新型コロナウイルス感染症に象徴されるよう、今まで経験のしたことのない災害や予期せぬ出来事がいつ起こるか分からないと、こういった時代になってきております。今までもそうでありましたが、いつ、どんなときでも町民の皆さんの命を守ることを第一義とし、危機意識を高め、防災減災に努め、安全安心に暮らし続けるために、切れ目のない町政を進め、誰もが幸せを実感できる幸せな町を目指したいと存じますので、今後とも皆様方の御協力を頂きますようお願いを申し上げます。

さて、本日追加議案として提案させていただきました、議案第67号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第6号）につきまして、主な内容を説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、8月の大雨により発生した災害などに伴う必要な経費、人件費をはじめ、重機借上料や原材料費、設計監理委託や工事請負費などで、それぞれ計上をさせていただきましたほか、先般、議会全員協議会におきまして御説明をさせていただきました、特別警報発出に伴う緊急措置として長野県の事業者支援交付金事業1、160万円と、議会全員協議会の後ですね、新型コロナウイルス感染症対応として、国の地方創生臨時交付金961万3,000円の交付が決定され、事業者を支援するための事業に活用できることとなりましたので、それぞれの財源を合算して活用し、新型コロナウイルス特別警報に緊急支援金事業の事業2、121万3,000円を実施するものでございます。

歳入歳出ともに7,730万5,000円を増額いたしまして、総額で63億6,730万5,000円とするものでございます。

以上、追加議案として提案させていただきました議案について概要のみ説明させていただきましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明を終わります。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、追加した議案は、本日、即決とすることに決定いたしました。

日程第1 議案第67号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とし、審議に付します。

担当課長の詳細説明を求めます。藤田企画財政課長。

○企画財政課長（藤田健司君） それでは、議案書の1ページをお願いいたします。

議案第67号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第6号）について、御説明をさせていただきます。

ページをおめくりください。第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,730万5,000円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ63億6,730万5,000円とするものでございます。歳入歳出の詳細につきましては、9ページからになりますので御覧いただきたいと思います。

まず、歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、国庫支出金の地方創生臨時交付金におきまして、事業者支援分が追加交付となりまして961万3,000円の増額でございます。県支出金につきましては、新規で、特別警報2の発出市町村等の事業者支援分といたしまして1,160万円の交付、繰入金につきましては、補助金及び起債充当外の財源を財政調整基金から978万8,000円、8月豪雨災害での林道復旧に関しまして、森林譲与税の基金から590万4,000円の増額計上。町債でございますが、災害事業債といたしまして、土木並びに農業用施設に3,760万円、林業、林道の災害には小災害債といたしまして280万円、それぞれ増額及び新規で計上をさせていただきました。

歳出につきましては、10ページからになりますので、御覧いただきたいと思います。

款2の総務費の総務管理費でございますが、災害対策費支援費では、8月の豪雨の避難所での使用した毛布のクリーニング代、災害時の職員の時間外勤務手当といたしまして226万3,000円の増額をするものでございます。

款6の商工費でございますが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策といたしまして、町内145事業所に対しまして、県が進めます信州の安心なお店認証制度への登録並びに新型コロナ対策推進宣言の店、これの実施を条件に15万円の支援金を、また事務を行います商工会の事務費を含めまして2,211万3,000円を計上するものでございます。なお、支援金の金額につきましては、先般開催されました議会全員協議会の際には10万円という説明をさせていただいたわけですが、先ほど町長の提案理由の説明でも触れさせていただきましたとおりでございますが、新型コロナウイルス感染症対策として交付されます地方創生臨時交付金が、事業者を支援するための事業に活用できるということと示されましたので、15万円に増額をさせていただいてございます。

款9の教育費の社会教育費でございますが、8月豪雨におけますところの中山道の災害応急措置といたしまして、34万5,000円の増額、黒耀石原産地遺跡保存整備におきましても黒耀石体験ミュージアムから星くそ館への遊歩道や取付道路の破損に対する災害修繕工事に353万円の増額補正をするものでございます。

款10の災害復旧費でございますが、農業用施設災害復旧費といたしまして現場消耗品、被災箇所26か所の応急仮工事に伴う重機借上料、原材料に530万円の増額、林道施設災害復旧費といたしまして、被災箇所29か所の復旧工事並びに原材料費といたしまして、870万4,000円でございます。土木施設の災害復旧費といたしましては、現場消耗品、測量設計、応急復旧としての重機の借上料、災害復旧工事に3,505万円の増額補正をするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

日程第1 議案第67号 令和3年度長和町一般会計補正予算（第6号）に対する質疑を行います。質疑ございますか。

佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 教育費のところに関しまして、星くそ館からミュージアムで、今回新しくできたところの遊歩道が損失したということなのですが、かなり急傾斜地でございます、今回の雨のようなものが続くとなると、また起こる可能性があります。そういった意味で、ある意味、応急措置ではなくて、今後の災害に対応したものなのかどうかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（森田公明君） 大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） 御説明させていただきます。

星くそ館にたどり着くまでの今回の改善ですが、まず、施設への取付道路につきましては、また、雨のときに洗堀等がないように壁面とそれから洗堀防止のための土側溝を入れるということで、基本的な応急処置は国有林側のほうでしていただきましたので、その破損を今後続けないようにという工事の内容になります。遊歩道につきましては、実際に土砂そのものは多く道の上には乗っていないんですが、すぐ横が作業道ののり面が崩落しているというそういう危険な状況になりますので、緩やかなルートでブル道で作業道を付け替えるという軽微な整備になりますので、今後その土砂災害の影響を受けやすいところからルートを変更するという内容で計画しております。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかにございますか。

柳澤議員。

○7番（柳澤貞司君） ただいまの説明ですけども、これの資料を見ますと、発掘調査費という本文になっていますが、調査は終わっていると解釈します。したがって、今回は災害復旧、災害のための復旧費じゃないですか、どうですか。

○議長（森田公明君） 大竹文化財担当課長。

○文化財担当課長（大竹幸恵君） 教育委員会のほうの事業で、目は施設運営の目8と、それから埋蔵文化財の調査及び整備の目9というふうに大きく二つに分けて持っております。今回、星くそに関しましては史跡公園の整備ということになりますので、目9自体は発掘調査費というふうになりますが、整備費そのものがこの目の中に位置づけられておりましたので、その整備の一環ということで目9から今回の補正を挙げさせていただいたという経過でございます。

○議長（森田公明君） 柳沢議員。

○7番（柳澤貞司君） 分かりました。

これからの連絡道路というのね、このところは非常に、急っていうんですかね、いろいろあそこも立木等を伐採したりしてね、今後もそのような災害が出る可能性があったとすればね、まず思い切った改善をしておいたほうが今後のためになると思います。

それから、この財源なんですけど、一般財源が充てられております、それから災害復旧の時間外手当ね、これについて何名が携わってね、この金額になるのか、財源等はどうなのか、これについて説明願います。

○議長（森田公明君） 城内総務課長。

○総務課長（城内秀樹君） 災害時の職員の出歩いていただいた人数ということなんですけど、正職員ほぼ全員招集しましたので90名ほどになったと思います。正職員、すべて招集しましたので、正職員の人数が来ておりますのでそのように御理解いただければと思います。

一応、60人分ということで計上してございます。

財源は、とりあえず、ちょっと一般財源で見えておりますが、全国町村会災害対策費用保険というものに私どもも加入しております、保険金が下りる予定ではおりますので、それを財源にしたいと思っております。

○議長（森田公明君） よろしいですか。

○7番（柳澤貞司君） はい。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

佐藤議員。

○1番（佐藤恵一君） 林業施設災害復旧費についてお伺いいたします。

今回の雨なんですけど、どのくらいの箇所が洗堀とかいろいろな林道の損害になったのでしょうか。

また、令和19年度の林道の復旧の際の場所等に関しては、再度起こったのかどうか。

2点お聞きします。

○議長（森田公明君） 宮阪産業振興課長。

○産業振興課長（宮阪和幸君） では、今回の林道災害の関係ですが、箇所数につきましては、先ほど企画財政課長の説明にもありましたが、29か所ということで、路線数にすると14路線になります。だから、1路線でちょっと複数か所ある場所もありますが、14路線の29か所というこ

とでございます。

それと、19年の台風災害との重複箇所ということでございますが、ちょっと、そこら辺はちょっと、しっかり確認をしてございませんが、数か所程度はあるかと思われま。ちょっとそこは、未確認ですが、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） よろしいですか。

○7番（柳澤貞司君） はい。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第67号を採決いたします。議案第67号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前11時51分

再 開 午前11時52分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第1 意見書案第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

（議員提出）

○議長（森田公明君） ここで、お諮りいたします。日程第1 意見書案第5号は、先ほど採択された陳情と同趣旨でありますので、趣旨説明を省略したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、趣旨説明は省略することに決定いたしました。

日程第1 意見書案第5号 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を議題とし、審議に付します。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより、意見書案第5号を採決いたします。意見書案第5号について原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(森田公明君) 以上で、本定例会に提出されました案件は、全て終了いたしました。

したがって、令和3年9月長和町議会第3回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、令和3年9月長和町議会第3回定例会を閉会といたします。

閉 会 午前11時53分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 田 福 光 規

長和町議会議員 小 川 純 夫

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員